

第 1 回 定例会 会議録

令和 4 年 3 月 8 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第1回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月8日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第3号 専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号））
- 日程第5 町長施政方針
- 日程第6 議案第4号 令和4年度南小国町一般会計予算書
- 日程第7 議案第5号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書
- 日程第8 議案第6号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書
- 日程第9 議案第7号 令和4年度南小国町介護保険特別会計予算書
- 日程第10 議案第8号 令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書
- 日程第11 議案第9号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書
- 日程第12 議案第10号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書
- 日程第13 議案第11号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書
- 日程第14 議案第12号 行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20	議案第18号	南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第19号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第22	議案第20号	南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第21号	南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第22号	令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）
日程第25	議案第23号	令和3年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）
日程第26	議案第24号	令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）
日程第27	議案第25号	令和3年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第4号）
日程第28	議案第26号	令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）
日程第29	議案第27号	令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）
日程第30	議案第28号	令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）
日程第31	議案第29号	令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）
日程第32	議案第30号	南小国町総合物産館の指定管理者の指定について
日程第33	議案第31号	南小国町交流促進センターの指定管理者の指定について
日程第34	議案第32号	南小国町きのこ菌床培養等施設の指定管理者の指定について
日程第35	議案第33号	南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定について
日程第36	議案第34号	南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定について
日程第37	議案第35号	工事請負変更契約の締結について
日程第38	議案第36号	町有林野部分林契約について
日程第39	議案第37号	町有林野部分林契約について
日程第40	委員長報告	南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会 南小国町議会における議員定数削減に関する事項
日程第41	陳情第1号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
日程第42		議員派遣報告について
日程第43		議員派遣の件について

日程第44

閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設
常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特
別委員会／南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会／
議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1 番	穴 井 則 之	2 番	佐 藤 毅
3 番	井 野 和 哉	4 番	井 上 則 臣
6 番	下 城 孔志郎	7 番	児 玉 秀次郎
8 番	穴 井 千 秋	10 番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

5 番	矢津田 道 夫	9 番	森 永 一 美
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長	河 本 孝 博	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	建 設 課 長	北 里 能 蔵
福 祉 課 長	朝 日 康 博	農 林 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） おはようございます。本日は、会議規則第２条の規定により、５番、矢津田道夫議員と９番、森永一美議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は８名でございます。定足数に達していますので、ただいまから令和４年第１回南小国町議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きたいと思います。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、穴井千秋議員、１番、穴井則之議員を指名といたします。

—————○—————

日程第２ 会期の決定

○議長（平野昭夫君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

今定例会の会期については、去る３月１日に議会運営委員会が開かれ、本日から１６日までの９日間とし、その間の会議日は、本日、９日、１０日、１１日、１４日、１６日に開くことに決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定をされました。

なお、一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定をされました。

なお、先の議会運営委員会におきまして、今定例会の一般質問をケーブルテレビにて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可しております。

—————○—————

日程第３ 一般質問

○議長（平野昭夫君） 日程第３、一般質問をこれより始めたいと思います。

２番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 2番、佐藤です。人類の恒久平和の願いをよそに、ロシア軍のウクライナ軍事侵攻により、子供をはじめとする多くの市民の犠牲を生んでいる状況は到底容認することはできません。私一人の力ではこの戦争を止めることはできませんが、命と生活が脅威にさらされている人々への人道支援、特に子供たちの笑顔を早期に取り戻すために今何ができるのか、自ら考え、行動に移していきたいと思います。一刻も早くこの戦争が終わることを望み、願います。

それでは、通告に基づき、2点質問いたします。

まず、水道事業の今後についてです。

高度経済成長期を中心に整備されてきました水道事業、この水道管の老朽化が全国で深刻な問題になっています。耐用年数を超えて使用していることで引き起こされる事故が多く見られます。重要なライフラインである水道を守るためには老朽化した水道管の更新は欠かせないものです。また、最近では人口減少の影響や節水機器の普及などで水道の使用水量は減少し、水道事業の収入も減少しています。水道料金の値上げで問題になっている自治体もあります。

今後、町として水道料金の改定を考えているのか。また、老朽化した水道管の布設替工事計画等の有無について、今後の水道事業についてお尋ねします。

2点目です。令和2年6月定例会一般質問において矢津田議員より提案がなされました給付型の奨学金制度についてです。町長の答弁では「制度化に向けて準備を進めている。早期実現に向けて取り組む」旨の回答がありました。あれから約2年がたちます。今現在の協議状況や、なぜ制度化できないのか教えていただきたいと思います。

また、高校・大学卒業後に町に帰ってきて就職することを条件とした次世代人材育成投資支援金制度基金を創設してはどうでしょうか。具体的には高等教育課程での学費相当額を支援するという取組です。成績を基準とせず、学校卒業後、町に帰ってきて、民間企業や公務員として就職することや、また農林業、畜産業に従事すること、実家の家業を継ぐ等、幅広い分野において支援金受給期間以上就労することを条件として、支援金の返済義務を負わないとするものです。将来、町の発展にも寄与できますし、定住の可能性も高く、人口減少対策にも効果があるものと考えます。町のお考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

水道・下水道等の公共インフラは、地域住民の安全で快適な生活を支える重要な施設であり、安全・安心な状態を維持できるように適切な管理に取り組む必要があ

ると考えます。

管理状況としては、水道関連施設 33 か所、水道管総延長、約 97.4 キロメートルとなっております。

現在、町では、上下水道事業の経営の効率化、健全化及び町民、使用者の皆様に対する説明責任の向上を目指し、4 特別会計（これは水道事業・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業及び公共下水道事業の 4 特別会計です）において、地方公営企業法を適用、公営企業会計導入に取り組んでおります。令和 6 年 4 月 1 日の施行を目指し、現在、固定資産の調査を進めており、現状把握に努めているところです。

そのような中で、町の簡易水道を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。水道管の老朽化問題、波居原・黒川配水施設の更新・拡張など、課題が山積しており、対応に苦慮しているところです。現時点で具体的な更新・改修計画をお示しすることはできませんが、地方公営企業法適用に伴う固定資産の調査・整理にめどが立った時点で更新計画を含めた長寿命化計画、アセットマネジメント（これは資産管理でございます）等を検討していく必要があると考えております。

水道料金についても、議員の御指摘のとおり、給水人口の減少や節水機器の普及などにより、水道料金の減収は避けられない状況です。一方で、先に述べましたとおり、今後、より一層水道施設の維持管理・老朽化対策・施設更新等に多額の費用が見込まれることから、健全な水道事業を維持していくためにも、地方公営企業法適用事業と並行して水道料金改定を検討していく必要があると考えます。

続きまして、2 つ目の質問、返済義務のない奨学金制度の創設に関してでございます。

以前の議会で御提案いただきました給付型奨学金制度につきましては、奨学金選考委員会を開催し、検討を進めてまいりました。選考委員会では、給付型の奨学金に対しては賛成の方向で進みましたが、給付対象者の資格について、経済的理由であるのか、学業優秀にするのか、また南小国町への活性化に寄与する者であるのかなど、その資格については選考委員さんの方の意見もまとまっていない状況です。また、対象者の資格が経済的理由になったとしても収入基準額の設定が必要となったり、学業優秀の場合は学校規模による公正な評定基準が必要となったりと、判定基準の設定の難しさにも直面する状況となっております。

2 番議員が提案されている、将来、町の発展に寄与できる人材への手助けも大事な目的と考えておりますし、今後、奨学金選考委員会を再度開催し、給付型奨学金の目的を明確にして、対象者の資格や判定基準等の作成も急ぎたいと考えております。制度設計にはもう少し時間がかかりますが、制度化に向けてさらなる検討を進

めてまいります。

また、奨学金にしても地元人材育成のための支援金制度や基金創設に関しても、将来の投資的な意味を持つものであり、私としては必要であると考えます。ただし、それぞれの関係性をどのように考えるのか、議員の考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 先ほど答弁にもありましたけれども、水道事業・下水道事業に関しては、令和6年度から公営企業会計に移行されるということで、今準備が進んでいるところです。経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、さらに民間企業と同様の公営企業会計を適用することで経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な営業等を実現することを推進しているという形で令和6年度から公営企業会計に移行する形になっていると思います。

その移行に向けてでしょう。各自治体でも水道料金の値上げ改定が現在行われています。近隣の自治体でいうと、南阿蘇村では4月利用分から基本料金10立方メートル当たり1,000円を1,100円に改定するようになっております。

この水道料金の値上げに関してですけれども、ニュースでも取り上げられたところを一部紹介したいと思います。京都府の和束町で、水道料金が最大で2倍になるということで、住民団体が値上げの中止を求めて、住民4割の反対署名を町に提出した。これは、2月の記事にございました。内容を見ると、現在10立方メートル当たり月額1,500円の基本料金を5立方メートル当たり2,000円とし、超過料金も1立方メートル当たり170円から200円に値上げをする。これを今年4月から実施するということがございました。住民団体の意見として「突然の値上げで、町民への説明もない」ということで再検討を求めていると。ただ、町としては、水道施設の統合により、負債の返済のために致し方ないという記事でございました。

私としては、こういう事態を南小国町で起こしてほしくないというか、起きないようにしたいと思っているところでございます。水道料金に関して私も値上げを望んでいるわけではありませんが、今後の老朽化対策と工事費、水道の安全供給に向けての備え、準備、そういうことは必要だと思います。どうしてもそれは財政的に余裕を持っておかないと、必要なときに対応ができなくなるということです。飲料水が途絶えることなく、安心して使える水道事業を維持し、安心した生活を送れるように絶対に必要なことであろうと思います。

そこで、町の近年の水道使用料の収入を見てみますと、平成30年度、収入が8,919万円、令和元年度では8,544万円、令和2年度は7,700万円。令和2

年度においては、コロナ対策で基本料金の2か月免除がありましたが、こうして見ても、年々減少していていると。令和3年度の1月末でも収入は5,300万円となっていて、本年度もこのままいけばまた前年を下回るのではないかなという気がします。収支決算書を見れば黒字となっていますけれども、今後の使用料収入はやっぱりどう見ても見込めないんじゃないかなということを感じるところです。

水道料金は、住民生活に直結する問題でありますので、慎重に議論すべき課題だと思います。しかし、水道事業を維持する上では、答弁にもありましたように、今後の貯水池整備や水道管の交換工事に備えるためにも、やっぱり使用料金の値上げも検討する必要があると思っております。ただ、一度に大幅な値上げをされても、それは一気に改善されるんでしょうけれども、住民負担ということを考えれば非常に大きいものがあるのかなと。であれば、利用者負担という観点からすれば、基本水量を超えた超過分に関して段階的な料金改定も必要ではないかなとは思っています。

そこで、改定は必要ということでございましたけれども、現段階、町内では、現在において、一般的なところでは、基本料金7立方メートル当たり700円、超過分に関しては1立方メートル当たり90円、これについて、いつから大体幾らぐらいに値上げをしようという案があれば、これは、建設課長、個人的な意見でも構いませんので、お願いしたいと思います。それと、今後、公営企業会計に移行した後、老朽化した水道管の布設替工事等、工事費用が出てくると思うんですけども、こういうときに一般会計からの繰入れで賄うのか、それとも独自会計の中での借入れで実施をしていこうと思っておられるのか、この辺も併せてお答えいただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 水道料の改定ということになるかと思いますけれど、今、町長答弁にもありましたように、地方公営企業を進めております。令和6年4月1日施行という形で資産調査、現状把握に今現在努めているところです。

そこで、事務的にも条例改正等が出てきますので、2年後にそれに合わせるために将来を見越した水道改定も必要になるのかなと思っております。考え方でですけど、基本水量は、南小国町に関しましては7立米が基本水量となっております。各市町村を見ると、10立米が基本水量になっているところが多いのかなと。その点は考慮する必要があるのかなと思いますし、超過料金につきましても、南小国町の場合は1立米90円、そのほか阿蘇郡市を見てみますと、110円から150円が超過料金の目安となっているみたいです。基本料金と超過料金を総合的に考える必要があるのではないかなと思っております。そこは、議員御指摘のとおり、いろいろと御意見を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 2年後ではありますけれど、もう一つ、令和6年移行になったときの工事費に対する考え方はどうでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 地方公営企業法を適用するということは、より独立性が認められるということは認識しております。ただ、一般会計繰入については、公営企業になっても、その考え方は大きくは変わらないのかなと。経費の性質上、企業に負担させることが適当でない経費、公共性の高いもの、消火栓の設置とか、また、企業の性質上、企業に負担させることが困難な経費、こういうものが大型投資、簡易水道の建設改良費等に該当するのかなと考えております。また、災害復旧事業も突発的な事業でしょうから、こういうものは独立採算といえども、地方公営企業だけで賄うのは難しいのではないかと考えておりますので、こういった面におきましては一般会計からの支援というものを必要とすると思っておりますので、基準内繰入に関しては今までどおりの考え方でいいと考えております。基準外、赤字補填に関しましてはやっぱりいろんな協議が必要になって、それには、先ほどの料金改定も関わってくるかと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 令和6年からの会計制度の改定により、水道料金の改定、見直しは当然行われてくるということでしょう。これに関して住民の理解が絶対不可欠だと思いますので、今後の改定におきましては、丁寧かつ慎重、そして余裕を持った対応をぜひお願いしておきたいと思います。

もう一つ、令和6年度からの公営企業会計への移行に伴って、今も答弁にもありましたけれど、水道施設の台帳の作成や保管が義務づけられており、固定資産台帳の整備等も必要になってきておりますので、今、町においてその作業が行われていると思います。

もう一つ、ありましたように、独立採算制を採用する公営企業会計において、経営状況を比較可能な形で的確に把握する上において、また原価計算に基づく水道料金の設定を行うことで経営基盤を不可欠な取組にする。要するに、適正な水道料金を設定して、事業収益、利益を上げた分によって設備等の継続的な更新と維持管理を行っていくという考えになるかと思えます。この独立採算制というところで考えますと、場合によっては組織的にも独立する必要があるのかなと思えます。都市部でいう上下水道局であるとか、上下水道室等、こういうものに当たるのかなと思

ます。まだ先の話ですけれど、今後、町としてもそういう必要性があるのかなと思います。2年後ではありますけれど、そのようなまた組織的な上下水道局という組織の改編なんかを考えられているのか、お聞かせください。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 地方公営企業法適用ということで、法適用には全部適用と一部適用に分かれるかと思います。全部適用というのが、組織（これは地方公営企業として独立した組織）、財務として公営企業会計方式の導入。そして、職員の身分として企業職員なのか一般行政職員のままなのかということで、一部適用ということであれば、組織は今まで従来どおり町長部局、職員の身分も一般行政職員で従来どおり、一部適用ということで財務の規定だけ公営企業会計方式を導入すると。

南小国町の場合、現状の組織形態とか市町村規模から見ると、公営企業を一部一般部局と切り離すことは現実ではないと思っておりますので、法適用の目的を会計方式の変更ということで、ここを最重要視するならば一部適用で十分ではないかと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 一部適用ということで組織的にはそのままの形でいかれるという今現在の考え方と思います。令和6年度から会計制度が変わるわけで、事業自体が変わるわけではないので、スムーズな移行ができるよう、あと2年間しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、奨学金制度について移ります。

返済義務のない奨学金制度については、熊本市が生活困窮者の世帯の中学生らを対象に進学時に一律4万円を支給する「高校等進学支援金」を独自に創設したという記事が熊日新聞のほうでありました。また、熊日新聞の記事にもありましたけれど、女子の大学進学率の地域格差ということについても大きく報道があったと思います。年間の学費、生活費で自宅通学よりも多くの費用が必要となっており、地方在住者は大きなハンディになっていると。大学進学には学力だけでなく、家庭の所得、本人や親の意欲が関係すると。進学を促すためには給付型奨学金の充実を図る必要があると。これは、桜美林大学の小林教授のコメントが寄せられていたところでした。

本当にそうだと私も思います。私の息子も、今年3月、大学を卒業する予定です。横浜の国立大学に4年間通いました。親の仕送りだけでは学校生活は送れませんので、日本学生支援機構の貸付型の奨学金とアルバイトで学生生活を4年間送りました。奨学金の返済額は、244万8,000円になります。今後、彼は自分でこの

金額を返済することになります。当然、大学進学前にこのことは理解させた上で奨学金を受け取っております。

今、ちなみに国立大学の学費ですけれど、入学金が28万2,000円、年間授業料が53万5,800円、この4年分、学費総額にしますと242万5,200円になっています。これが私大になれば、もっとかかることでしょう。なおかつ生活する上においては、アパート代とか生活費、もっともつかります。

そこでです。給付型奨学金、どうでしょう。考え方をちょっと変えて、子育てを応援する町として、高校等進学祝金として、高校進学後、一律全員に支給するというのはどうでしょうか。今、高校進学というのは当たり前になってきています。入学祝金または卒業祝金として金額10万円でもいいと思いますけれども、多いといえば、5万円でもいいと思います。子供たち、保護者を応援する意味を込めて、町として支給してはどうでしょうか。町の施策の一つに加えませんか。町の魅力アップにもつながると思います。

それと、もう一つ、地元小国高校へ進学される方に小国高校の存続・繁栄に寄与していただけるということで、小国高校進学奨励金として増額することもいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

今言われたような高校等の進学祝金だったりとか、卒業祝金、また小国高校の進学の奨励金みたいな形ではどうだろうかという話もございましたが、どうしてもそういうところは一つの考え方ではあるかと思いますが、そのときに金額的には10万円ぐらいの形になるのであれば、どうなんでしょうか。そこはちょっとあまり経済的な負担の軽減だったりとか、そういったところにつながるのかなというところは私としては疑問があるところではあります。ですので、どちらかというところ、こういった奨学金の給付型のほうが何かしら継続的な支援はできるんじゃないかなと思いますので、どちらかというところ、やはり奨学金的なコンスタントに入ってくる形のほうがいいのかなと、今お話を聞いて感じたところではございました。

あと、小国高校の進学に対する奨励金ということも、よその地域から来ている、小国郷外から来られている方々には、奨励金というわけではないんですけれども、交通費だったりとか、そういった部分のお金は出させていただいているところがございます。これは、後で質問にもございますけれども、少しでも小国高校に行っていただく一つのきっかけにはなるのかなと思います。でも、最終的には小国高校の魅力化ということにもつながってくるかと思いますが、やはり小国高校の本質的な部分が魅力的になる必要が私はあると考えておりまして、そういったお金がある

から小国高校に行くという方がどれぐらいいるのかというところも疑問ではありますので、そういった今の祝金だったりとか、小国高校に対する進学奨励金というところは私もまだ考えさせていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 小国高校に関しては後で井野議員からもありますので、私は、奨学金制度に対して議論が進んでいるのか進んでいないのか、結果的に進んでいなければ、話をもう一回振出しに戻して、違う形で子育てを応援するというか、中学校まではこの町として、高校生の医療費免除とかもありますけれども、免除というか、補助的なものも、それ以外のところで高校への進学を応援するという意味合いで、これはどうでしょう。町の施策として、子育て支援の一つとして取り入れてみてはいかがかなというところですか。だから、奨学金は、非常に選考基準がどうだこうだ、収入がどうだこうだという議論になってきて、どうしても幅がどんどん狭くなっていくのであるならば、対象者全員にお配りするような仕組みをつくりませんかという御提案でございましたので、これはまたぜひ考えていただければと思います。福祉課になるのかもしれませんが、福祉課にはならないのかな。教育委員会、どうでしょう。高校になると、どこにどう該当するのか分かりませんが、それは横断した形、全町を挙げて支援することを協議していただければと思います。もう一つ、それはそれで、次、基金の話をさせていただきます。

先週、南小国中学校で卒業式がございました。卒業生34名は、皆さん高校に進学されると聞いております。担任の先生に御協力をいただきまして、3年生に進路について簡単な意向調査を行わせていただきました。これは、あくまでも私個人的な部分です。質問は、高校卒業後の進路のことや、将来住みたい場所、また今回御提案させていただいている、将来、南小国町で就職することを条件にした奨学金制度があったら利用したいか等々について、簡単に質問させていただきました。

調査結果を紹介させていただきたいと思いますが、高校卒業後の進路について、四大、短大、専門学校への進路希望という方が34名中22名、高校卒業後、就職したいという方が5名、まだ決めていないという方が7名おられました。将来就職して住みたい地域という問いについて、南小国町という方が4名、阿蘇郡以内という方が1名、熊本県内を含む九州が14名、関東・関西が12名、その他海外も含めて3名でした。南小国町に住みたい方が4名もいたことは、正直喜びであって、うれしさを感じました。本当にそうであればいいなと私は正直思っています。応援をしなければならないと思います。また、都会への憧れは、いつの時代でもあるんだなというのも感じたところです。そして、将来、南小国町で就職することを条件とした奨学金制度について、利用したいという方が14名おられました。利用し

ないという方は18名でした。利用したい人の理由は、「家族に金銭面で迷惑をかけたくない」「大学に行きやすくなる」「南小国町にいたい気持ちがあれば得だ」など、ありました。利用したい14名に関しては、進学を希望する人のみかなと思っていましたら、進路を決めていない人も利用したいという方がおられました。

そこで、そういう進路を決めていない人もいたということであれば、大学進学だとか、そういうのに向かうのかなと、そして、なおかつこの町に住んで仕事をしたいという方たちの助けになるんじゃないかなというのを改めて思ったところですけども。どうでしょう、今後、南小国町を担う次世代の人材投資として基金を創設していただいて、大学や短大、高等専門学校や専門学校へ進学を希望する学生への就学支援を行っていきませんか。国のほうでも住民税の非課税世帯への学生に対して授業料等の免除や給付型の奨学金制度もあるようです。町として、今、人手不足になっている保育士や社会福祉士、学校の先生や医師、看護師、獣医師等、資格を目指す者、また町内や郡内で活躍の場を求めている子供、または担い手不足に悩む農業や林業、畜産業、専門知識や技術を習得して町内で就農を考えている学生、あるいは専門知識を学んだ後、地元の企業で働きたいと、そういう夢を持って学校に行きたい、そういう夢をかなえるために、町として学費等の助成を行い、経済的に支援する、応援する独自の取組をやりませんか。よそ者を支援する費用も大事だと思うんです。よそから受ける移住定住者向けだとか、そういうのも大事だと思うんですけれども、生まれ育った地域のために働きたいという志を持つ人材がいる、こういう学生を応援する基金をつくって、子供たちの未来を支援していきませんか。若い人が町内に残れば、やっぱりそれはそれで活気があり、活性化につながると思うんです。町としても将来への投資になりますので、ぜひそういう学費を支援するような基金をつくって、町内で働きたいと、戻ってきて頑張りたいという子供たちを応援する仕組みをぜひつくってもらいたいと思うんですけれども、町長、教育長、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

すみません、この質問の中身が、給付型の奨学金の部分と、あとその下にまた基金ということの2つが書いてあったので、そのあたりの関係性というのが私もうまく読み取れなくて、大変申し訳なかったんですが、私の答弁書にも書いておりましたけれども、教育長ともお話をさせていただきながら、そういった人材に対する投資といったところに関して、私どもは否定するものは何もなく、むしろ応援したいという考えで教育長もいらっしゃるということをまず御理解いただきたいと思いますし、同時に地元の方が一度は外に出るかもしれないけれども、やはりまた帰っ

てきて何かやりたいという人たちを増やしていくことが今の私たちの役目であるという認識には変わりはありません。ですので、そういったところで何ができるのか、先ほど御意見があったような祝金でいいのか、やはり給付型の奨学金というものがいいのか、そして基金をつくることによって、給付型奨学金はそこから出すんですよという仕組みになるのかというところの意味合いが、すみません、私も分かりかねたので、お聞きしたところでございます。そういった意味で、総合的に考えて、そういった地元人材に投資する、そういった給付型の奨学金も含めて、やることに関して、私は何も異論はないと、そこに少し制度設計の時間が必要であるというところは感じているところでございます。

私からは以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 佐藤議員さんのお気持ちは非常にありがたく思っているところです。南小国町の教育は、南小国の未来のつくり手を育成するというのを大事にしながら、地域の方々と一緒に学校と協力をしながら進めていこうということで、まちインターンだったり、農家民泊だったり、その地域の、自分たちが懂れるような、そういう地域の方々と触れ合いながら、できたら南小国に自分たちが住んで、そして南小国を盛り上げていこうという、そういう子供たちを育てたいと思っています。

ただ、南小国の将来の担い手というか、その部分では、たとえ南小国に住まなくても、一回、例えばほかのところに出て、ふるさと納税とかもあります、南小国を応援したいという、そういう気持ちのそういう人材も含めながら担い手づくりをやろうと先生たちとも気持ちを一緒にしながら進めているところです。

先ほど4名の子供という話がありましたが、まず目標としては、その生徒、例えば3年生の1割がまず地域に残って頑張りたいという、そういう数値的な目標は持っているんですけども、これが2割、3割と、できたら3割いけたらいいなと、そういう希望的な観測は持っているところです。

ですから、今、町長さんの話にもありましたけれども、未来のつくり手、担い手を育成するために、町としてどういう取組が必要なのか。私たちとしては、今、先ほどの奨学金のところを考えておりましたので、その部分のところは、より委員会をさらに深めながら、目的を何に置くのかということを明確にしながら、早く進めていきたいなという気持ちは持っています。また、それ以外のところでも、子供たちを応援できるような場面がないかというのは、また教育委員会、そして町長さんにもいろいろ相談しながら進めていきたいなとは思っているところです。

今のところは以上です。

○議長（平野昭夫君） 最後の質問となります。

2 番、佐藤毅議員。

○2 番（佐藤 毅君） どうでしょう、私の個人的経験とか考えからすると、中学校まではこの町は子育てに非常に厚いのかなと、高校、大学に行くと、どうしてもこういうつながりが薄くなるというのは仕方ないところなんだろうなと思います。ただ、そこで中学校までで考え、思いついたもの、夢として描いたものを、将来、南小国に帰ってきて活躍したいんだという思いを応援する仕組みというのは、形は給付型の奨学金でも構いません。私は、それが進まないから、こういうのはどうですかと、幾つも提案をさせてもらっているような感じです。ですから、早く形にしてもらって、中学校を卒業した後も何らかの形で南小国をいつも感じながら、そして知識を大学等でしっかり勉強してもらって、将来こっちに帰りたいと、帰ってきて頑張りたいという子供たちをぜひ増やしていきたい、そういう思いですので、表現は違いかもしれませんが、思いは一緒なんです。これを早くやりましょうよということをお願いしているところです。

最後に、議会の雑誌の中で長崎県の小値賀町というところで副議長さんがフェイスブックに上げていた記事がありましたので、紹介させていただきます。小値賀町は人口 2,200 人の町ですけれども、今年の成人式のときに新成人が 15 名おられたそうです。そのうち 5 名が小値賀町で就職する。郵便局だとか役場とかに就職されるということで、快挙を成し遂げたということで記事があっていました。その町は、小学校から中学校、高校の段階ごとに議会とコミュニケーションを取ってきた。そういう町の思いだとか、議員の思いだとか、子供たちの気持ちだとかを非常にマッチングさせてきた成果、実績だということで載っていました。

今回、私も初めて中学 3 年生の意識調査を行ってみて、なかなか子供たちの意見を聞くというのはなかったので、よかったのかなと、一つの取っかかりとして、よかったなと思っています。これは、もし機会があれば、もっとほかの中学 1 年生・2 年生、小学校 6 年生、もっと言うなら、高校生にも、そういう意識調査をしたら、違う形でまた御提案もできるだろうし、その施策の中に反映できるのかなと思います。どうしても今から人口減少の歯止めや少子対策を考えていくときには、一番早いのはこの町で育った子供たちが帰ってきてくれて、またこの町を盛り上げてくれることではないかなと思いますので、その一歩として今現在この町で生活している子供たちの意見も取り込みながら、次の南小国町の魅力ある町として頑張るためにも、私個人としては意見をどんどん言っていきたいなと思います。奨学金制度、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

今意見もお聞きしながら、私だったりとか教育長が思っている方向性としては同じ方向を向いているんだろうなと感じておりますので、そういったところは、改めて教育委員会、また奨学金の選考委員の皆様方と、また教育委員の皆様方の意見も必要なのかもしれませんが、拝聴しながら対策を考えていきたいと思ひますし、そういった中で、やっぱり大切なのは地元の子供たちが地域に興味を持つというか、地元を理解するということが私はまず大切だろうなと思ひております。そういった中で、農業体験というか、農家民泊だったりとか、まちインターンとか、そういったところを中学校でやっておりますし、あと出前授業というのも役場職員が出向きながら、南小国のそれぞれの各課の現状だたりとか、課題感だたりとか、そういったところもお話をさせていただいて、地域学ではないんですが、少しでもそういった地元を学ぶ機会というものはつくっております。

あと、これから必要だなと思ひますのは、やはり高校とかになって、地域と離れる部分というか、地域を理解する場がないというところを、昨日、私も小国高校の校長先生と話しながら、そういったお話もございましたので、もっと地域をより深く知るための場が必要だなというところは校長先生もおっしゃられていたというところでございます。そういったところで活躍している人材というのは、小国町も南小国町もいらっしゃいますので、そういった方々が、何で地元でこうやって、いろいろな挑戦をしながら頑張っていらっしゃるのかとか、あとは外から移住されてこられた方が、なぜこの小国町、南小国町を選んで来られたのかとか、そういったところをやっぱり子供たちにも聞いてもらうことによって、地域に対する愛情だたりとか、だったら僕もこの小国郷で頑張ろうとか、そういったきっかけになるんじゃないかなと考えておりますので、併せてそういった場をつくっていくということも今後やっていければと考えているところでございますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（平野昭夫君） 11時5分まで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き、一般質問を行います。

8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 皆さん、おはようございます。8番議員の穴井でございます。
なかなかコロナ感染拡大が止まりません。コロナ感染ウイルスの根絶と収束を願いたいと思います。

それでは、通告に基づきましての一般質問をさせていただきます。

安全であるべき通学路の点検と改善の取組はということで質問させていただきたいと思います。

皆さんも御記憶にあるかと思います。昨年の6月、日にちで言えば28日に千葉県八街市の通学路の下校中におきまして、大型トラックがその列に突っ込み、2人が死亡、3人が重傷を負う大きな事故がございました。本当に痛ましい事故でございました。

それを踏まえて、国の動きが通学路の緊急点検を行うよう各自治体への通告をいたしました。その結果、全国で昨年の10月末現在で7万2,000件もの危険な通学路という報告があり、また4、5日前のニュースにおいては、全国で12月末現在で7万6,000件、この2か月で4,000件ほどまた危険な通学路が増加したということでございます。

危険な通学路がために、こういった大きな事故が起きているのも否めない事実だろうと認識するわけでございます。また、来年度の予算において500億円もの予算を計上して改善していくことで、将来ある子供たちを守るために本腰を上げたと思っております。

本町においても既に学校区別に確認作業が終了しているものと思われましますが、またその具体的な説明をお願いいたしたいと思います。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8番議員の御質問にお答えをいたします。

本町の通学路におきましては、平成27年12月に策定しました「南小国町通学路交通安全プログラム」により、各小中学校、PTA、教育委員会、道路管理者等の関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるように年1回合同点検を実施し、対策が必要な箇所についてハード面・ソフト面などの具体的な対策内容を検討し、対策実施や見直し等を行っているところです。

昨年6月の痛ましい事故を受けまして、本町でも安全プログラムの合同点検に併せて、昨年9月に緊急点検を実施しました。その点検結果をもって、9月末に通学路安全推進協議会を開催し、危険箇所の洗い出しはもとより、安全確保に向けての方策について意見交換を行い、協議会で検討しました対策一覧において、すぐに対応可能なものについては実施することを確認し、外側線の引き直しやカラー舗装な

どを行っています。未対応箇所については、各事業主体において議論や予算化が必要となることから計画的な対応となるため、引き続き関係機関と連携し、対応可能な箇所から対策の実施に努めたいと考えます。

ただ、道路幅員の問題や通学路周辺の状況により簡単に改善が見込めない箇所があることも事実でございますので、ハード面での対策が困難な箇所については、各学校における交通安全教育やスクールガードの活用、地域ボランティアの協力のもと、ソフト面で対応を行っています。

また、昨年11月には南小国町建設業協会の協力により、通学路への注意喚起の看板を設置することができました。

今後も、関係者が通学路の状況について共通した認識を持ち、日頃から児童生徒の安全確保について意識することが重要であると考えており、学校はもちろんのこと、PTA、警察、道路管理者、各課局等の関係機関と連携を密にし、通学路の安全確保に向けて取組を進めてまいります。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 御答弁、大変ありがとうございます。

いろんな対策をなさりながら今日に至っている状況があるんじゃないかなろうかとは思っておりますけれど、今回の私の質問に関しては、通学路の点検・改善というのは学校区内での取組になろうかと思しますので、今回の質問については市原小学校区内のことについてお伺いをしたいなと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

市原小学校の通学路においても危険な箇所がまだあるかと思えます。その対策として、小学校の前からまるや食堂さん前までのグリーンラインが線引きされております。このほかにも、町長は、今、建設業協会の人が通学路の看板と言ったこともありますけれど、町の看板も立っているようでございますが、対策として、しているんじゃないかとは思いますが、このグリーンラインの意味合いですね、これについて、建設課ですか、課長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 町道市原平線の路側帯のカラー舗装も車道と歩行者の部分をよりはっきり表示するという意味合いで、通学路の安全対策の一環として実施したものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） そういうふうに私も思っておりますけれど、路側帯の中に線が引いてありますけれど、運転手がグリーンラインを認識されて通学路だなという

認識を持つ。言わば、これは子供たちの命のラインと言っても過言ではない。子供たちにとっては、ありがたいラインだと私としては思うわけでございます。

そういうことであれば、小学校全校生徒、今現在89名ということで、市原小学校にも各方面から通学されております。矢津田地区からの通学路と、杉田地区からの町道を使つての通学路と、馬場からも県道を使つての通学路と、千光寺、竹の熊、小学校までの町道を使つての通学路といった通学路があるわけでございますが、現在としては、町内において通学路に関する大きな事故、けが等の犠牲者が出たということは一回もないようでございますが、事故が起こってからでは遅いというのが根本の話じゃなかろうかと。事前に前もってそういったことを行うということも一つの改善の方法だということだろうと思います。ですから、このことについて御答弁ができたならお願いしたいと思います。

全通学路が何か所ぐらいあるのかというのは分かりませんが、調べておりませんが、その通学路に対してグリーンラインを線引きするといったことをお願いできたらという質問でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 通学路対策の一環としてほかの箇所も御要望等はいただいているところもありますので、現場状況、地域の要望等を聞きながら、必要なところには実施していきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 前向きな答弁でありがたいなと思いますけれど、先にやってくということが子供の命を守ることにもつながると思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

もう一つ、改善策といたしまして、竹の熊の下から中学校までの間に歩道が設けられております。これは、井手の上に歩道をつくったという感じで、段が少し高くつくってありますし、ポールが設けられて、非常に安全だなと見た目には思うわけでございますが、あのポールがいつ頃立てられたのか、歩道がいつつくられたのかというのは分かりませんが、ポール自体がさびています。色も変わっているといった状態で、車がもし突っ込んだときに、果たしてあれが防護するポールになるだろうかと心配する危惧があるわけでございます。全部が全部とは言いませんけれど、非常に見た目にも何か汚いと、安全性が感じられなくなっているといった状態がありますので、このことについても通学路の改善策ということで御質問をしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 実際の現場状況も詳細に把握していないところもありますけれど、設置状況等を確認して、不具合があるということであれば取替えも必要になってくるかと思いますので、通学路対策の一環として現場状況をまずは確認したいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 最後の質問となります。

8 番、穴井千秋議員。

○8 番（穴井千秋君） 改善策ということで、基本的には子供の命を守るために、事故の想像といったことで考えればということでございますので、そういった確認もしていただきたいなと思います。

非常に車社会に今日なったわけでございます。車の台数も非常に多く、市原小学校区の前にも非常に車のものが多くなった。郵便局あたりの車の出入り、それからアパートも建ちましたので、その住民の車、また、今、J Aの跡地も駐車場の整備といったことで、そこも車の出入りが激しくなる。また、片側にもまたアパートが建っておりますので、そこも車のものは増えてくるといった状態が、周りには非常に車の量が増えている状態が目にとまるわけでございます。それに比例して事故等も、子供たちが受ける犠牲といった確率も高くなってきているという状況だろうと思います。

大人がそれをどうにかしてやる。行政のほうが守ってやらなければいけない状態が続くんじゃなかろうかとありますが、運転をする運転手側にとってもモラルの問題が非常にあるかと思います。千葉県八街市の事故においては、飲酒運転だったと、昼間からの飲酒運転で事故を起こしたという状況もありますので、そのことが地元にも今から先ないとも限らないわけです。だから、運転者のモラル、心がけといったのが非常に重視されるわけですが、これは本人でしか、周りはどうすることもできないといったことだろうと、モラル的なものが生まれることを願うしかないということだろうと思うわけでございます。

4 月からは新入生が 11 名ほど市原小学校にも入学してくると、そういった新入生、1 年生がやっぱり安心して通学路を通って学校に到着するという環境づくりをしてやるのが一番大事なことだろうと思います。まずは、事故が起きてからでは遅いということを一番念頭に置いて、実動、活動を行うということが大事ではなかろうかと思います。

最後に、感謝の言葉を申し上げれば、毎朝交通指導に立っておられます町長、そしてまた教育長、学校長、先生の皆さん、そしてまた一般の父兄の方も中にはおられますけれど、そういった方々に感謝を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。いいですね。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

私どもとしても、やはりここは行政だけでは限界があったりする部分もございます。まずは、行政は、できるところはできるところでやりながら、あとは、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、学校関係者だったりとか、PTA、警察、道路管理者、そういったところとしっかりと情報を共有しながら子供たちの安全を守るということが大前提、もちろんそれは子供たちだけじゃなくて、地域住民の方々の命を守ることにもつながりますので、そういったところでしっかりと情報を共有しながら、安全確保に対して、まずはできるところからしっかりとやってまいりたいと思います。もちろんそこで行き届かない部分もございますので、そういったところは、本当ソフト面のいろいろとスクールガードさんとかに立っていただきながら、今、安全対策をやっているところでございますので、そういった悲惨な事故がないように、こちら関係団体といろんな情報を共有しながら、今後も安全対策に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（平野昭夫君） 発言者の台を消毒いたします。

9番、森永一美議員につきましては、欠席をされております。

続きまして、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 3番、井野です。通告に基づきまして、1点質問をさせていただきます。小国高校の次の100年に向けての支援についてであります。

1922年5月に組合立実科高等女学校として開校してから、今年で創立100周年を迎える小国高校は、これまで1万人近くの卒業生を輩出し、全国各地、広い分野で活躍をされております。

しかし、一時期、1学年200名を超え、全校生600名を超えていた学校も、少子化の影響もあり、現在は150名余りとどまっております。このままの状況が続けば、高校存続の危機に陥るとも限りません。

本町も、これまで小国町と連携をして、多くの補助金や支援を行ってきておりますけれども、新たな100年に向けて、さらなる支援が必要になってくるのではないかと思います。小国町との協議にもなるかと思いますが、今後、小国高校に対して町としてどのような支援を行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

今年で創立100周年を迎えます小国高等学校は、小国郷をはじめとする子供た

ちの教育のために、三綱領「尚志」「勉学」「自主」の精神のもと、地域から信頼され、期待され、そして愛される学校となるように教育の充実に取り組んでいます。今年のテーマを「挑戦 教師が挑戦する、生徒の挑戦を支援する」としており、教職員が心一つにして生徒の夢実現のために日々努められています。

しかしながら、議員もおっしゃるように、少子化の影響などにより、生徒数は減少傾向となっている状況であり、小国高校の真の魅力をさらに生み出していく必要があると感じています。

現在の町からの支援としては、小国町と両町合わせて300万円を上限とし、財政的支援を行っています。また、高校からの要望で特段必要と思われる事業と両町が判断した場合は、先ほどの300万円に上乗せする形で支援することとしております。昨年の12月議会で承認いただきました早稲田大学生との大隈塾がまさにそれに当たります。有名大学の学生たちとの交流機会はそうありませんし、ワークショップなどを通じて自分のキャリアを見つめ直すことや将来の方向性をより具体化していくきっかけになればと考えております。ほかにも以前から取り組んでおります熊本大学生との小国郷寺子屋では、より深い学びを実現する機会になっているものと思います。

しかしながら、高校の真の魅力化とは継続し得るものでなければならないと考えます。例えば、高森高校に再来年度新設されるマンガ関連学科のように、何かしら小国高校としての独自色を出すことが何よりも必要です。確かに大隈塾や小国郷寺子屋のような単発的な行事を行うことや保護者の財政的負担を軽減することも大切ではありますが、それでは持続性がなく、真の魅力化にはつながらないと考えます。

私の個人的意見としては、大学や企業と連携し、特色ある新たなコースを新設することが望ましいと思います。もちろん実現のためには高校や熊本県教育委員会の理解と後押しが大前提であり、併せて高校のPTA育志会の協力が必要不可欠です。創立100周年という節目を契機に、学校長をはじめ、小国町などの関係団体と改めて小国高校の真の魅力化とは何かを考えたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 町長の答弁からあったように、私の同級生が小国高校に通学していた頃は5クラスの編成になっておりました。それが、昭和56年に4クラスに減って、平成8年に3クラス、それから平成17年から現在にかけて2クラスの体制ということで、非常に生徒数の減少が深刻な問題になっております。本年度、小国高校の入学生は38名ということで、初めて1クラス編成になってしまっております。

クラスが少なくなるに従いまして、専門の先生、例えば生物であるとか、化学で

あるとか、そういった専門の先生が削減されて、小国高校は化学専門の先生がおられないということで、やはり子供たちの教育にも支障が出ているということで、例年「定員割れ」「定員割れ」という言われ方をしますけれども、校長先生としては、最低2クラス、42名を確保していきたいという話をされました。

小国高校は、2000年に中高一貫教育指定校の指定を受けまして、これは県内53ある公立高校の中では唯一の中高一貫教育の学校であります。それに従って両町の中学校と高校が連携しながら、いろんな交流事業を行ったりだとか、芸術鑑賞であるとか、そういった取組もなされてきておりますけれども、一時期6割近い小国高校の進学率を誇っていた南小国中学校の生徒も、3年ほど前は4割以下に減少しております。最低ライン6割の子供を小国高校に通学させるために、やはりその取組、校長先生をはじめ、小国高校は非常に熱心に働きかけを行っているようですけれども、これから先の10年間の両町の子供の数の推移を見ていきますと大体70名前後で、ただ、3年後、4年後は65名程度に落ち込む時期があります。この場合、6割の子供たちが小国高校に進学してくれても40名を割るという状況になっております。

それで、小国高校も2020年度に校区外の割合を5%から13%に拡大をして、大分県の日田市であるとか、九重町あたりからの県外からの子供たちの入学も広く働きかけをしているということで、お隣の津江中学校からもかなりの割合の子供たちが小国高校に進学をしてきていただいております。その効果もあって、今2クラスの維持ができていますけれども、昨日、後期の合格者発表があって、現時点では来年度は小国高校に52名の1年生が進学してくれると。まだ二次募集がありますので、若干増えるかもしれないという話でしたけれども、これは非常にありがたい数字だなと思います。ただし、新2年生は38名のままなので、3学年で5クラスということで、やはり先生方の人数を確保するにはどうしてもクラス編成が2クラス以上は欲しいというのが校長先生の話でありました。

ただ、校長先生がおっしゃられていたのは、市内の高校にはない、自治体の大きな支援をいただいていると。これは小国高校の特色だと思いますが、町長が言われたように、両町から300万円の補助金をいただいて、それで充実した学校の設備であるとか、授業であるとか、そういった部分に大いに生かされているという話を伺いました。

特に、今年度はタブレットの普及もありまして、リクルートが行っておりますスタディサプリ、インターネットでの塾のような形ですね、こういうのを活用して、今年度の卒業生は7名の方が国公立大学に合格もしくは合格の見込みということで、非常に学習面でも大きな成果を出してきているということで、これも両町からいた

だいた補助金の中からスタディアプリの使用料であるとか授業料、そういった部分の一部に充てさせていただいているということでした。

小国高校としても、町長が言われたように、いかにその魅力をこれから先、子供たちに伝えていくのかというのが大きな課題であるということで、やはりコロナ禍の影響でなかなか学校にお互いが行き来をして、交流授業をするとか、そういう交流の機会が少なくなっているのも一つの要因ですけれども、小国高校は、こういう、来たらメリットがありますよとか、そういった学校だけじゃなくて、町だけじゃなくて、後援会なりOB・OGの方々に小国高校の魅力を周りに発信していただきたい。この議場の中にも高校の卒業生の方々が多数おられますけれども、今、毎朝、小国高校の生徒会の生徒の皆さんが校内放送で「小国高校生として誇りを持ち、今日一日充実した学校生活を送りましょう」という校内放送をされているそうです。今、子供たちは、やはりそういう誇りを持ちながら、それぞれの自分たちの向上のために日々努力をしているという話を伺って、非常に校長先生も小国高校をどうにかして今の状態を存続していきたいという熱い思いを語られました。

今年度からキャリア教育推進協議会を立ち上げていただいて、早稲田大学の大隈塾、それから昨年度から続いております小中高大連携の熊大の寺子屋、そういったほかの大学や地域との連携で、やはり小国高校の存在感であるとか、ほかのアピール、そういった部分にもつながっているのではないかと思います。

県の教育委員会が県の高校魅力化推進室というのを設けて、今年度、牛深高校と球磨工業高校、そして小国高校の3校がその指定校を受けて、今年度、小国高校は、新3年生になりますけれども、第一高校と今度オンラインで数学等の遠隔授業、交流授業を行うということでもあります。そういった、今、タブレットの普及あたりでいろんな高校や大学とそういう連携が取れる状況になってきていますので、そういったタブレットの授業の推進であるとか、あとは、先ほど言いましたように、地元におられる小国高校の卒業生の方々がやはり魅力なりPRに大いに力を発揮していただければ、子供たちの小国高校に進学する意欲も高まってくるのではないかなと思います。

先ほど町長の話の中に、高森高校は2023年度にマンガ関連学科という新しい学科を創設する予定で、今いろいろ準備を進められているようです。その中で、今までは閉鎖になっていた寮を再開して、全国から子供たちの進学を受け入れる態勢を今整えているということで、高森町としてはクラウドファンディングで約100万円近くの募金をいただいて、現在、寮の補修をされているそうです。

今後、小国高校が広い範囲から子供たちを受け入れる態勢を整えていくには、やはりそういった寮なり下宿なり、そういった場所の準備というか、提供、そういっ

た部分も必要になってくるのではないかと思います。現に、今、津江もしくは九重町あたりから通学している子供たちもいますので、町長が言われたように、新学科の創設もありますけれども、そういった部分で今後そういう新たな寮の整備であるとか学科の創設に向けて何か具体的にお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 寮をつくるということに関しては、以前、そういったところ、例えば下宿みたいな感じで作ったらどうかみたいな感じのお話もございました。そのあたりを仮に設備投資をしても、いかにそういった魅力化というところがまず先にこないと、鶏が先か卵が先かという感じの話になるのかと思うんですが、そういったところもあって、そういった下宿だったりとか寮の設備の環境をつくるというところはまだ手をつけてはいないところでございます。

私は、先ほどの答弁の中で「真の魅力化」という言葉を使わせていただきましたけれども、単発な行事だけでなく、また財政的な負担の軽減だけでなく、やはり小国高校というものに行ってみたいという気持ちに駆り立てられるようなものがないと、なかなかまずは生徒さんがよその地域から集まるということはないんじゃないかなと考えておりますので、新学科の新設ということも考えなくてはいけないんじゃないかなと思っております。

そういった中で、実は、昨日、校長先生を交えて、熊本大学の甲斐副学長と、今、地方創生関係で富山のほうから来ていただいている金岡先生と4者交えてお話をさせていただきまして、地方創生的な何かしら取組が熊大と一緒にできないのかなという議論を、まだ始めたばかりではありますので、これからやり取りをしていく中で議論を深めていくことになるかと思います。

やはり小国高校生が、先ほど2番議員の答弁の中に、地元を知るといとか、地元の課題を知ったりとか、地元の逆に魅力を知ったりとか、そういったところをしながら、最終的にはキャリア形成といとか、地元で何か起業できたりとか、そういった一つのきっかけになり得るものだったり、外から呼び込んできて、そういった地域課題解決のために、例えばビジネスを立ち上げるとか、そういったことができないかということの一つの案として、これはあくまで案としてなんですけれども、今模索しているところではございます。いきなり学科の新設というのは厳しいんじゃないかなというところもありましたので、まずはサークル的な部分だったりとか、そういったところから始めながら、そこでいろいろと協議を深めていって、令和5年度から高校のカリキュラムといとか、こっちでいう学習指導要領的な部分が大きく変わったりする部分もありますので、そういったところを目指してはどうだろうかという感じのお話もいただきました。

あと、今現在、熊本大学の小川学長の後輩にあたるのが、今、小国公立病院の片岡先生がいらっしゃるんですけど、そういったところで、今、医学的なデータ、そういったところを小国郷の、例えば町民の方のデータを集めながら、それをもとに、例えば予防医療というか、そういったところにつなげていくだったりとか、そういった数値化することによって、小国郷のデータを見える化して、それをもとに、例えば何か事業を組み立てていくこともできるよねという感じのお話も甲斐副学長からはいただいたところでございまして、まだまだこれは全然スタートにすぎない。まず一步を踏み出したようなところであるんですけども、そういったところで普通科、進学を目指す方と、同時に地方創生的な部分、またキャリア教育みたいな部分、そういったところがあればなどは、今、個人的な意見として持っているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 確かに校長先生もおっしゃられたんですけども、新たな学科創設というのは非常に厳しいだろうという話をされていました。以前のように家政科とか商業科が残った形で続いてきているのであれば、それに応じて対応もできるかもしれないが、現時点では普通科2クラスという形で進んでいっているのです。その普通科の2クラスをいかに維持していくかというのが大きな課題であると、これからの取り組むべき大きな部分であるという話をされておりました。

子供たちの一つの意見としては、小規模校ならではのメリットというか、例えば部活動も限られてはいるんですけども、野球が好きで小国高校に入ってきた子は1年生からレギュラーで試合ができると。例えば、本当に甲子園を目指したりとか、有名校に行って野球をやっても、本当にレギュラーというのは一握りですけども、やはり好きな野球をやりたい、好きなスポーツをやりたいという子は、小国高校に来れば、1年からでも好きなスポーツをレギュラーでできて、本人の努力次第では、十分大学、一般になっても通用するような子供が育ってきていますという話もされていましてし、就職においても非常に小国高校の生徒は真面目で熱心に仕事をしてくれるという高評価をいただいているということで、子供たちにとっては一人一人の個性に見合った非常に有効な教育をされているなと思います。

今後、一つ、これは子供ではなくて、家庭の皆さんにも分かっていたきたいなと思った数字があるんですが、これは全国平均なので、これが小国郷に見合う数字かどうかは分からないんですが、全国平均で公立高校の学習費、参考書であるとか塾とか家庭教師、そういった部分にかかる費用が、公立高校で約46万円、私立高校になると97万円かかっているそうです。これに、あとは学習外の活動、例えば

企業に見学であるとか修学旅行、あとは通学の費用とかいろいろ含めた場合に、公立高校で年間大体130万円ほどかかっているそうです。私立は、その倍以上ですね、290万円近くの金額がかかっているということで、先ほど2番議員が言われたように、今、学ぶ場においても非常にお金がかかる状況になっております。

ただ、先ほど言ったように、小国高校は非常に学習面でも市内の高校に引けを取らないような実績を残してくれておりますし、校長先生いわく、市内の普通高校に行くよりは、小国高校に来ていただいて、そしてしっかり勉強していただければ、十分国公立大学にも進めるような学力は身につきますと。それ以外に、例えば市内の高校に行って、寮なり下宿なりをした場合、それから本人の小遣い、いろいろ含めると大体安くても月8万円から10万円ぐらいは別に経費がかかるそうです。その高校の分、小国高校で学習をして、大学進学を狙うのであれば、大体3年間で300万円ぐらいは大学に向けての準備ができるのではないかと。そして、小国高校で学んでもらって、次のステージに行っていただきたいという話をされていました。

これも一つの例なんですが、津江は高校がありませんので、小国高校に通う以外の子は、ほとんど日田の高校に進学をされるそうです。子供が進学をするとともに、家族の方も日田のほうに家を借りて、お父さん、お母さんは日田から津江のほうに仕事に帰ってくると。大体車で20分から30分ですから通勤するにしてもそんなに負担がかかるような時間ではないかと思いますが、やはり子供の進学に伴って地域の人口が推移していくと。子供が出ていけば、親も一緒に出ていく。今盛んに還流人口であるとか、そういうIターン・Uターンあたりの推進もやっていますけれども、今、町にいる人たちができるだけ町に残る、そういう施策が重要なのではないかなと。いずれ自分の夢のために進学、就職をしていくかと思いますが、大学進学に当たってはほとんど子供一人で新たな場所に移動すると思いますが、高校の場合は、町内でも熊本市内の高校に子供が通うのに、お母さんが熊本市内のアパートと一緒に住んで、親がこちらのほうに仕事に帰ってくるという家庭もありますので、そういった部分でできるだけ町の人口を減らさないためにも、やはり小国高校の進学を勧めながら、また経費の部分もこういった形で地元の高校と市内の高校では3年間でこれだけ違いますよと、その分、子供は一生懸命頑張って、大学進学のために、今、家族の方も準備をしていただいて、次のステージで頑張ってもらおうという、そういう話をしていくのも必要ではないかなと思います。

町からの補助金300万円の中に、町長もおっしゃられたように、県外からの通学の子供たちには1万円を通学補助という形で支給をされています。新入生に対しては入学金の一部助成であったりとか、あとは音楽と習字、そういった選定科目の購入費の補助とか、そういった部分で補助金が生かされているそうですけれども、

小国高校生が新たにこちらから通学する場合は、遠方の子は、今、中学校でも自転車通学の子がいますけれども、大部分が自転車、もしくは2年生になるとバイクでの通学になってくるかと思います。一つの提案としては、中学または高校あたりで自転車通学をする子供またはバイク通学をする子供に、例えば自転車・バイクの購入費として、一部、町のほうから補助ができないかなと。バイクであれば、1台、約20万円近くかかります。例えば、バイクの購入に対して5,000円、1万円なり補助しても、バイクを購入した時点で納税者になります。軽自動車税として年間2,000円ですか、原付バイクを購入した場合は町に軽自動車税を納めていた形になりますので、その原付バイクが、子供たちが卒業しても5年、10年、町内で使用されるのであればその分の税金が見込めますので、そういった町内の子供たちに対しての通学といいますか、そういった部分で一部そういう補助金を出してもいいのではないかなと。これは小国町との不公平感が出てくるかと思うので、小国町との協議にもなってくるかと思いますが、先ほど2番議員が言われたように、そういった部分で少しでも小国高校に行く子供たちに対して何かそういった助成を考えていただけないかなと思いますけれども、何かそういった考えがあればお伺いできますか。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） まずは、小国高校という高校自体がなくなるということは、議員がおっしゃられたとおり、人口減少、人口流出の大きなきっかけになり得るものでございますので、やはりどうにか小国郷に高校を残すということが大前提でございますし、そういったところは、小国町、渡邊町長だったり河津県議も踏まえて、県の教育長、古閑教育長のところに行って、いつも大体お願いするところではございます。もちろん今度新しい教育長に県のほうも替わりますので、改めて御挨拶も兼ねて、小国高校の存続に関しては再度お願いしたいと思います。

ただいま議員の御提案のあったバイクだったりとか自転車だったりとか、そういったところ、町内に関する小国高校生に対する補助というところに関してでございますけれども、そういったところは、今お話があったとおり、やっぱりうちの町だけであるということはなかなか難しい部分がありますので、そういったところは、こういった御提案があった旨、小国町にもおつなぎをしながら、何かできるのがあるのか、もしくは今300万円という上限を決めさせていただいておりますので、そういったところからの捻出になるのか、またプラスアルファになるのかといったところのお話もありますので、現在、私だけの意向ではなかなかお答えできない部分もありますが、そういった話があったということはしっかりとまた小国町とも協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員、最後の質問となります。

○3番（井野和哉君） ありがとうございます。

ぜひ小国町と色々な支援の方法について、前向きな、また新たな方策ができてくることを願います。

最後に、本当に阿蘇郡市内どこの高校も定員割れをしていまして、高森高校も1クラス、阿蘇中央高校も各学科とも全て定員割れの状態で、先ほど町長も言われたように、県の教育長も替わられたばかりで、校長先生いわく、ここしばらくはそういう学校統合等の話はないだろうということですが、阿蘇郡内、蘇陽高校が2010年に矢部高校と統合になったりとか、あと県北であれば、荒尾高校と南関高校が統合になって、新たな岱志高校ができたりとか、球磨のほうに目を向けると多良木高校が2019年に廃校になったりとか、今後、郡部の高校は非常にそういったテーブルに上がってきやすい状況にありますので、小国郷の最高学府としての小国高校が200年後、300年後も存在し続けるように、これは小国郷に住む私たちにとっては大きな役割であると思いますので、やはり両町だけではなく、後援会なり、また議員なり、いろんな力を合わせて存続のために頑張っていきたいと思いますので、今後とも小国高校に手厚い支援をいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（平野昭夫君） 高橋町長、答弁はいいですか。

それでは、1時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第4 議案第3号 専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号））

○議長（平野昭夫君） 日程第4、議案第3号、専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第3号、専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号））について、歳入につきましては総務課長、歳出に

つきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

専第1号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号）。

次のページをお願いいたします。専第1号、専決処分書。令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月14日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。専第1号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号）。

次のページをお願いいたします。令和3年度南小国町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ809万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億6,263万6,000円とする。

令和4年2月14日専決、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入です。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回809万4,000円を増額し、4,714万4,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。12億6,962万6,503円。数字で申し上げます。1269626503。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 7ページをお願いします。歳出です。

土木費、土木管理費、土木総務費、今回722万円を増額し、7,685万3,000円とするものです。給料、職員手当等、共済費、人事異動の際の計上漏れ等による増額になります。申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 8ページをお願いいたします。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額87万4,000円を増額し、1億704万8,000円とするものです。内容につきましては、需用費87万4,000円の増額です。修繕料の増額となっております。市原小学校の校舎から給食センターへの連絡

通路の扉が経年劣化により破損しまして、現在、仮設の扉で仮復旧としております。防犯上、早急に修繕が必要となることから、また鋼製建具であることから納品までに時間を要するということが考えられるための計上となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。ないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第3号、専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は承認することになりました。

-----○-----

日程第5 町長施政方針

○議長（平野昭夫君） 日程第5、これより町長が当初予算提出に当たり、施政方針演説を行います。

先の議会運営委員会におきまして、町長施政方針演説をケーブルテレビ放映することに決定しておりますので、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

ケーブルテレビの設営を行いますので、しばらくお待ちください。

施政方針に伴って、町長の書類を配付いたします。

〔資料配付〕

○議長（平野昭夫君） それでは、施政方針演説に入ります。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 令和4年3月定例会当初予算案の提出に当たり、来年度に向け

た施政方針を述べさせていただきます。

さて、昨年度を振り返りますと、コロナ禍による暗いニュースが多かった中、東京オリンピックや北京冬季オリンピックにおける日本人選手団及びメジャーリーグにおける大谷選手の二刀流での大活躍などは、私たちに多くの勇気や感動を与えました。

県内においても、熊本地震から5年がたち、阿蘇地域の被災した道路や鉄道等も多くが復旧し、着実に復興への光が差しています。また、台湾大手半導体メーカーの県内進出が決定したことは、県内経済や人材の育成など、幅広い分野においてよい影響が生み出されるものと期待しております。

本町においては、庁舎別館も完成し、4月4日に無事落成式を迎える予定です。1階部分に役場会計室と肥後銀行が入り、隣に肥後銀行と農協のATMも併設されることから、町民皆様の利便性が向上することと期待しております。また、農協跡地に関しても、近隣住民皆様の御理解のもと、解体作業と整地を終えることができました。当面の間、駐車場としての利用を考えております。

一方、町の財政につきましては、先述の大きな投資や近年の大規模災害による復旧工事、また新型コロナウイルスの影響などあったものの、皆様から返礼品で御協力いただいておりますふるさと納税などのおかげで、おおむね良好な数字となっております。特に将来の財政を圧迫する可能性を示す割合である将来負担比率は、制度開始以来、初めて比率がゼロとなりました。令和4年度も引き続き健全な財政運営を心がけてまいります。

それでは、令和4年度に向けての方針を説明させていただきます。

初めに、経済対策に関してですが、これまでの新型コロナウイルスの影響はもちろんのこと、原油価格の高騰により様々な生活必需品の値上がりが発表され、私たちの生活は非常に厳しい状況に陥っていると言えます。

一方、今年度、国から高校生以下の子供たちに対し1人当たり10万円が、また非課税世帯に対し1世帯当たり10万円の給付などがなされました。これを受け、当初予算に関しては、倍返し飲食券などのようなこれまでコロナ禍で行ってきたような特段の経済対策は盛り込んでおりません。これは、現在置き換わりが進んでいるステルスオミクロンの状況や新たな変異株の流行、また3回目のワクチン接種や5歳から11歳までのワクチン接種、及び経口薬の普及による感染者の推移を見極める必要があること。そして現在のロシアとウクライナの情勢等により、さらなる原油価格の高騰が懸念され、先行きが非常に流動的で不透明であることが挙げられます。私としては、それらの状況と国の施策を注視しながら、本年度事業化した「くらし応援券」といった給付型の対策や冷え込んだ地元産業を支援するための経

済対策を時機を逸することなく打ち出し、町民生活への打撃を少しでも抑え込みたいと考えております。これら経済対策に関しては、補正予算での対応を行います。

来年度の予算編成において重きを置いたことは、町民の利便性向上と町の防災力の強化です。

まず、利便性の向上に関しては、コンビニ納付及びコンビニ交付ができるよう取り組んでまいります。これまで役場に来なければできなかった手続の一部をコンビニで行うことができるようになることで働き方の多様性に即した運用になることが見込まれます。将来的にはマイナンバーカードと連動させることで町民の利便性の幅が広がっていくものと考えております。

また、町からの情報を携帯端末に発信する仕組みとして、以前、議会でも提案がありましたLINEを利用したものに移行します。スマートフォンの普及率及びLINEの利用率の高まりを考えると、いつでもどこでも手軽にタイムリーに町からの情報を得ることができるサービスだと感じています。町内放送やケーブルテレビの文字放送ではカバーできない部分を補う手段として普及させていきたいと考えます。

防災力の強化に関しては、近年の大規模化する自然災害を目の当たりにしたとき、公助だけでは限界があり、自主防災組織活動のさらなる活発化が必要不可欠であると考えます。例えば、避難ルートの確認や危険箇所の把握、有事の際の物資等の調達などが挙げられます。しかしながら、自主防災組織で住民自らがそれらの計画を実施するにしても限界があると考えます。そこで、消防署を退職された方を町で雇用し、各自主防災組織を回っていただきながら防災意識の向上に努めていただきます。これまで役場職員だけでは補えなかった部分を、消防署員として最前線で培ってこられた経験をもとに活動していただくことで各地域の防災力向上につながるものと期待しております。

次に、ふるさと納税のさらなる強化と地元産品・加工品の販売促進を目的として大手広告代理店の博報堂と地域活性化起業人での連携を進めてまいります。現在、ふるさと納税において地元産品及び加工品も少なからず返礼品として選ばれておりますが、その比率をさらに高め、地元生産者や事業者への経済効果を生み出したいと考えております。また、これまでも6次産業化の名のもとにいろいろな試作品等々が生み出されてきましたが、なかなか定着していない現状もあらうかと思えます。そこで、専門性の高い博報堂と連携することにより、販売戦略の見直しや市場調査等を行い、ブランド力の向上を目指します。将来的に消費者や寄附者から選ばれる南小国ブランドの産品や加工品を少しでも多く生み出し、地元への経済効果を高めたいと考えております。

建設課関係では、災害復旧関係を優先することで着手できなかった黒川波居原線の長迫交差点部分や樋ノ口吉ノ本線などの町道改良工事を予定しております。あくまで災害復旧工事を優先することとなりますが、可能な限り早期に着手できればと考えております。

J A跡地の利活用に関しては、議会でも答弁したように、いま一度町民へのアンケートを実施しながら、何があの場所にあることが町民のためになるのか、町の活性化につながるのかなどを調査したいと思います。また、町で建設するとなれば、将来的な財政負担も発生することから、民間事業者の参入も含め、あらゆる選択肢を総合的に判断しながら、来年度中に一定の方向性を見いだしたいと思います。J A跡地に関しては特段の予算を計上しておりませんが、他地域の視察など、必要な場合は補正予算などで対応したいと考えています。

それでは、引き続き各課局の主な事業を説明します。

まず、総務課関係でございますが、平成20年度から始まったふるさと納税の寄附額は、令和元年度が約7億4,700万円、令和2年度が約9億9,300万円の寄附があり、令和3年度は現段階で9億4,600万円の寄附があり、令和4年度当初予算も10億円の寄附を見込んでおります。ふるさと納税については、特産品の振興と新たな商品開発の促進につなげるため、引き続き都市部を中心に本町の魅力を発信するとともに、寄附者の共感を得られるよう寄附活用事業の情報発信と返礼品の充実を図り、増収を目指します。また、昨年度、国の地域再生計画認定の承認を受け、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の寄附が可能となりました。本町の地方創生に関する各種事業の発信を図り、官民連携による地方創生の推進を図ります。

次に、住民自治組織の活性化についてです。令和2年度から町内において活発に活動しようとする住民自治組織に対し、必要な経費及び物品に要する費用を補助する住民自治組織活性化補助金を創設しました。令和4年度においても320万円計上し、地域活動の促進を図るとともに、より充実した住民自治組織となるよう町と住民自治組織の連携により、町民の福祉向上、防災体制の充実を図っていきます。

続きまして、まちづくり課関係ですが、移住定住施策として本年度から設置した移住定住支援コーディネーターによる移住定住の情報発信や相談体制の充実と空き家所有者への意向調査並びに空き家の実態調査による実態把握を進め、まずはその中の空き家を1軒、モデルケースとして耐震補強や水回り等の改修を実施し、賃貸住宅として活用できるよう、できる限り取組を進めたいと考えています。

また、いきなり移住定住、就職、起業などはハードルが高いため、短期間滞在により南小国町の自然や生活を体感してもらい、将来の移住定住や関係人口の創出に

つなげる移住定住体験プログラム、いわゆるワーキングバケーション事業に引き続き取り組んでまいります。

併せて、空き家対策として意向調査、実態調査の結果を取りまとめ、空き家台帳の作成を進め、空き家バンクの充実を図るとともに、新たに空き家バンクを通して移住者向けに利活用される物件を対象としたリフォーム補助事業を実施します。

起業塾事業では、本年度、新型コロナウイルス感染症の影響により現地での活動が一部オンライン開催となりましたが、参加者の中から3名の起業型地域おこし協力隊を採用し、委嘱する予定です。起業型地域おこし協力隊の活動により、地域の活性化を図るとともに、協力隊の中から少しでも移住定住へとつながっていくことを目標に取り組んでいきます。

町内の慢性的な人材不足や働き手の希望と雇用内容とのミスマッチを解消すべく、今年度から取り組んでいる「人材還流促進及びデータベース構築・利活用事業」では、岡山県奈義町などで取り組まれている「しごとコンビニ」の仕組みを応用し、短時間の仕事に重点を当て、働きたい人材と求人する町内事業者のマッチングを図るべく、取組を進めていきます。

ケーブルテレビ事業においては、自主放送用の番組制作に係る各種機器が令和4年度から順次更新の時期を迎えるため、取材用カメラや編集機器等を購入、更新し、よりよい番組制作に取り組んでいきます。

情報関連については、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進に対応するため、行政手続のオンライン化や、先に申し上げたコンビニ収納システム等の導入等の改修やシステム・機器の更改など、総合行政システムの更新・充実を図り、町民の利便性向上に努めていきます。

次に、建設課においては、まず本町に県・町合わせて30億円近くの被害をもたらした令和2年7月豪雨災害の進捗状況ですが、令和3年度末、町関係分の完了予定は、金額ベースで農地等災害においては約50%、公共土木災害においては約30%にとどまっている状況です。多くの工事が繰越事業となっており、令和4年度においても災害復旧関連事業を中心に進めていかなければならない状況であることを御理解いただきたいと思います。

そのほかの事業としては、まず県関係の主な道路事業として、県道南小国上津江線道路改築事業が継続事業として実施され、県道満願寺黒川線、これは小田地区の滝の上橋ですが、においては下部工が着工されており、今後、上部工が発注される予定です。

次に、治水・砂防事業は、小田川（砂防）スリットダムの令和4年度工事着工が予定されており、急傾斜地崩壊対策事業、これは杉田上地区でございますが、用地

取得、工事の一部着手へと進んでいく計画です。

町関係では、まず土地改良事業については、土地改良施設維持管理適正化事業（中鶴頭首工）改修工事を進めてまいります。道路改良事業については、社会資本整備総合交付金事業「瓜上矢田原線」改良工事を中心に実施していきます。道路メンテナンス事業、これは橋梁点検や橋梁補修等ですが、国においても災害復旧事業の次に位置づけられており、最重要施策として道路維持・道路舗装事業と併せて、より一層道路保全・環境整備に努めてまいります。

水道・住宅係では、まず3か年計画で実施しております「南小国町上下水道事業地方公営企業法適用」事業につきまして中間年度に当たり、現在行っている固定資産調査に加え、公営企業会計システム導入等の検討を適宜行い、令和6年4月1日法適用に向けて歩みを進めてまいります。

水道施設関連では、水源・水量確保、老朽化対策等、多くの問題を抱えており、特に波居原簡易水道につきましては現状を注意深く見ながら経過観察を行っている状況です。今後、関係者等と協議を行いながら方向性を示してまいります。

教育委員会関係につきましては、南小国町教育大綱を基本としながら、子供たちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を身につけ、調和の取れた人材の育成に向けた教育環境づくりに取り組むとともに、学校教育並びに社会教育の充実に努めていきたいと考えております。

学校教育関係では、「きよらの郷づくりは、人づくりから」という指針を掲げ、「第4期南小国町総合計画」、「南小国町共有ビジョン」の実現に向けた南小国町を支えていく人づくりを目指していきます。

また、「きよらの郷の人づくり教育プラン」では、子供たち一人一人がチャレンジする教育を通して南小国町の未来のつくり手となるために必要な資質・能力である4つのC（「Communication（コミュニケーション）」「Collaboration（コラボレーション）」「Creativity（クリエイティビティ）」「Critical thinking（クリティカル・シンキング）」）の能力を重点的に育成していこうと考えております。その育成の場面は、「きよら授業の改善」と「きよら学の推進」の2本柱となります。まず、1つ目の柱である「きよら授業の改善」では、「熊本の学び」を基本とした授業づくりや4Cを育成するための横断的な授業づくりなど、日々の授業改善に努めようとするものです。2つ目の柱である「きよら学の推進」では、南小国町独自の学習として、地域に目を向け、地域の方々と連携した学習を進めています。里山自然体験活動や民泊農業体験、町インターンや出前授業、プレゼンテーション大会など、未来のつくり手を育成する貴重な学習の機会として取り組んでいます。

また、令和4年度からは、コミュニティ・スクールを導入し、地域に開かれた、

地域とともにある学校づくりをさらに強化していきます。

続いて、学校ICT環境につきまして、児童生徒1人1台のタブレット端末iPadを十分に活用し、電子黒板、デジタル教材等、新時代の学びを支えるICT機器、技術を活用した授業、情報活用能力の育成など、学校教育の中でICT・IoTの活用にも重きを置いて推進してまいります。

また、学校教育の中でICTをより活用しやすいようICT支援員を配置し、訪問回数を増やし、教職員のICT活用指導力の研修も取り入れながら積極的に活用できる環境や体制づくりにも引き続き取り組んでまいります。

社会教育関係では、社会教育と学校教育が連携した取組として、地域を担う子供たちの育成を地域が協力・連携・支援する仕組みを構築するため、地域学校協働活動推進員、地域学校協働本部並びに関係組織を活用しながら地域学校協働活動に取り組んでまいります。その活動の一環で子供たちの放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室の拡充を図りたいと考えています。

社会体育の面では、わくわくクラブの中のスポーツクラブへの支援を継続するとともに、その指導者への研修を行いながら、子供たちの成長に応じた適正な指導により、体力、運動能力の維持増進を図ってまいります。

また、一般の方に向けても、登山やウォーキングなど、以前から取り組んでいるものに加え、パラリンピックの正式種目であるボッチャやニュースポーツのモルックなど、誰でも楽しめるスポーツの普及や、介護予防や健康寿命をのばす健康増進に向けた取組もスポーツ推進委員の活動により推進してまいります。

次に、税務課関係ですが、地籍調査事業につきましては、令和3年度末時点で進捗率は81.1%となっており、令和4年度は、大字満願寺の吉原地区と扇地区の一部を調査する計画です。今後も地元並びに土地所有者の皆様の御協力を仰ぎながら、早期完了へ向け、取り組んでまいります。

自主財源の根幹であります町税につきましては、「適正かつ公平な課税と徴収」を基本とし、税以外の各種保険料や使用料など、関係各課との連携による収納事務の効率化を図るほか、熊本県や阿蘇管内市町村との協定に基づく徴収対策を行い、徴収率の向上を目指します。

また、滞納整理につきましては、引き続き実態調査による預金や財産等の差押えを進める一方で、新型コロナウイルスの影響による収入の減少などで納税が困難な方に対しては、実情に応じて納期の猶予や分納など、柔軟に対応してまいります。

なお、多様な納税のニーズに応えるための新たな取組として、コンビニで税金の納付や所得課税証明書の交付ができるシステムを導入し、利便性の向上を図ります。

続きまして、農林課関係です。農林業においては、後継者や担い手不足の解消、

将来を見据えた農林業の基盤づくりを考慮し、また農林業に携わる方の様々な課題解決に向け、各事業を実施したいと考えます。

そのような中で、昨年より「農業担い手育成補助金」を実施しています。この補助金は、将来的な個人の限界があることを踏まえ、営農組織や法人化された事業体等のより一層の確保が必要と考えます。そこで、個人や認定農家も含め、規模拡大や機械導入時の補助を町単独で行うものであり、農地の区画整理なども併せ取り組んでいきます。また、担い手の確保の際に必要なとなる住居についても教職員住宅の一部所管換えを行い、農林業者への住宅提供にも努めていきます。

有害鳥獣対策については、引き続き猟友会や捕獲隊の御協力をいただきながら進めていきますが、猟犬の治療に要する費用など多くの負担があり、それらの軽減についても取り組みます。また、下中原地区の一部におきまして鳥獣被害防止総合対策整備事業を実施します。これは、農地の周囲に金網等を設置し、農産物の被害軽減対策を行うものです。その効果を踏まえ、他の地区への周知にも努めてまいります。

林業におきましては、森林資源解析業務を発注し、航空レーザーによる解析システムを活用し、森林の樹種や材積量、作業路の確保、現地調査等の軽減に森林組合との連携により進めていき、山林所有者との相互理解による維持管理を考えていきたいと思っております。

次に、福祉課関係です。子ども・子育て関連事業としましては、5年間を計画年度とする第2期子ども・子育て支援事業計画が中間年度を迎えます。これまでの取組を振り返りながら、子ども及びその保護者が必要とするサービスを円滑に利用できるような必要な支援を行うとともに、その提供体制の確保に努めます。

新たな事業として、児童が急な病気となった場合に病院の専用スペース等において看護師等が一時的に保育を提供する「病児・病後児保育事業」を小国公立病院内で実施する方向で、現在、小国町と協議を重ねており、令和4年度中の開設に向けて準備しております。この事業により児童の看病のために仕事を休まなければならない保護者の負担を軽減することができ、子育てと就労の両立を支援することができるものと考えております。

障がい者関連事業としましては、3年間を計画年度とする第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画が中間年度を迎えます。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりや計画の見込み量に応じたサービスの確保に努めるとともに、小国郷内のサービス事業者や阿蘇圏域内の関連事業所と連携し、施策の推進を図ります。令和4年度は、小国郷内の就労継続支援事業所の事業拡大が計画されており、さらなるサービスの充実が図られる見込みです。

高齢者関連事業としましては、3年間を計画年度とする高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画が中間年度を迎えます。本町の高齢化率も40%を超え、団塊の世代が75歳以上となる2025年には高齢化率はさらに上昇に転じることが予想され、高齢期を迎えても誰もが地域の中で健やかに安心して暮らせる社会づくりが目指されるところです。高齢者が自分自身の健康に関心を持ち、日頃的生活習慣として健康づくりや生きがいがいづくりに取り組むため、介護予防活動の普及に取り組んでまいります。その活動の一つである「通いの場」づくりは、住民自身の積極的な参加と運営により広がってまいりました。町としても、この取組をさらに推進し、体操の普及や交流活動を支援してまいります。

最後に、町民課関係です。マイナンバーカードの普及も令和3年度当初から比べ、令和4年2月20日には14%増加し、町民の約3人に1人が所持されている状況です。引き続き普及を進めると同時に、マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑証明書のコンビニ交付サービスを開始することで利便性の向上を図ります。

国民健康保険については、保険料の県下統一への動きが徐々に進んでおります。また、令和4年10月より後期高齢者医療において個人負担区分に2割負担が新設されます。したがって、今はまだ新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていない状況ではありますが、今以上に医療費が大幅に増加し、町民の皆様の負担が増大することのないよう担当者並びに保健師、管理栄養士が保健事業に積極的に取り組んでまいります。

保健衛生面につきましては、乳幼児から高齢者までの健康診査と健診後の保健指導を行い、重症化の予防に努めています。また、近年は新型コロナウイルス感染症の流行により感染予防対策やワクチン接種はもちろんのこと、心の悩みを持つ方への相談体制づくりについても関係機関と連携しながら充実を図っているところです。

環境衛生面につきましては、阿蘇広域行政事務組合と一緒に一般廃棄物処理計画を作成し、計画に沿って事業を進めております。

地球温暖化対策に関しては、法の改定に沿って学びを深め、町として何ができるのかを関係課とチームを組んで協議し、小さな動きからでも進めていきたいと考えております。

以上、令和4年度の施政方針を述べさせていただきました。

新型コロナウイルスの共存と原油価格の高騰など、私たちを取り巻く環境は非常に不安定で不透明な状況にありますが、役場職員一体となり、できることから着実に、またときには大胆に事業を進め、この難局を乗り越えていく所存です。皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、ただいまの町長の演説に対して何か質問のある方はおられますか。ただし、当初予算に関してはそれぞれの予算審議で御質問を願います。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 町長、ありがとうございます。非常にいいプランを組んでいたと思います。

ただ、この中で一つ残念なのは旧湯田矢田原線の5年前からの陳情が上がった分でございますけれど、それはいかがになっているのか。

それと、もう一つ、財政面では非常に組んであるんですけど、我が町の大事な歴史上の文化財等の保護、そのあたりの2点をお答え願いたいと思います。

○議長（平野昭夫君） 最初のものは予算関係だから、後の部分のものを答弁していただきたいと思います。文化財のほうだけです。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 現在のところ、道路の部分に関しては当初予算の中で御説明させていただきたいと思いますが、文化財に関しては特段現在の当初予算に関しては計上していないという状況でもございますので、またそちらのほうも、もしよければ当初予算の中で何か御質問、御意見があれば言っていただければと思います。すみません。

○議長（平野昭夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質問がないようですので、これで施政方針演説を終了いたします。

ケーブルテレビの撤去をお願いいたします。

それでは、引き続き会議を行います。

—————○—————

日程第6 議案第4号 令和4年度南小国町一般会計予算書

○議長（平野昭夫君） 日程第6、議案第4号、令和4年度南小国町一般会計予算書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第4号、令和4年度南小国町一般会計予算書について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案に入る前に、予算に関する説明書が手元にあると思い

ますので、こちらのほうから説明させていただきます。

1 ページをめくってください。1、令和4年度一般会計当初予算内訳明細書でございます。左側、予算額の一番下、歳出合計53億4,422万7,000円で、前年比4億4,470万1,000円の減額となっております。主なものは、災害復旧事業費4億6,675万6,000円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。2、令和4年度一般会計当初予算（性質別）の町民1人当たり経費でございます。左側、歳出合計、対前年比7.7%減、町民1人当たり経費、令和4年度138万5,233円、対前年比マイナス6.3%。

次のページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。一般会計、一番右端、当該年度末現在高見込額の計、一番右の下段でございます。32億9,456万9,137円。

次のページ、特別会計分でございます。水道事業特別会計、当該年度末現在高見込額3億495万3,765円。農業集落排水事業特別会計、計1億2,292万1,359円。特定地域生活排水処理事業特別会計5,039万5,541円。公共下水道事業特別会計10億8,914万5,513円。一般会計と特別会計の合計でございます。48億6,198万5,315円となっております。

次のページをお願いいたします。4、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。このページから4ページでございます。新たな債務負担行為については、予算書で説明をさせていただきます。

それでは、議案に入らせていただきます。

議案第4号、令和4年度南小国町一般会計予算書。

次のページをお願いいたします。令和4年度南小国町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億4,422万7,000円と定める。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項・期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、2億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経

費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

9ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為。土地改良施設維持管理適正化事業（46期生）負担金、期間、令和5年度から令和8年度、限度額675万9,000円。

第3表、地方債。起債の目的、過疎対策事業債、限度額1億1,730万円、現在の利率0.2%。緊急自然災害防止対策事業債1,300万円、現在の利率0.7%。一般単独災害復旧事業債、限度額8,240万円、利率0.5%。過年発生災害復旧事業債1,670万円、利率0.5%。小災害復旧事業債、限度額360万円、利率0.03%。臨時財政対策債、限度額1億5,525万3,000円。

14ページをお願いいたします。歳入でございます。

町税、町民税、個人、本年度1億789万1,000円を計上し、前年比710万2,000円の増です。現年課税分の増でございます。

続きまして、法人、本年度1,551万3,000円を計上し、対前年比10万円の減でございます。現年課税分の減でございます。

次のページをお願いいたします。町税、固定資産税、固定資産税、本年度1億8,916万3,000円を計上し、前年比105万7,000円の減でございます。現年課税分の減です。

続きまして、所在市町村交付金及び納付金、本年度54万7,000円を計上し、前年比5万1,000円の減、現年課税分の減でございます。

次のページをお願いいたします。町税、軽自動車税、環境性能割、本年度72万円、前年比18万円の増、現年課税分の増でございます。

種別割、本年度1,658万5,000円を計上し、前年比20万2,000円の増でございます。現年課税分の増でございます。

次のページをお願いいたします。市町村たばこ税、市町村たばこ税、本年度3,047万1,000円を計上し、前年比78万円の増です。現年課税分の増でございます。

入湯税、入湯税、本年度3,706万5,000円を計上し、前年比61万5,000円の増でございます。現年課税分の増です。

次のページをお願いいたします。地方譲与税、地方揮発油譲与税、地方揮発油譲与税、本年度1,400万円を計上し、前年と同額でございます。

次のページをお願いいたします。自動車重量譲与税、自動車重量譲与税、本年度4,000万円を計上し、前年度と同額でございます。

次のページをお願いいたします。森林環境譲与税、森林環境譲与税、本年度2,

681万2,000円を計上し、前年比572万2,000円の増でございます。配分見込みの増でございます。

続きまして、利子割交付金、利子割交付金、利子割交付金、本年度20万円を計上し、前年比10万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。配当割交付金、配当割交付金、配当割交付金、本年度30万円を計上し、前年と同額でございます。

次のページをお願いいたします。株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、株式等譲渡所得割交付金、本年度1,000円計上し、前年と同額でございます。

次のページをお願いいたします。法人事業税交付金、法人事業税交付金、法人事業税交付金、本年度150万円を計上し、前年比58万6,000円の増でございます。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方消費税交付金、本年度9,700万円を計上し、前年比2,580万円の増となっております。

次のページ、環境性能割交付金、環境性能割交付金、環境性能割交付金、本年度287万3,000円を計上し、前年比37万8,000円の増でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金、本年度225万2,000円を計上し、前年比7万6,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、廃項となっております。

30ページをお願いいたします。地方交付税、地方交付税、地方交付税、本年度18億7,600万円を計上し、前年比1億700万円の増でございます。普通交付税の増額分です。

次のページをお願いいたします。交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、本年度1,000円を計上し、前年と同額でございます。

次のページをお願いいたします。分担金及び負担金、負担金、民生費負担金でございます。本年度1億4,902万2,000円を計上し、対前年比733万9,000円の減額でございます。主なものは、特定教育・保育施設等利用者負担金108万1,000円の減、施設型保育給付費個人給付相当分644万円の減となっております。

農林水産事業費負担金、本年度151万3,000円、前年比85万5,000円の増となっております。土地改良事業負担金の増額でございます。

災害復旧費負担金、本年度94万3,000円を計上し、前年比4万3,000円

の増でございます。農林水産施設災害復旧費負担金の増額でございます。

衛生費負担金、本年度3万円を計上し、前年度と同額でございます。

教育費負担金、本年度536万7,000円を計上し、前年比23万1,000円の減でございます。町立学校児童生徒給食費の減額でございます。

次のページをお願いいたします。使用料及び手数料、使用料、総務使用料、本年度1,486万6,000円、前年比25万2,000円の増でございます。主なものといたしまして、庁舎別館使用料37万2,000円の増となっております。

民生使用料106万8,000円、対前年比20万4,000円の減、介護保険関連サービス施設使用料の減額でございます。

農林水産使用料、本年度124万8,000円を計上し、前年比15万6,000円の増でございます。農林業担い手住宅使用料の増額でございます。

土木使用料、本年度4,753万4,000円を計上し、前年比29万2,000円の増です。公営住宅使用料過年度分の増額でございます。

教育使用料、本年度166万円を計上し、対前年比65万円の減でございます。主なものといたしまして、保健体育施設使用料現年度分5万円の減、教職員住宅使用料60万円の減となっております。

次のページをお願いいたします。手数料、総務手数料、本年度226万2,000円を計上し、前年比8万2,000円の減でございます。

農林水産手数料、本年度3,000円を計上し、前年度と同額でございます。

衛生手数料、本年度21万円、前年と同額でございます。

次のページをお願いいたします。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、本年度1億3,774万4,000円を計上し、前年比705万円の増でございます。主なものは、児童福祉負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金769万8,000円の増でございます。

続きまして、災害復旧費国庫負担金、本年度2億5,490万2,000円を計上し、前年比2億5,468万6,000円の減となっております。公共土木災害復旧負担金の減でございます。

続きまして、衛生費国庫負担金、本年度1,081万2,000円を計上し、前年比595万2,000円の増でございます。新たに保健事業費等負担金614万8,000円、新型コロナワクチン接種対策費負担金を計上しております。

次のページをお願いいたします。国庫補助金、民生費国庫補助金、本年度676万9,000円を計上し、前年比308万円の増でございます。主なものは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金300万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金5万円でございます。新たに障害者総合支援事業補助金1

6万5,000円も計上しております。

衛生費国庫補助金、本年度553万5,000円を計上し、前年比1,511万3,000円の減となっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,500万5,000円の減でございます。

土木費国庫補助金、本年度4,682万7,000円を計上し、前年比2,393万7,000円の減となっております。土木費補助金、道路メンテナンス事業補助金238万7,000円の減、社会資本整備総合交付金、道路改良事業補助金1,160万円の減、防災安全社会資本整備総合交付金875万円の減となっております。

教育費国庫補助金、本年度197万3,000円を計上し、前年比47万8,000円の減となっております。寄宿舎居住補助金の減でございます。

続きまして、総務費国庫補助金でございます。本年度1億1,637万9,000円を計上し、前年比527万8,000円の増となっております。主な内容といたしましては、地方創生推進交付金500万円の増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金586万9,000円の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金560万9,000円の減、新たにデジタル基盤改革支援補助金115万5,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。委託金でございます。総務費委託金、本年度581万8,000円、前年比154万1,000円の増でございます。選挙費委託金、参議院議員選挙委託金でございます。

続きまして、民生費委託金、本年度183万8,000円を計上し、前年比20万2,000円の増でございます。国民年金事務費20万円の増となっております。

続きまして、県支出金、県負担金、民生費負担金、本年度5,817万2,000円を計上し、前年比280万8,000円の増でございます。主なものといたしまして、児童福祉負担金、子どものための教育・保育給付費県費負担金287万1,000円の増、続きまして障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費県費負担金51万円の増となっております。

衛生費負担金、本年度3,292万9,000円を計上し、前年比48万円の増となっております。保険基盤安定負担金49万2,000円の減、保険基盤安定拠出金97万2,000円の増となっております。

続きまして、農林水産業費負担金、本年度231万8,000円を計上し、前年比5,000円の増額でございます。農業委員会交付金の増でございます。

次のページをお願いいたします。県補助金、総務費補助金、本年度1,543万3,000円を計上し、前年比4,008万9,000円の減でございます。減の要因といたしましては、地籍調査費補助金5,171万4,000円の減でございます。

新たに新型コロナウイルス感染症対応総合交付金 7 4 7 万 4, 0 0 0 円、熊本県移住定住促進すまい支援補助金 1 1 5 万円、地域活性化センター助成金 2 0 0 万円を計上しているところです。

民生費補助金、本年度 1, 1 7 2 万 8, 0 0 0 円を計上し、前年比 4 4 万円の減です。主なものは、住宅改造助成事業補助金 3 3 万 3, 0 0 0 円の減でございます。

続きまして、衛生費補助金 1 1 0 万 2, 0 0 0 円を計上し、前年比 3 1 万 1, 0 0 0 円の減でございます。主な要因でございますけれども、健康増進事業費等補助金 2 6 万 2, 0 0 0 円の減となっております。

続きまして、農林水産事業費補助金、本年度 1 億 5 4 4 万 8, 0 0 0 円を計上し、前年比 1, 0 4 6 万 7, 0 0 0 円の減でございます。主なものは、農業次世代人材投資事業補助金 5 2 5 万円の減、それと経営所得安定対策推進事業費補助金 3, 3 3 9 万 3, 0 0 0 円の減となっております。

次のページをお願いいたします。林業関係補助金、新たに鳥獣被害防止総合対策整備交付金 2 3 6 万 4, 0 0 0 円、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業補助金 2 5 0 万円を計上しております。

土木費補助金、本年度 5 3 4 万円を計上し、前年比 5 万円の増でございます。熊本県空家対策専門家活用支援事業補助金 4 万円の増となっております。

続きまして、教育費補助金でございます。本年度 7 8 万円を計上し、前年比 1 3 万 6, 0 0 0 円の増でございます。

災害復旧事業補助金、本年度 1, 6 5 9 万 7, 0 0 0 円を計上し、前年比 2, 6 9 4 万 6, 0 0 0 円の減となっております。内容といたしましては、農林水産施設災害復旧補助金 2, 1 5 6 万 2, 0 0 0 円の減、熊本地震復興基金交付金 1, 0 0 5 万円の減、令和 2 年 7 月豪雨被災者等支援交付金 4 6 6 万 6, 0 0 0 円の増となっております。

次のページをお願いいたします。委託金、総務費委託金、本年度 5 3 0 万 1, 0 0 0 円を計上し、前年比 1 7 万 5, 0 0 0 円の減となっております。減の内容といたしましては、統計調査費委託金の中で経済センサス活動調査委託金の分が減となっております。

続きまして、商工費委託金、本年度 3 万 5, 0 0 0 円を計上し、前年比 1, 0 0 0 円の増額でございます。県営瀬の本駐車場管理委託金でございます。

土木費委託金、本年度 2 2 万円、前年度と同額です。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入、本年度 6 8 0 万円を計上し、前年比 8 0 万 7, 0 0 0 円の増でございます。土地建物貸付収入として、新たに庁舎別館貸付料 8 1 万 8, 0 0 0 円、庁舎駐車場貸付料 9, 0 0 0 円を計上しております。

利子及び配当金収入、本年度15万2,000円、前年比1万1,000円の減でございます。土地開発基金利子の1万2,000円の減となっております。

48ページをお願いいたします。財産売払収入、不動産売払収入、本年度908万8,000円を計上し、前年比31万9,000円の減となっております。主な内容といたしましては、部分林売払収入55万円の減、直営林売払収入23万2,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。寄附金、寄附金、一般寄附金、本年度1,000円、前年度と同額でございます。

ふるさと寄附金、本年度10億円、前年度と同額となっております。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、本年度1億5,993万1,000円を計上し、前年比5,079万6,000円の増となっております。予算ベースによる基金残高でございます。12億9,222万9,503円。数字で申し上げます。1292229503でございます。

地域福祉基金繰入金、本年度242万2,000円を計上し、前年比12万8,000円の減でございます。予算ベースによる基金残高でございます。1億5,788万9,629円。数字で申し上げます。157889629でございます。

ケーブルテレビ放送設備等整備基金繰入金、本年度1,986万6,000円を計上し、前年比1,986万6,000円の増となっております。予算ベースの基金残高でございます。7,977万9,517円です。数字で申し上げます。79779517でございます。

防災対策基金繰入金、本年度50万円を計上し、前年比430万円の減でございます。予算ベースによる基金残高2,953万2,680円。数字で申し上げます。29532680でございます。

ふるさと納税基金繰入金、本年度1億2,963万2,000円、前年比1億8,404万7,000円の減となっております。予算ベースによる基金残高でございます。9億7,203万5,318円でございます。数字で申し上げます。972035318でございます。

森林環境譲与税基金繰入金、本年度1,194万5,000円を計上し、前年比1,194万5,000円の増でございます。予算ベースによる基金残高でございます。1,671万6,049円でございます。数字で申し上げます。16716049でございます。

次のページをお願いいたします。特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度1,000円、前年度と同額でございます。

次のページ、繰越金、繰越金、繰越金でございます。本年度4,000万円を計

上し、前年度と同額でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入、延滞金加算金及び過料、延滞金、本年度30万円を計上し、前年度と同額でございます。

諸収入、預金利子、預金利子、本年度2万1,000円を計上し、前年比1万円の減でございます。

次のページをお願いいたします。雑入、受託事業収入、本年度765万8,000円を計上し、前年比453万9,000円の減でございます。内容といたしましては、受託事業収入、後期高齢者の一体的事業受託収入312万円の減、保育園広域入所受託料141万9,000円の減となっております。

雑入、本年度3,816万6,000円を計上し、前年比2,338万9,000円の増となっております。主なものは、上から4段目の土地改良施設適正化事業交付金、中鶴頭首工改修工事関係交付金でございます。

57ページをお願いいたします。貸付金元利収入、奨学資金貸付金収入、本年度87万1,000円を計上し、前年比43万1,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。町債、町債、過疎対策事業債、本年度1億1,730万円を計上し、前年比3,550万円の増でございます。

一般単独事業債、本年度1,300万円を計上し、前年比1,300万円の増でございます。

災害復旧事業債1億270万円を計上し、前年比1億9,817万円の減でございます。

臨時財政対策債1億5,525万3,000円を計上し、前年比5,527万5,000円の増でございます。

教育債、緊急浚渫推進事業債につきましては、廃目でございます。

歳入は、以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 2時35分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後2時16分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

はい、議会事務局長。

○議会事務局長（河本孝博君） 続きまして、歳出でございます。

59ページをお願いいたします。議会費、議会費、議会費、本年度6,297万6,000円を計上し、対前年度比105万2,000円の減額となるものです。主

な要因といたしましては、５９ページの３節、職員手当等におきまして支給率改定に伴います議員期末手当が４０万９,０００円の減、同じく５９ページの４節、共済費におきまして町村議会議員共済会負担金の負担率改定に伴う３８万６,０００円の減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） ６１ページ、お願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費、本年度２億１,７８２万６,０００円を計上し、前年比９９６万９,０００円の増でございます。主なものは、報酬、共済費で会計年度任用職員６名、町長、職員１９名の人件費６７２万９,０００円の増でございます。

６３ページをお願いいたします。委託料でございます。例規整備委託料２１７万７,０００円の増でございます。個人情報保護法改正に伴うもの、地方公務員法改正に伴う定年延長の例規整備となっております。

続きまして、６５ページをお願いいたします。熊本広域行政不服審査会諮問等１７万７,０００円の増、防犯カメラ設置費補助金６０万円の増でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、文書広報費です。本年度５４３万５,０００円を計上し、前年度から５３万８,０００円の増額です。主な要因としましては、使用料及び賃借料の増によるものです。既存の情報発信手段に加え、新たにＬＩＮＥを利用した情報発信を行うため、ＬＩＮＥメッセージ配信システムの使用料として機器使用料を新規計上６４万５,０００円の増額により、その他の費目の増減も含め、５３万８,０００円の増額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 続きまして、会計管理費です。本年度７９３万２,０００円を計上し、前年度比２０４万２,０００円の増額となっております。増額の理由は、委託業務の追加によるものです。委託料のうち、会計業務一部委託料２８５万８,０００円を今年度追加しております。内容としましては、職員が行っている会計業務のうち、決済や個人情報の取扱いを除いた一部の事務を指定金融機関に委託するというものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 財産管理費、本年度４,５８９万２,０００円を計上し、前

年比１億３，９４３万円の減となっております。主な減の理由といたしまして、令和３年度庁舎別館建設工事を行ったためでございます。６７ページをお願いいたします。需用費でございます。修繕料２４１万６，０００円の増、教育委員会執務室改修ほかでございます。役務費、手数料７６万５，０００円の増、農協跡地用途廃止払下げ合筆手数料でございます。続きまして、６８ページ、町有林素材生産委託料２０万円の増、小葉瀬町有林全伐等でございます。続きまして、庁舎内清掃業務委託料５８万７，０００円の増、トイレ・床・天井の清掃でございます。次のページをお願いいたします。備品購入費４６０万円の増でございます。公用車軽バン２台の購入でございます。続きまして、積立金でございます。庁舎建設基金積立金５００万円を計上しております。

訴訟費、本年度４３万５，０００円、前年度と同額でございます。

公平委員会費、本年度１万１，０００円を計上し、前年と同額でございます。

諸費、本年度５０２万１，０００円を計上し、前年比１７３万３，０００円の減となっております。主な内容といたしましては、部分林地元交付金１５７万円の減でございます。

交通安全対策費、本年度１２０万１，０００円を計上し、前年比１万１，０００円の減となっております。町村交通災害共済組合負担金の減でございます。

財政調整基金費、本年度２，０１０万円を計上し、前年度と同額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。本年度１億８，４２５万６，０００円を計上し、前年度から１，４９６万２，０００円の増額です。主な要因としましては、報償費の増、委託料の増、工事請負費の減、備品購入費の減、負担金補助及び交付金の増によるものです。

報償費につきましては、起業型地域おこし協力隊３名採用によります起業型地域おこし協力隊の謝金８２３万円の増額により、その他の増減も含め、８１０万９，０００円の増となります。

７１ページをお願いします。委託料についてですけれども、報償費と同様、協力隊３名採用によります起業型地域おこし協力隊支援業務委託料４８０万円の増額、事業内容の充足に伴う人材還流促進及びデータバンク構築・利活用業務委託料１，０００万円の増額、新規事業の移住定住体験プログラム実施業務委託料１００万円の増額により、その他増減を含め、１，７３２万８，０００円の増。

７２ページをお願いします。工事請負費につきましては、調査中であり、公費負担分の物件がなく、計上にはまだ段階としては早いことによります不良空き家解体

撤去工事請負費の減額により 675 万円の減。

備品購入費につきましては、小国郷地域公共交通会議により実施するコミュニティバスのうち、1 台の 10 人乗りハイエースの購入に係る備品購入費 700 万円の減額により、その他の増減を含め、657 万 5,000 円の減となります。

続きまして、負担金補助及び交付金につきましては、主なものとして事業並びに基準額上限改定に伴う地域おこし企業人、現在は法令が変わりまして地域活性化起業人となりましたけれども、こちらの派遣負担金 210 万円の増額、新規にリフォーム補助金を追加した空き家バンク関連補助金 160 万円の増額、同じく新規事業として不良空き家解体事業費補助金を新規計上の 300 万円の増額により、その他の増減を含め、529 万 2,000 円の増、その他費目の増減も含め、1,496 万 2,000 円の増額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 続きまして、町民相談費です。73 万 6,000 円を計上しております。定期法律相談委託料等、前年度と同額計上でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 減債基金費でございます。本年度 1,000 円を計上し、前年と同額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 75 ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、地籍調査費、本年度 817 万 2,000 円を計上し、前年度比 7,892 万 6,000 円の減額となっております。減額の理由でございますけれども、令和 4 年度実施分として予定しておりました事業を前倒しにより令和 3 年度の補正において繰越しとしたためでございます。令和 4 年度に計上している予算は、補助対象額から除外される単独費用のみを計上してございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、ケーブルテレビ運営事業費です。本年度 5,835 万円を計上し、前年度から 1,837 万 6,000 円の増額です。主な要因としましては、77 ページをお願いします。備品購入費の増額です。ケーブルテレビ自主番組制作に係る各種機器等の更新に係る備品購入費 1,986 万 6,000 円の増額により、その他の費目の増減も含め、1,837 万 6,000 円の増額と

なります。

続きまして、情報電算管理費です。本年度8,154万3,000円を計上し、前年度から3,914万4,000円の増額です。主な要因としましては、委託料の増によるものです。行政手続のオンライン化やコンビニ交付ほか、システム導入や改修等、総合行政システムに関する電算関係運営支援業務委託料1,492万4,000円の増額、新規導入のコンビニ収納システム導入業務委託料、新規計上で1,244万1,000円の増額、耐用年数経過による防災情報配信システム更新委託料、これも新規計上で1,097万8,000円の増額、その他増減も含め、委託料3,830万5,000円の増となり、その他の費目の増減も含め、総額3,914万4,000円の増額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 財政管理費でございます。本年度10億581万9,000円を計上し、前年比25万8,000円の増額でございます。内容といたしましては、報償費、ふるさと納税謝礼1,872万9,000円の増、役務費、通信運搬費1,127万円の増、積立金、ふるさと納税基金積立金3,000万円の減でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 79ページをお願いいたします。総務費、徴税費、税務総務費、本年度5,868万1,000円を計上し、前年比447万9,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、職員の異動に伴う人件費の減でございます。

続きまして、80ページをお願いします。賦課徴収費です。本年度2,325万3,000円を計上し、前年度比847万7,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、次の81ページの委託料をお願いいたします。評価替不動産鑑定委託料150万円、それと一番下でございます地方税共通納税システム改修業務委託672万4,000円、こちらが増額の主な要因でございます。地方税共通納税システム改修業務委託につきましては、令和5年度から共通納税の対象となる税目が追加されることに伴いまして、システムの改修が必要になったものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 固定資産評価審査委員会費、本年度17万4,000円を

計上し、前年比2万8,000円の減でございます。内容といたしましては、旅費で普通旅費の2万8,000円の減でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 83ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。7,073万7,000円を本年度計上しまして、前年度比2,829万1,000円の増額でございます。1節、報酬から4節、共済費につきましては、職員4名、会計年度任用職員3名分の人件費になります。その他、主なものとしましては、現在使用している戸籍システムの機器が平成29年9月に導入しており、令和4年9月で5年となります。基本的な保守サービス提供期限が装置納入後5年となっておりますので、今年度、戸籍システム機器更新業務委託料が必要となっております。その他、マイナンバーカードの取得促進事業、令和5年度から業務開始予定のマイナンバーの戸籍事務内連携に向けてのシステム改修、識別符号取得、コンビニ交付サービス導入に関する委託料が上げられ、前年度と比べ、委託料が3,000万9,000円増額となっております。また、令和3年9月にデジタル庁が発足したことにより、通知カード・個人番号カード関連事務が終了しましたので、負担金補助及び交付金が前年度と比べ、145万3,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 86ページをお願いいたします。選挙費、選挙管理委員会費、本年度42万7,000円を計上し、前年比4万5,000円の減となっております。内容といたしましては、普通旅費の2万5,000円の減、負担金補助及び交付金の研修負担金の2万円の減でございます。

続きまして、明るい選挙推進費、本年度5万3,000円、前年度と同額でございます。

続きまして、参議院議員選挙費、本年度551万7,000円を計上し、前年比551万7,000円の増となっております。7月実施予定の参議院議員選挙の経費でございます。

次のページをお願いいたします。衆議院議員選挙最高裁国民審査費、これにつきましては、廃目でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 88ページをお願いします。統計調査費、統計調査

総務費です。本年度26万9,000円を計上し、前年度から26万1,000円の減額です。主な要因としましては、本年度の統計調査は、住宅・土地統計調査と就業構造基本調査、経済センサスの事前調査の3つでございます。調査内容によります各費目の増減による減額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 続きまして、教育統計調査費です。本年度1万8,000円を計上し、前年度と同額です。学校基本調査に係る事務費となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、議会事務局長。

○議会事務局長（河本孝博君） 89ページをお願いいたします。監査委員費、監査委員費、本年度128万5,000円を計上し、対前年度比1万3,000円の増額となるものです。主な要因としましては、10節、需用費の消耗品費におきまして書籍追録代1万5,000円の増額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 90ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。本年度7,396万1,000円を計上し、前年度比884万8,000円の増額でございます。主なものとしましては、92ページ上段の社会福祉協議会補助金2,200万円でございますが、昨年同様に100万円の減額としております。それから、4行下の住民税非課税世帯等臨時特別給付金300万円につきましては、3月末までに申請されず、4月に入ってから申請分のため、計上しております。

92ページをお願いいたします。老人福祉費です。本年度4,143万4,000円を計上し、前年度比124万7,000円の増額でございます。主なものとしましては、93ページの5行目、寝たきり老人等介護者手当372万円ですが、重介護の世帯に1万円、11世帯、普通介護の世帯に8,000円で25世帯を見込んでおります。その下、扶助費の老人保護措置費3,104万8,000円につきましては、小国町の悠和の里など、3施設に12名の入所者を見込んでおります。

93ページをお願いいたします。一番下です。障害者福祉費です。本年度1億8,883万8,000円を計上し、前年度比171万円の減額でございます。主なものとしましては、下から4段目の地域生活支援事業負担金514万6,000円につきましては、小国町のサポートセンター悠愛や阿蘇やまなみ病院の時計台等

の相談支援などの郡内市町村合同での負担金としております。扶助費のページ、一番下の自立支援医療（更生医療）診療報酬631万8,000円につきましては、増減合わせて26名分を計上しております。95ページをお願いいたします。上から4段目の障害福祉サービス費1億4,778万円につきましては、障害者の方の生活介護や施設入所支援などの支援サービスのための予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 続きまして、国民年金事務費です。本年度6万3,000円の計上であり、前年度比28万4,000円の減額です。国民年金事務に関する費用として、旅費、需用費を計上しておりますが、昨年はここに税制改正に伴うシステム改修費がございました。本年度はありませんので、その分が減額となります。以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 続きまして、地域福祉センター管理費です。本年度427万4,000円を計上し、前年比34万6,000円の減額でございます。主なものとしましては、委託料の地域福祉センター指定管理業務委託料として240万円を社会福祉協議会に委託するため、計上しております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 同じく95ページで人権対策費です。本年度19万1,000円の計上であり、8,000円の増額です。主なものとしまして、令和5年度に人権の花運動開催に向け、令和4年度実施町村への旅費の増額分です。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 96ページ、中ほどです。介護保険関連サービス施設管理費です。本年度750万8,000円を計上し、前年比28万2,000円の減額でございます。主なものとしましては、需用費の燃料費248万2,000円は、燃料費高騰のため、昨年当初より50万円ほど増額としております。修繕料につきましては、令和3年度に湯夢プラザのテラスの防腐処理等を行い、令和4年度には大がかりな修繕がございませんので、減額としております。97ページをお願いいたします。備品購入費でございますが、コロナ対策として、さくら荘、元気プラザ、湯夢プラザの3施設に空気清浄機を購入するために10万円を計上しております。

98ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。本年度1,313万3,000円を計上し、前年比263万9,000円の増額でござ

います。主なものとしたしましては、負担金補助及び交付金の病児・病後児保育事業費負担金225万6,000円を計上しております。児童の看病のため、仕事を休まなければならない保護者の負担軽減のために事業全体の3分の1を小国町と分けて負担する予定でございます。

続きまして、児童措置費です。本年度2億2,061万6,000円を計上し、前年比513万円の増額でございます。99ページをお願いいたします。主なものとしたしまして、負担金補助及び交付金1億6,770万円でございますが、施設型給付費負担金2,810万円につきましては小国幼稚園を利用する方20名分の利用負担金として、施設型給付費公立保育園負担金1億3,960万円は町内3園の利用負担金として計上しております。

続きまして、母子父子福祉費です。本年度302万6,000円を計上し、前年比同額でございます。主なものとして、扶助費のひとり親家庭等医療費助成金300万円でございますが、子供分と別に保護者分の医療費を助成するものでございます。

続きまして、児童福祉施設費です。本年度1億7,960万9,000円を計上し、前年比1,598万6,000円の減額でございます。主なものとしたしまして、人件費に関しましては、パートタイム会計年度任用職員15名分、一般職11名分、フルタイム会計年度任用職員9名分に伴うものでございます。101ページをお願いいたします。中ほどの需用費の修繕料につきましては、保育園の網戸修繕やクロス張り替え等で92万3,000円の計上で、昨年度より300万円ほどの減額としております。102ページをお願いいたします。委託料につきましては、前年度同様でございます。備品購入費につきましては、今回、多国籍の園児に何かを伝える場合にタブレットが非常に役に立つため、黒川保育園にタブレット1台分計上しております。そのほか、各3園で充電式のクリーナー、デジカメなど、壊れはじめてきた備品など、タブレットを含む24万9,000円を計上しております。

104ページをお願いいたします。民生費、災害救助費、災害救助費です。本年度562万4,000円を計上し、前年比723万2,000円の減額でございます。主なものとしたしましては、償還金利子及び割引料の災害援護資金償還金でございますが、対象者は4名で、令和3年度下期分償還見込み49万7,361円、令和4年度上期分償還見込み10万1,520円を令和4年度に県に償還するため、59万9,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 105ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健

衛生総務費です。本年度3億390万8,000円を計上し、前年度比1,205万9,000円を増額しております。1節、報酬から4節、共済費につきましては、職員6名分の人件費と会計年度任用職員1名分の時間外報酬になります。そのほか、主なものとしましては、106ページの令和3年公共施設の劣化度調査をもとに行う歯科診療所修繕料の計上です。こちらは、外壁の劣化に伴い、カメムシの侵入も多く、今年度計上させていただきました。委託料につきましては、近年の実績をもとに全体で昨年より188万5,000円減額をしております。108ページを御覧ください。一番上になりますが、負担金補助及び交付金の公立病院組合負担金につきましては、公立病院の予算書に基づいた金額で増額計上となっております。

109ページをお願いします。予防費です。3,183万7,000円を計上し、前年度比906万2,000円の減額でございます。実績に基づき、現時点での予防接種委託料計上とさせていただいたため、減額となっております。また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、平日での接種体制づくりが難しい分、休日の接種となりますので、時間外勤務手当が増額となっております。

110ページをお願いします。環境衛生費です。2億2,121万6,000円を本年度計上しまして、前年度比2,786万7,000円を増額となっております。こちらにつきましては、新しいものといまして不法投棄撤去に関する重機のリース料が7万円、また備品購入費として平成24年に購入しておりました蜂防護服が破損しまして1着購入分の8万5,000円。111ページをお願いします。飲料水供給施設補助金が令和2年、令和3年ともに2件の申請がっておりますので、令和4年も2件分計上させていただいております。最後に、負担金補助及び交付金の一番下の太陽熱利用システム導入補助金なんですが、こちらは令和3年3月に南小国町エネルギー対策プロジェクトチームの作成した南小国町再生可能エネルギー導入ロードマップに沿って行うもので、令和4年度は実証事業を行う計画としております。その際の機器導入費用として1件当たり15万円を上限として3件分を計上させていただいているものになります。

続きまして、後期高齢者医療費です。本年度9,103万3,000円を計上し、前年度比432万4,000円を増額でございます。主なものとしましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の試算する町からの負担金、療養給付費、特別会計繰出金の増額によるものです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 続きまして、農林水産業費、農業費、農業委員会費、本年度514万3,000円を計上し、対前年27万9,000円を減額するものです。

主なものとしまして、農業委員会におきます旅費 23 万 8,000 円の減額ですけれども、昨年度の実績を踏まえ、活動費に対する費用弁償の減を行っております。

続きまして、農業総務費、本年度 7,508 万 6,000 円を計上し、対前年 1,695 万 8,000 円の減とするものです。

主なものとしまして、給料、職員手当等、次のページになります共済費等、人事異動に伴いまして、前年度より総額 1,098 万 3,000 円の減額となっております。

続きまして、需用費 26 万 9,000 円の減ですけれども、修繕料 122 万 9,000 円の内訳としまして、きよらかアサ、加工場、農業担い手の通常における修繕 60 万円分と、後の議案等にも出てきますけれども、黒川教職員住宅 1 戸分を担い手住宅に所管換えすることに伴う修繕費用 57 万 9,000 円となっております。

114 ページになります。委託料 179 万円の増となっております。きよらかアサの指定管理委託料は 0 円という可能性があるんですけれども、最終的な締結、その後の協議、それと最終的な実績を踏まえて決定する必要があるために、過去に支払っております 80 万円を一応計上しております。それと、食関係事業委託料 100 万円ということで、令和 3 年度の補正予算で小国の郷の学校を計上しておりますけれども、本年度も同様に継続したいと考えております。

続きまして、負担金補助及び交付金 437 万 5,000 円の減額になっておりますけれども、農業次世代人材投資事業補助金 525 万円の減であり、対象者数が 5 人から 2 人に変わったということで減となっております。

115 ページになります。移動販売事業補助金 84 万円の増です。令和 3 年度からの運行変更に伴う経費の増となっております。

繰出金 316 万 1,000 円の減、農業集落排水事業特別会計繰出金への減です。

続きまして、農業振興費、本年度 1 億 3,248 万 6,000 円を計上し、対前年 221 万円の減です。

主なものとしまして、役務費、手数料 18 万 7,000 円の増であり、農林業における機械化等におけるデモを令和 3 年においても実施を行っておりますけれども、新しい機器等を利用して農作業等の作業負担の軽減を行うことを目的としてデモ関係を実施したいと考えております。

続きまして、116 ページ、原材料費 42 万 1,000 円の減となっておりますけれども、令和 3 年度におきましては災害分に限って、通常は 10 立米の支給としておりますが、20 立米にしていたことによる令和 4 年度については減となります。

続きまして、負担金補助及び交付金 111 万 9,000 円の減となります。主なものとしまして、水不足解消事業補助金 50 万円の増、中原小学校前にあります四

分一頭首工の老朽化等による用水確保のための電気代等の補助。次に農業用施設災害応急措置事業補助金、農地農業用施設災害復旧工事事業補助金、それぞれ増と減がございますけれども、令和2年7月豪雨災害におきます工事未完了等がございますので、令和4年度も引き続きこの補助を実施したいと思っております。そのほか、117ページになりますけれども、多面的機能支払交付金110万2,000円、各団体等の実績、単価の上限、県の予算枠を踏まえた交付金の増となっております。

117ページになります。畜産振興費、本年度693万6,000円を計上し、28万円の増となります。主なものとしまして、負担金補助及び交付金28万円の増となっておりますけれども、本年度より南小国町、小国町、JA、その3者によりまして小国郷獣医師医療体制整備推進協議会を設立しまして、小国郷における家畜獣医師の将来的な不足に対する検討を重ねていくために3団体の負担金5万円を支出するものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 土地改良事業費、本年度4,251万6,000円、前年度比2,013万9,000円の増額です。要因としましては、土地改良施設維持管理適正化事業、中鶴頭首工の工事費2,650万円の計上があるためです。主な事業につきましても、委託料、農業農村整備事業測量設計委託料350万円、赤馬場東井出菖蒲水路等を計画しております。適正化事業測量設計委託料150万円、中鶴頭首工分です。工事請負費としましては、増額の原因となっております適正化事業、中鶴頭首工改修工事2,650万円の計上です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 118ページの一番下になります。山村広場管理整備費です。本年度239万9,000円を計上しまして、前年度から1万8,000円の減額となっております。山村広場の維持管理に係る経費でございます。次のページになりますが、こちらには載っておりませんが、工事請負費が、昨年、給水関係の工事を行いまして、その分の減額となっております。また、修繕費のほうで第2グラウンド内のネットの修繕に伴います修繕費の増額となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 自然休養村センター管理費でございます。本年度274万1,000円を計上し、前年比100万2,000円の減でございます。主なものは、光熱水費36万円の減、これにつきましては、高压契約の特別割引というのがござ

いまして３６万円の減となっております。また、委託料といたしまして、昨年度、地中レーダー探査委託を７０万円で行いましたので、その分の減でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） １２０ページをお願いします。都市農村交流費です。

本年度１３万６,０００円を計上し、前年度と同額です。熊本市楠地区との交流事業に係る費用となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 交流促進センター管理費、本年度８９４万２,０００円を計上し、対前年１３８万１,０００円を減額するものです。主なものとしまして、令和３年度におきまして需用費が修繕料になりますけれども、シャワー等の取替えを行ったことにより、本年度は通常の維持管理の修繕のみということで１３６万５,０００円の減としております。委託料、指定管理委託料については変わりませんが、実際の協定等におきましては、石油から木質バイオマスに変更したことによる経費の減が見込まれるため、最終的には当議会、それと最終的な指定管理者との協議にもなりますけれども、現時点では指定管理委託料は５００万円という形でスタートして、最終的な増減を含めたところで年度末に調整をしたいと考えております。

続きまして、１２１ページ、観光農園施設管理費、本年度１３８万６,０００円を計上し、対前年と同様としております。

続きまして、林業費、林業総務費、本年度８０２万６,０００円を計上し、対前年６１万３,０００円の増としております。給料、職員手当等、共済費が６１万３,０００円の増となっており、人事異動に伴うものでございます。

続きまして、林業振興費、本年度８,８９９万４,０００円とし、対前年４９８万３,０００円の増とするものです。主なものとしまして、報償費３７３万２,０００円の増としておりますけれども、令和３年度まで地域おこし協力隊として任命していました１名の任期満了に伴いまして、再度、集落支援員として雇用するものであり、３３万円の月の報酬となって、その分が増額となっております。最終的には交付金の対象となっておりますので、全額歳入が見込まれます。

続きまして、需用費２３０万８,０００円の増となっております、次のページになりますけれども、修繕料２８０万円のうち、清流の森、すずめ地獄周辺になりますけれども、恋人たちの丘や遊歩道におきます柵や遊歩道の橋梁の補修として２５０万円を計上しています。これは、全額歳入として県の補助が入ってきます。そのほか、親水公園の維持管理等における修繕ということで３０万円を計上しており

ます。

続きまして、委託料2,430万円の増ですけれども、森林病虫害防除事業委託料239万1,000円の増、すずめ地獄周辺の松くい虫防除を3年に1回することにしておりまして、その委託料となっております。歳入にも補助率45%として上がっております。続きまして、森林資源解析業務委託2,291万7,000円の増ということで、財源としましては森林環境譲与税を充当しておりますけれども、森林組合と連携し、既存の航空データを活用したところで山林における樹種や材積量、地番ごとにそれらを把握することで伐採時期、需要の確保、作業道の確保、現地調査の軽減、そういったところにおいて、また防災面においても利用可能なシステムを導入したいと考えております。

続きまして、123ページの原材料費になりますけれども、256万4,000円の増となっております。これは、下中原地区におきまして鳥獣被害防止総合対策整備交付金を実施するに於ける材料費のみの補助と、支出となっております。

続きまして、124ページ、備品購入費142万円の増、駆除隊が利用しております有害鳥獣駆除時の無線機の老朽化により、発信機4台、受信機10台分の購入費用としております。

続きまして、負担金補助及び交付金289万6,000円の増としております。内容としまして、狩猟免許取得助成金10万円の増としておりますけれども、従来の補助内容を拡充しまして、猟友会、南小国支部に入ることを前提に取得した場合はその費用の全額を補助するという事で拡充を考えたいと思っております。それと、林業機械等導入事業補助金、これも補助事業の内容を拡充した上で、担い手の確保等も含めたところで100万円の増を考えております。また、支障木伐採補助金100万円の増としております。令和3年度まで1件当たり10万円を上限としていましたが、30万円を上限として5件分を計上しております。また、有害鳥獣捕獲隊活動支援補助金10万円の増です。これは、新しく創設したものでございますけれども、駆除隊が所有する猟犬の治療費に対し補助をするということにしております。

125ページの24節、積立金になります。985万円、森林環境譲与税基金積立金につきましては、985万円の減となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 入会林野等整備事業費でございます。本年度10万4,000円を計上し、前年と同額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 126 ページです。治山事業費、本年度21万8,000円、前年度比6万5,000円の減。こちらは、前年度同様、工事計画はなく、事務的経費の計上となっております。

林道維持費、本年度822万9,000円、前年度比108万5,000円の増。要因としましては、工事請負費100万円の増です。主な事業としましては、工事請負費、林道維持工事700万円、林道牛房草線、七滝線を計画しております。原材料費86万3,000円の計上です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） きのこセンター費、644万8,000円とし、対前年9万6,000円の増となるものです。主なものとしまして、需用費の修繕料22万8,000円の増になりますけれども、事務室等のエアコンの故障による取替修繕費用19万8,000円、それと通常の維持管理における修繕ということで10万円を計上しております。また、委託料、指定管理委託料が530万円としていますけれども、昨年度の実績を踏まえ、また当議会の議決後、また指定管理者の協議を踏まえて450万円という形で考えておりますけれども、今年度行いました菌床仕込み機器、そういったものの入替えに伴う光熱水費等の実績を踏まえて、最終的には年度末に増減も含めたところで精算をしたいと考えております。

続きまして、128 ページ、水産業費、水産振興費、本年度28万1,000円とし、対前年6,000円の減とするものです。主なものとしまして、旅費、令和3年度の実績を踏まえた旅費の減としております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 129 ページをお願いします。商工費、商工費、商工総務費です。本年度1,632万2,000円を計上し、前年度から302万6,000円の増額です。主な要因としましては、2名分の給料ほか、人件費の増額となっております。

続きまして、商工振興費です。本年度1,754万円を計上し、前年度から409万7,000円の増額となっております。主な要因としましては、負担金補助及び交付金の増によるものです。新型コロナに係る飲食店への営業時間短縮要請協力金の一部負担金409万7,000円の増額となっております。

130 ページをお願いします。観光費です。本年度5,945万9,000円を計上し、前年度から1,796万8,000円の増額となっております。主な要因とし

ましては、委託料の増、工事請負費の増によるものです。131ページをお願いします。委託料の中で電子雑誌等作成業務委託料が新規計上によります2,000万円の増額、その他委託料の増減も含め、2,000万1,000円の増と、工事請負費につきましては、七滝遊歩道の下流側に架かる沈下橋の災害発生防止のための撤去工事を行うため、工事請負費の新規計上175万4,000円の増、その他費目の増減も含め、1,796万8,000円の増額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 133ページをお願いします。土木費、土木管理費、土木総務費、本年度7,933万7,000円、前年度比1,374万円の増です。要因としましては、給料、職員手当等、共済費の人件費関係で735万7,000円の増、備品購入費185万5,000円の増、民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金400万円に関しましては住宅管理費から土木総務費へ移行させたためです。134ページをお願いします。主な事業としましては、委託料500万円、測量設計委託、土木施設・道路・橋梁・河川等維持工事関係の測量設計委託料です。備品購入費185万5,000円につきましては、公用車の買換え、プロボックスを予定しております。年式が平成23年式の丸14年、走行距離12万3,300キロということで不具合等が生じておりますので、計上しております。負担金補助及び交付金につきましては、先ほど申しましたように、民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金400万円がこちらに移行しております。

135ページ、道路橋梁費、道路橋梁総務費、本年度517万5,000円、前年度比200万1,000円の増額です。主な要因としましては、道路台帳修正委託料200万円の増です。道路改良工事後に道路台帳に反映させるための委託料です。

道路維持費、本年度6,100万8,000円、前年度比較608万6,000円の増です。要因としましては、委託料、道路支障木伐採委託料300万円の増、機器使用料200万円の増です。主な事業としましては、工事請負費になります。除草工事費1,225万円、安全設置工事費300万円、道路維持工事2,000万円の計上です。原材料費といたしまして、生コン等の支給を630万8,000円計上しております。

道路新設改良費、本年度1億3,297万円、前年度比3,145万円の増です。要因としましては、工事請負費3,000万円の増です。主なものといたしましては、工事請負費、中湯田赤迫線、瓜上矢田原線6,000万円の計上、黒川波居原線2,000万円の計上、その他町道改良分の計上となっております。

続きまして、１３６ページです。橋梁維持費、本年度２，０００万円、前年度比４００万円の減です。こちらは、事業量による減となっております。主なものは、委託料、道路メンテナンス事業委託料の２，０００万円の計上です。

道路舗装費、本年度１，５００万円、前年度比２００万円の増です。こちらの主な事業は、工事請負費となっております。道路舗装工事、現在１２路線ほど要望をいただいております。損傷度、利用状況、交通量などを判断しながら優先順位をつけて実施しているところです。

続きまして、１３７ページをお願いします。河川費、河川総務費、本年度２，４２６万３，０００円、前年度比７４６万７，０００円の減額です。要因としましては、工事請負費１，２００万円の減額です。主なものとしましては、工事請負費、河川維持工事関係緊急対応分の１，０００万円の計上、負担金補助及び交付金、県工事負担金１，３００万円の計上は、単県砂防事業小田川スリットダム、単県急傾斜地崩壊対策事業杉田地区分の負担金になります。

１３８ページをお願いします。住宅費、住宅管理費、本年度８７１万５，０００円、前年度比２，５４３万５，０００円の減額です。要因といたしましては、昨年度市原団地２号棟外壁改修工事２，０００万円の計上と、土木総務費へ移行した民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金４００万円の計上があったためです。本年度は、人件費、維持管理関係経費の計上のみとなっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） １３９ページをお願いいたします。消防費、消防費、非常備消防費、本年度１億３，１３１万１，０００円を計上し、対前年度比１，１０１万４，０００円の増でございます。内容といたしましては、消防団員報酬の引上げに伴うもので１０９万３，０００円、それと負担金補助及び交付金でございますけれども、阿蘇広域行政事務組合負担金が９９２万９，０００円増となっております。内容といたしましては、消防費に係る普通交付税の増に伴い、負担割合が増えたものでございます。

続きまして、消防施設費でございます。本年度７８５万４，０００円を計上し、前年比７７５万４，０００円の増でございます。内容といたしましては、需用費、修繕料、防火水槽修繕、それと備品購入費、機動分団の小型ポンプ付き積載車の購入を予定しております。

災害対策費、本年度４６７万５，０００円を計上し、前年比６２万３，０００円の増でございます。次のページをお願いいたします。増の要因でございますけれども、通信運搬費６０万６，０００円で、県防災情報ネットワークシステム回線使用料が

32万3,000円、それと緊急指定避難所、りんどうヶ丘小学校体育館と市原小学校体育館、元気プラザ中原に避難状況確認用のカメラを設置いたしましたので、その回線使用料が出ております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 142ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、教育委員会費です。本年度110万5,000円を計上しまして、前年度から4万6,000円の増額です。主な要因としまして、阿蘇郡教育委員会連絡協議会負担金の増額となっております。

続きまして、事務局費です。本年度1億61万7,000円を計上しまして、前年度から691万4,000円の増額となっております。主な要因としましては、報酬、給料、職員手当等の職員給与関係費の増、また次のページになりますが、役務費の増によるものです。144ページの役務費です。11節、役務費の手数料につきまして、ICT機器関係のヘルプデスク、昨年から債務負担行為で承認いただいた分のICTのヘルプデスクの手数料となっております。

次のページをお願いいたします。145ページです。教職員住宅管理費です。本年度202万2,000円を計上し、前年度から112万3,000円の増額です。主な要因としまして、需用費、修繕料の増によるものです。修繕料につきましては、矢津田教職員住宅におきましてシロアリの被害が発生しております。1軒は修繕を行っておりますが、残り8軒分の計上としております。

続きまして、次のページをお願いいたします。146ページです。教育費、小学校費、学校管理費です。本年度6,310万3,000円を計上しまして、前年度から4,015万5,000円の減額となるものです。主な要因としまして、需用費の光熱水費の減、委託料の増、使用料及び賃借料の減、工事請負費の減、備品購入費の増によるものです。

需用費、光熱水費の部分につきましては、高圧電力関係の一括契約に伴いまして実績等による減額となっております。修繕費につきましては、各小学校の維持管理における施設修繕での減額です。

委託料につきましては、それぞれ委託料で増減がありまして、大きなものでは令和3年度のりんどうヶ丘小学校の工事の監理業務委託の減額でございます。148ページになりますが、りんどうヶ丘小学校の屋内運動場長寿命化改良工事設計業務委託料、こちらが新規計上となっております。その分が増額となっております。併せまして、148ページの使用料及び賃借料につきまして、児童用パソコン機器のリース満了に伴いまして機器使用料の減額となっております。

工事請負費につきましては、令和3年度実施しましたりんどうヶ丘小学校の校舎屋根及び外壁等の改修工事を減額し、防火シャッターの改修工事を新規計上することとなっております。また、令和4年度にはりんどうヶ丘小学校屋内運動場の改修計画を計画しておりましたが、国庫補助の対象になる見込みができましたことから、県と協議及び申請の手続を行うこととしまして、1年先送りとしております。

17節、備品購入費です。こちらは、電子黒板、それからそれに伴います操作用のパソコン、こちらが経年劣化による破損、不具合等が出ております。そちらの分の更新のための増額です。

次のページをお願いいたします。下部のほうになります。教育振興費です。本年度71万1,000円を計上しまして、前年と同額となっております。町外の特別支援学校、小国支援学校等への在籍児童への補助及び要保護及び準要保護児童への援助費となっております。

次のページをお願いいたします。150ページです。教育費、中学校費、学校管理費です。本年度4,701万円を計上しまして、662万2,000円の増額です。主な要因としましては、需用費、消耗品費の減額、修繕料関係の増額、委託料の増額、使用料及び賃借料の減額、工事請負費の増額、備品購入費の増額によるものです。

まず、10節、需用費の消耗品につきましては、教科書改訂に伴いましての指導用の教科書、教師用の指導書、デジタル教科書の減額となっております。令和3年度で購入済みでございます。修繕料につきましては、中学校の維持管理に係る修繕料の増額となっております。併せて、寄宿舍のクロスの張り替え修繕も増額となっております。

151ページをお願いいたします。委託料につきましては、中学校空調設備設置工事設計監理業務委託、こちらは新規での計上となっております。次のページで出てきますが、工事請負費の設計監理となっております。

152ページをお願いいたします。使用料及び賃借料につきましては、小学校と同様となりますが、生徒用のパソコンのリース機器満了に伴いまして機器の減額となっております。先ほど出ました委託料との関連になります。

工事請負費につきましては、特別教室への空調設備の設置工事の増額となっております。中学校の音楽室を計画しております。

備品購入費です。こちらも小学校費と同様となります。中学校の電子黒板及び操作パソコンの経年劣化等による更新のための増額です。

154ページをお願いいたします。教育振興費です。こちらも小学校費と同様となりますが、本年が155万1,000円を計上し、前年と同額となっております。

小学校費と同様の要保護・準要保護関係の援助費となっております。

155ページをお願いいたします。社会教育費、社会教育総務費です。本年度689万5,000円を計上しまして、前年度より87万1,000円の増額となっております。主な要因としましては、報償費の増額によるものです。放課後子ども教室の開催日の1日増加に伴いまして講師謝礼の増額となっております。

続きまして、156ページです。公民館費です。本年度620万6,000円を計上しまして、前年度より56万4,000円の増額となっております。主な要因としまして、修繕料の増額によるものです。修繕料につきましては、星和分館の遊具撤去に伴う増額となっております。

次の157ページをお願いいたします。文化財保護費です。本年度83万7,000円を計上しまして、前年度より10万3,000円の減額となっております。主な要因としまして、印刷製本費の減額によるものです。

続きまして、図書館費です。本年度153万7,000円を計上しまして、前年度より30万円の増額です。町の図書室に関する経費となっておりますが、12節、委託料の増額によるものです。委託料につきましては、図書司書の業務日を1日増加する計画で、それに伴います増額となっております。

158ページ、コミュニティセンター管理費です。本年度17万5,000円を計上しまして、前年度と同額です。コミュニティセンター施設の修繕及び建物共済の保険料となっております。

次のページをお願いいたします。159ページです。保健体育費、保健体育総務費です。本年度900万3,000円を計上しまして、前年度より25万1,000円の増額です。主な要因としまして、負担金補助及び交付金の増によるものです。負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇・瀬の本高原マラソン大会の補助金の増額によるものです。

160ページをお願いいたします。学校給食費です。本年度4,183万円を計上しまして、前年度より435万2,000円の増額です。主な要因としまして、需用費の増額、備品購入費の増額によるものです。需用費につきましては、消耗品費でございます。御飯及び汁物の食器類関係の入替えとなっております。

161ページを飛ばしまして、162ページをお願いいたします。備品購入費です。こちらが現在のスチームオーブンが経年劣化等により不具合が発生しております。そのことから新規購入するための費用の増額となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 163ページです。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、

農地災害復旧費、本年度1,952万2,000円、前年度比301万8,000円の減額です。要因としましては、令和2年災関連工事請負費300万円の減によるものです。主なものも工事請負費で、過年度農地災害復旧工事（単独災）、起債対象の一般単独災分1,650万円、10件分の計上、過年度農地災害復旧工事（町単付帯工事）250万円の計上です。

農業用施設災害復旧費、本年度5,844万9,000円、前年度比608万8,000円の増額です。こちらも令和2年災害関連工事請負費1,100万円の増、委託料につきましては350万円の減になっております。主なものは、工事請負費、過年度農業用施設災害復旧工事（補助災）分1,150万円、2件分です。過年度農業用施設災害復旧工事（一般単独災）分3,850万円、13件分になります。それに伴います過年度農業用施設災害復旧工事（町単付帯工事）分650万円の計上です。負担金補助及び交付金につきましては、南小国西部地区県営農地等災害復旧事業負担金、県の代行事業となっておりますミステリーロード災害復旧工事の町負担金30万円の計上です。

続きまして、164ページをお願いします。林道災害復旧費、本年度131万5,000円、前年度比3,000円の減です。こちらは、現年災（R4年災）対応分を計上しております。測量設計委託、機器使用料の計上です。

165ページをお願いします。公共土木災害復旧費、公共土木災害復旧費、本年度3億5,806万円の計上です。前年度比4億8,168万3,000円の減額となっております。要因としましては、主なものが令和3年度繰越事業となったこと、またそれに伴いまして令和4年度に工事費を再計上したことによる減額となっております。主なものは、委託料、発注者支援業務委託料、令和2年災関連の工事監督支援業務全般にわたる委託料600万円、工事請負費は、過年度公共土木施設災害復旧工事、こちらが補助災になります2億7,350万円、過年度公共土木施設災害復旧工事（一般単独災）分になります4,389万4,000円、過年度公共土木施設災害復旧工事（町単付帯工事）分になります3,200万円の計上です。

応急災害復旧費、本年度200万円、前年と同額です。こちらも現年災（R4年災）対応の予算計上になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 166ページをお願いいたします。公債費、公債費、元金、本年度3億7,391万7,000円を計上し、対前年比6,278万4,000円の増でございます。内容といたしましては、地方債償還金元金の増額で、ケーブル施設整備の元金償還が始まるため、増になるものでございます。

利子、本年度 7 2 7 万 1, 0 0 0 円を計上し、前年度比 2 6 0 万円の減でございます。地方債償還金利子 2 6 0 万円の減は、償還が済んだものがあるものでございます。

1 6 7 ページをお願いいたします。予備費、予備費、予備費、本年度 1, 5 0 0 万円を計上し、前年度と同額でございます。

歳出は、以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本日は、これにて延会といたします。

-----○-----

延会 午後 3 時 5 6 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 1 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 3 月 9 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第1回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月9日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 令和4年度南小国町一般会計予算書
- 日程第3 議案第5号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書
- 日程第4 議案第6号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書
- 日程第5 議案第7号 令和4年度南小国町介護保険特別会計予算書
- 日程第6 議案第8号 令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書
- 日程第7 議案第9号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書
- 日程第8 議案第10号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書
- 日程第9 議案第11号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書
- 日程第10 議案第12号 行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第18号 南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第19号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第18 議案第20号 南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の

		一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第21号	南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第22号	令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）
日程第21	議案第23号	令和3年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）
日程第22	議案第24号	令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）
日程第23	議案第25号	令和3年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第4号）
日程第24	議案第26号	令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）
日程第25	議案第27号	令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）
日程第26	議案第28号	令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）
日程第27	議案第29号	令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）
日程第28	議案第30号	南小国町総合物産館の指定管理者の指定について
日程第29	議案第31号	南小国町交流促進センターの指定管理者の指定について
日程第30	議案第32号	南小国町きのこ菌床培養等施設の指定管理者の指定について
日程第31	議案第33号	南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定について
日程第32	議案第34号	南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定について
日程第33	議案第35号	工事請負変更契約の締結について
日程第34	議案第36号	町有林野部分林契約について
日程第35	議案第37号	町有林野部分林契約について
日程第36	委員長報告	南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会 南小国町議会における議員定数削減に関する事項
日程第37	陳情第1号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
日程第38		議員派遣報告について
日程第39		議員派遣の件について
日程第40		閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	穴 井 則 之	2 番	佐 藤 毅
3 番	井 野 和 哉	4 番	井 上 則 臣
6 番	下 城 孔志郎	7 番	児 玉 秀次郎
8 番	穴 井 千 秋	10 番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

5 番	矢津田 道 夫	9 番	森 永 一 美
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	河 本 孝 博	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	建 設 課 長	北 里 能 蔵
福 祉 課 長	朝 日 康 博	農 林 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。本日も、会議規則第 2 条の規定により、5 番、矢津田道夫議員と 9 番、森永一美議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は 8 名でございます。定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年第 1 回南小国町議会定例会の第 2 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、2 番、佐藤毅議員、3 番、井野和哉議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 4 号 令和 4 年度南小国町一般会計予算書

○議長（平野昭夫君） 日程第 2、昨日に引き続き議案第 4 号、令和 4 年度南小国町一般会計予算書を議題といたします。

本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、2 番、佐藤毅議員。

○2 番（佐藤 毅君） まず、歳入です。お尋ねします。町税、固定資産税についてです。滞納額があると思うんですけれども、これについて今どれぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 御質問にお答えいたします。

固定資産税の滞納額でございますけれども、申し訳ございません、ただいま手元に資料がございませんので、改めて提出させていただきます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、2 番、佐藤毅議員。

○2 番（佐藤 毅君） 町税のほうは、いかがですか。それも分かりませんか。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 住民税のほうも手元に資料がございませんので、改めて御提示させていただきます。申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） はい、2 番、佐藤毅議員。

○2 番（佐藤 毅君） よかったら今すぐ出してもらうことってできませんか。

○議長（平野昭夫君） 税務課長、時間をあげますので、すぐ提出ができるなら出して

いただきたいと思います。

そのまましばらくお待ちください。税務課長が戻ってくるまで何分間か休憩いたします。

―――○―――

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

―――○―――

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 大変失礼いたしました。

まず、固定資産税の2月末時点の滞納額でございますが、未納本税額、督促料、延滞金、全て合わせまして1,159万5,000円が滞納となっております。

続きまして、町民税です。未納本税額、督促料、延滞金、合計しまして876万1,000円が2月末時点での未納額となっております。大変失礼いたしました。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 大変な額が取り漏れているという形になっているかと思います。

昨日の町長の施政方針演説にもありましたように、徴収に関しては阿蘇郡内市町村が協定して徴収対策をやられていると思うんですけども、あまり最近よく競売物件というか、入札だとか、以前はそういう没収したというか、引き上げたものを競売するような形がとられていたと思うんですけども、最近はそういう動きというのはどうなのでしょう。活発にやられているか、差押えをされているとか、そういう形がとられているのか、少し教えてください。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 差押えに関しましては、共同の競売を阿蘇郡市内で一応協定はしておりますけれども、今のところそういった例がほとんどありません。差押えも差し押さえる物件にもよりますけれども、動産、自動車だったり、そういうものであれば差し押さえて換金も考えられますが、明らかに価値が低いものにつきましては、換金する手間よりも、そういう競売とかの手間のほうがかかるということではなかなか進んでいないのが実情でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 税に関しては、やっぱり適切に公正な課税がされていると思うし、徴収に関しても同じだろうと思いますので、なるべく手を替え品を替え取れるような形をぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、収入のところでお尋ねをしたいんですけれども、よろしいですか。46ページの財産貸付収入のところで庁舎別館の貸付料が81万8,000円と駐車場が9,000円上がっていると思うんですけれども、多分これは肥後銀行さんの分かと思いますが、詳細を教えてくださいと思います。もしくは月額幾らだとか、年間契約なのかとか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 2番議員の質問にお答えいたします。

庁舎別館の使用料につきましては、肥後銀行分が月額6万1,600円の12か月分、73万9,200円、それとJAのATMがございますので、JAのATM分が6,600円掛ける12か月分で7万9,200円、計の81万8,000円となっております。この算出根拠につきましては、庁舎の工事費を耐用年数50年で割りまして、そして専有する面積と、共有スペースの面積は2分の1にいたしまして、その面積を出しまして、割って算出をしているところでございます。よろしいでしょうか。

駐車場につきましては、役場の敷地の行政財産使用料が平米当たり35円となっておりますので、肥後銀行が2台分、10平米が必要ということでございますので、35円掛ける20平米の消費税で月額770円の12か月分で9,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、7番、児玉議員。

○7番（児玉秀次郎君） 昨日の町長の施政方針の中でもコンビニの話が出ていました。コンビニ納付及びコンビニ交付ができるよう取り組んでまいりますということで、利便性の向上ということですね。その点についてお尋ねしますが、78ページの一番上のコンビニ収納システム導入業務委託の1,244万1,000円、それと84ページ、コンビニ交付サービス導入業務委託料の836万円、こういう数字が上げられていますけれども、この部分の委託というのは全国でも使える部分なのか、それとも南小国町だけ、ファミマだけの業務委託なのか、まずそこをお尋ねします。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 御質問にお答えいたします。

こちらのコンビニの収納及び交付のサービスでございますけれども、ほぼ全国のコンビニで使えるということになっております。

○議長（平野昭夫君） はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） 分かりました。この業務委託料というのは、そうすれば、毎年この金額が発生していくということになるわけですか。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 今回予算に計上いたしましたのは、初期導入費用と考えていただいて結構でございます。導入後は、1件当たりの手数料が実績に応じて発生していくことになります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 今のに関連してお願いします。コンビニ収納システムを導入したときに、1件当たり幾ら手数料がかかるのか。また、初期導入費用で今回上がっていますけれど、毎月ランニングコストとか維持管理をどこかにお願いするような形になると思うんですけれど、それが幾らかかる予定なのか。コンビニ交付サービスを利用したときに利用料は幾らかかるのか。多分住民票だとかをコンビニで出すものだろうと思うんですけれど、その発行手数料が幾らかかるのか教えてください。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 私からコンビニ収納の御回答をさせていただきます。

はっきり1件当たり幾らというのはまだ確定はしていないんですけれども、近隣の町村を見ると1件当たり60円から80円ということになっております。そのほか収納を委託する会社によっては基本額を取るところもあるそうですので、町としては、なるべく安く、そしてサービスが滞らない方法を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 私からコンビニ交付サービス導入に係る経費について説明をさせていただきます。

システム導入費用を計上している分につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業としたいと思っております。あと、令和4年度から令和6年度までは運用経費をベンダーさんに毎月お支払いする分と税理士さんにお支払いする分、そちらにつきましては、令和6年までは経費の2分の1を特別交付税措置とさせていただきたいと思っております。令和7年度からランニングコストが発生する形になりますが、現時点での見積りでは、運用経費、ベンダーさん分が月25万3,000円になっております。あと、J-LISに年間お支払いする金額が69万963円となっております。手数料なんですけど、交付手数料につきましては、まだ決定はしておりません。ただ、交付手数料の中から1通につき11

7円はコンビニさんにお支払いする形となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 今、窓口で住民票とか、お幾らでしたか。400円でしたか、払っていると思うんですけど、それ以上になるということはないと考えてよろしいですか。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 現時点では今回コンビニ交付ができるものとして考えておりますのが、住民票、印鑑登録証、所得証明書、課税（記載事項証明）になります。住民票で例を挙げますと、現在、一部の部分を取っていただくときに1枚200円となっております。現在の金額で今現在では変化ない形で考えてはおりますが、今後打合せ等が進んでいく段階で適正なものとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 利便性が上がることは非常に町民にとっても有意義なこと、有効なことだと思うんですけど、その手数料をなるべく抑えていただくようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方はいませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） まず、69ページの総務費の積立金で本年度庁舎建設基金の積立金ということで新たに500万円積み立てられる予定になっております。これは最終的に幾らを目標に何のための積立ての基金なのか、お伺いできればと思います。

それから、もう1点、67ページの総務費の需用費の中の燃料費ですね、ほかの部局全て燃料費は軒並み前年度の予算よりも大幅に増額をされていますが、この総務費の中の燃料費だけは20万円ほど前年度より減額をされております。この燃料費の減額になった経緯を教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 燃料費につきましては、前年度の実績を見て計上しているところでございます。

それと、積立金でございますけれども、この庁舎が平成27年に完成しております。それから約7年ぐらい過ぎておりまして、結構修繕等もしていかななくてはならないのかなと思っております。少しでもこの庁舎を長く使えるようにやっていかな

くてはなりません。庁舎の修理は、木造でございますので、結構お金がかかります。ですから、少しずつでも基金を積み立てて対応していきたいと思っております。基金の額でございますけれども、今のところ年間に500万円ずつぐらい積み立てていってみようかなというところで、金額の目標はございません。大体年間修理が500万円ぐらいかかるんじゃないかなと思っているところでございます。まず、周りの壁とか、そういうのもありますし、何年かすると多分向こうの川側のウッドデッキ等も朽ちていくといいますか、老朽化していく可能性もありますので、ここに積立金として積み立てさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） では、特に目標を設けずに、年間500万円ずつぐらいは基金として今後も積み立てていくという解釈でよろしいですね。分かりました。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 123ページの森林資源解析業務委託料で2,290万円予算が計上されております。これは、森林環境譲与税を使つての事業だとお伺いしました。1か月か2か月前に新聞によりまして、森林環境譲与税の活用があまりされていない。熊本県下でも50%ぐらいしか活用ができていないと新聞紙上に載っておりますけれども、それで今回基金としては全然上げていないという形ですので、基金の積立てと基金の繰入れによって今回賄うということで、その新聞紙上の影響がかなりあって、何か無理に入れ込んだような感じもいたしますけれど、そのところはどうか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 森林環境譲与税につきましては、今回、森林資源解析業務委託という形で充当しておりますけれども、そのほかにも多岐にわたって充当しております。

そういった中で、現在、今年度完了としまして赤馬場地区だけが意向調査というものが完了します。ほかの地区の満願寺、中原地区、そういったところについては、今後も意向調査を発注し、最終的に森林所有者の意向も踏まえた上で、こういった維持管理をやっていくかという方向性、そして、それに応じた各種の事業、新規、そういった部分も含めてになるんですけれども、そういったことの方向性を決めなければならないという中です。

そういった中で、意向調査が済んでいない中で何でもかんでも新しい事業に取り組むわけにはいかないものですから、現時点においては基金、そういったものを利

用して使っているところであります。

令和４年度に関しては、今質問にもあったとおり、基金については充当しておりませんが、最終的な予算残、そういったところも出たところで基金にする可能性はあるかと思っております。

すみません、若干聞き取れなかったところがあります。基金の残高も必要ということでしょうか。それは、今の質問の中にはなかったと思ってよろしいでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、８番、穴井千秋議員。

○８番（穴井千秋君） 令和４年の予算が２，６８０万円ほどありますよね。基金の繰入金が１，１９０万円、合計の３，８７０万円の予算の中で事業を行うということではないですか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 令和４年度に関しては、令和４年度にあった分を充当して使いますので、基金からの部分というのは考えておりません。

○議長（平野昭夫君） はい、８番、穴井千秋議員。

○８番（穴井千秋君） 森林組合にお願いして、令和元年から令和３年までの事業区分を見ますと、大体変わらないような事業区分の中でされている。令和４年度がどういった事業区分、林地台帳更新の委託と意向調査と木育事業、阿蘇地域担い手対策負担金と支障木伐採等で１５０万円。森林資源活用、これは違うかもしれませんが、６０万円上がっております。作業路補修の材料代に４００万円が上がって、予算が令和３年度までは内訳の中にあっているわけです。だから、そうなってくると、これが２，２９０万円の予算を使うということであれば、予算の中でやれば、今までやってきた事業の中で何かを減らさざるを得ない状況になるんじゃないかなんかと思えますけれど、そのところはどうか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 令和３年度と比較した場合の森林環境譲与税の収入金なんですけれども、令和６年度からの環境税の徴収を踏まえたところで２年間ごとに割り振り配分の増がございます。そういった関係で、令和４年度については令和３年度に比べて約２割増をしております。そういった中で、最終的にはその基金のほうは、先ほど申し上げたとおり、今後の意向調査を踏まえたところでいきたいということと、例年行っている部分についても、若干名称を変更している部分はございますけれども、木育サポート、そういったところも含めたところで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 森林資源解析業務の委託先が何かアジア航測という話を聞きました。これは、今年から始めるとして、ほかの自治体あたりで行っているところがあるのでしょうか。そしてまた、実績は上がっているのかどうかも踏まえて教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） 農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） すみません、アジア航測として決めたという情報というのは私どももまだ持っておりません。予算を作成する中で、確かにアジア航測のデモ等を行った経緯はございます。最終的にはプロポーザル方式による入札を考えたと思っています。単なる金額だけではなく、中の利便性、そういったところも踏まえた入札方式を利用したいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑のある方。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 防犯・防災関係で、来年度、防犯灯及び防犯カメラの設置の補助金が増額をされております。町としては町としての防犯灯等の設置はしないという話であったかと思いますが、例えば複数の自治会が関わってくるような路線、例えば赤馬場地区から手形野を抜けて波居原、もしくは、あとは志津から牛津の間とか、波居原から牛津を経由、442号線のバイパス、田の原の間、そういったところは、民家もなくて、自治会も防犯灯、防犯カメラを設置する状況ではないんですが、このあたりはやはり中学校、高校の通学路にも当たっておりますので、そういった部分の、例えば補助金の上乗せであるとか、何か町で独自のそういった防犯カメラなり防犯灯の設置の意思があるのかどうか。

もう1件は、町長の施政方針でもありましたように、防災関係で消防関係の職員を町の職員に雇用して防犯意識の向上に努めるということで、各自治組織はありますけれども、やはり確固たる防犯組織として、防災組織として活動できている自治会は少ないと思います。この雇用は、こういった体系の雇用になるのか。常時、町の職員として雇用するのであれば、その経費はどこから捻出をされて、その職員はこういった体制で活動をされるのか、その詳細をお伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 職員ですけれども、職員は会計年度任用職員で予定をしているところでございます。予算は、総務費の一般管理費の会計年度任用職員のほうで計上しているところでございます。

それと、防犯灯と防犯カメラでございますけれども、今上げてありますのが、防犯灯が40基の80万円ですか、それと防犯カメラが100万円でしたか、計上しておりますけれども、それについてはあくまでも自治会が申請をした分ということで上げております。中には大字区で申請を上げてきていただいたところもございますので、その場合は各自治会の了解を得ていただいて、そして区に補助金を出したという経緯がございます。今のところ、今の予算は自治会か区ぐらいまでの範囲で考えているところでございます。必要であれば、通学路とかになれば、また別に何かその方法を考えなくてはならないのかなと思っているところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 質問されるときに、ページ数を言っていたきたいと思います。私もどこをいきよるか探すのに大変ですので、執行部の方もそうだろうと思いますので、ページ数を言っていただければありがたいなと思っております。

はい、どうぞ。はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 既存のNTTなり九電の電柱に防犯灯を設置する場合は3、4万円ぐらいで済むんですけれども、新たに電柱を立てたりとか、途中で支柱を立てて電線を引っ張ったりする場合は、1か所に10万円近くの間接経費がかかるわけです。手形野のトンネルから脇戸の入り口までの間、どう少なく見積もっても、大体200メートルに1本ぐらいの割合で立てても5本ぐらいの防犯灯の設置が必要になってくるかと思えます。波居原の自治会でも検討したんですが、あそこは里組の自治会も関係してきますし、途中は、今度は赤馬場の自治会、そういった部分がありますので、なかなか単独では防犯灯の設置も難しい状況です。来年度から波居原地区も中学校に3人の子が自転車で通学の予定になっていますけれども、トンネルを過ぎて、脇戸の入り口までの間、歩道はありますけれども、非常に他県の車等も多い状況で、そういう民家もないし、防犯灯の設置もないということで、家族の方も心配をされていますので、そういった部分をやはり自治会ではなくて、町でそういった部分の防犯灯なりの設置の何か手立てができればと思いますので、これはすぐには対応は無理かもしれませんが、昨日、穴井議員の一般質問にもありましたように、通学路の安全という部分からも何か検討をしていただければと思います。

それから、防災関係の職員の件は、非常に心強いなと思っております。ここ数年、本当に予想もしないような大きな災害が起きておりますので、できれば各自治会を回っていただいて、自治会に見合った防災体制の構築なり、今まで培ってきたノウハウを、各自治会に見合った防災組織の在り方であるとか、防災体制の在り方を町のほうから教えていただければ、いざというときに自助の力で大きな災害から未然に防ぐ可能性もありますので、これは大いに職員の活動を私たちも期待していきま

すので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方、いませんか。

1 番、穴井則之議員。

○1 番（穴井則之君） ページ数でいいますと、歳入でいけば49ページにふるさと寄附金が本年度も10億円ということで上げてありますが、以前、私の友人から、ほかの用事で話したら、南小国はふるさと納税が何か面倒くさいねというお話がありました。ここの中におられる方、他町村へ寄附をする方はおられないと思います。私自身経験がなかったものですから、よく話を聞いてみると、給与所得者の方に限られてワンストップ特例という特例がありまして、6つ以上は駄目なんですけれど、5つの自治体までの寄附金であれば確定申告がいらない。そのために、寄附をした自治体に郵送して、寄附した自治体から住んでいる町村へまた送ってもらうということなんだろうと思いますが、郵送する際にほとんどの自治体は後納、切手を貼らなくても大丈夫で、封筒がちゃんと付いている。南小国の場合は、1枚の用紙が折りたたんで封書にして、そして切手を貼って郵送するという仕組みになっているそうです。中には、やっぱりそういう面倒くさいという話があって、ネット上ですごくたたかれた自治体もあるというお話も聞いております。

この南小国を好きになっていただいて、どうしても南小国に寄附をしたいという方は、どういう状況であれ寄附をしていただけるものと思っております。しかし、ふるさと納税の寄附金には返礼品がついておりますので、返礼品を目的とした方たちはそういう煩わしさとかがあると敬遠されがちになるのではないかなと、そのように思っております。

5つの自治体に発送するわけですが、封書付きで後納の自治体がまず大体3自治体ぐらい、そして南小国の場合は封書をつくりあげて、切手を買ってきて、貼って、郵送という形になっているそうですので、面倒くさいなということがそれでやっと分かったわけですが、今は変わっているのかもしれませんが、そういう状況というのは現在もあるわけですか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 申し訳ございません。ワンストップ特例申請なんかの事務をSMOに委託しておりますので、私は詳細が分かりませんので、できる限り調べまして、また後でよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○議長（平野昭夫君） 先ほど穴井千秋議員の質疑に対しまして、農林課長の答弁に一部誤りがあったそうですので、農林課長の答弁を許可したいと思います。

はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） すみません、森林環境譲与税の使途について御指摘をいただいた中で、私の回答に対して森林環境譲与税の繰入金を使用しないという形で先ほど発言したかと思うんですけれども、質問にもあったかと思いますが、森林資源解析業務の2,200万円の財源として、当該年度の2,681万2,000円の中の一部と、前年度からの基金の繰入金、予算書に記載されている額も利用したところでの森林資源解析業務委託を発注するという形にしておりますので、先ほど使用しないという形でお答えしましたけれど、誤りでしたので、訂正させていただきます。すみません。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方。

はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） 124ページの負担金補助及び交付金、幾つかかなりの補助があります。この中で、町単の林内作業路整備事業補助金、金額的には8万円ということで少ないんですけれど、これは補助要綱の中にあります町単がついていないけれど、林内作業路整備事業補助金、これについてお尋ねをします。間伐などを行う場合に業者に依頼して作業路を入れてもらうという部分についての補助ということで運搬車等で運び出すわけなんですけれども、この補助金を活用するに当たりまして、対象者の条件としては、何か役所的な言葉で「複数名で開設を行う方々」とあります。ということで、複数名ということですので、個人では、1件では補助はしないということですね。それで、対象の経費は40%以内、上限が8万円。もう一つ、この予算に上がっていませんけれども、林内作業道の原材料支給ということで、これは生コンなんですけれど、これにつきましても「複数名で管理を行う方々」と書かれております。言いたいのは、当然個人で間伐、伐採を行うケースも多々ありますよね。その場合に2、3人どなたかいないとその補助は出ないということでございますので、関係者がいないとですね。しかし、できない山、山林等も多くあると思います。ですから、補助がないということになれば、それなりに個人負担が発生するわけです。作業道が長くなれば、またそれ以上に負担が大きくなるということになりますので、町長の施政方針の中にも林業に携わる様々な課題の解決に向けて取り組むという決意も述べられていましたけれども、私としてはこの2つの補助対象の条件として、補助の見直しといいますか、個人単独でもやっぱり補助を出せるように改正をしてもらえたらなと考えています。

こういうケースは幾つもあります。それは、山を切るときに、伐採等をするときに、単独でするときに、頼んだときに、それは1人ならできんばいとか、補助は出らんばいとかいう話ばかりです。しかし、やっぱり個人負担で出るとと出ないとじゃえらい違いがありますので。ですから、個人単独でもこの補助を出せるよう

に条件の見直しというか、これをぜひともお願いしたいと、検討していただけるようにということで、これは予算ですので、これまたちょっと違うあれかもしれないですけど、ぜひともそんなふうと考えていただけないかなと思って、話をさせていただいたところであります。1人ではできないという、またそれなりの理由があればお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 御指摘のとおり、森林の維持管理、木材の搬出、伐採、そういったところに関しては、作業路については必要不可欠なところと思っております。

しかしながら、現状的に現在に至るまでなんですけれども、林内作業路に対する要望というのが非常に少ない。実際私たちのところに上がってくる言葉というのが少ないところもありました。確かに私が受けた中で、昨年1件は、これは中原地区なんですけれども、そういった要望もあったのも事実なんですけど、結果的に周囲も含めて2件以上になったので補助を出すこともできたんですけれども、過去の実績を見ると非常に少ないというところがございました。

しかしながら、先ほども申しましたとおり、維持管理においては必要不可欠な部分であると思っていますし、また林業機械等導入事業補助金、そういったところの補助金の拡充等も行いましたので、今後の検討課題として、いろんなまた御意見も踏まえながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） 申請が少ないということで、それもやはりその条件をクリアできないから申請もしないという部分もあろうかと思っておりますので、ぜひとも検討していただきたいと考えています。よろしくお願いします。

それと、74ページ、これは地球温暖化の話で、昨年から太陽光発電等の導入促進の補助金として300万円組んでいますけれど、これに対して申請があったのかどうかをお尋ねするのと、今年も計上しています。これも昨年と同額でありますので。それと、もう1つは、マイクロ水力発電導入、それに対しての補助金につきましても500万円ほど昨年は計上していましたけれど、今年はその計上がないということであったので、それについての事業というか、募集はやめたのかということ、太陽光については申込者があったのか、それと水力発電についてはなかったからやめたのかをお聞かせ願いたい。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、太陽光発電ですけれども、本年度申込みがありまして、複数の方には既に補助金を交付している状況でございます。執行予定も含めて3月の補正予算で残額はまた減額をさせていただくことにはしておりますが、実績としては上がってきているところでございます。

マイクロ水力発電ですけれども、本年度募集をしまして、1件、自治会から手が挙がりまして、今、作業を進めているところではあるんですが、やはり場所の選定と、あとは機器を導入するに当たっての機材等の確保が新型コロナウイルスの影響で部品並びに半導体等の導入が遅れているという状況もありまして、ただ、令和3年度に計上したのは実証事業という形で何とかその結果をもとに今後の補助事業の在り方を模索していきたいというところで、1件でも実証実験ができればということで考えたものでしたので、これで何とか実施につなげたいということで、またこの後の補正予算の審議の中でも上げていきますけれども、繰越事業とさせていただいて、この事業を進めて、この実証実験をもとに、またマイクロ水力についても補助事業の在り方を模索していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

それでは、11時15分まで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

その前に、太陽光パネルについて、まちづくり課長から答弁があるそうですので、よろしくお願いいたします。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 先ほど児玉議員の質問の中で太陽光発電の御質問がありましたけれども、その件数を申し上げておりませんでしたので、改めてお知らせいたします。

令和3年度の申請が5件ありまして、5件とも交付決定をして、交付しているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 1番議員さんの御質問でございますけれども、ワンストップ申請の際に、本町においては切手を貼っていないということでございましたけれ

ども、今確認したところ、切手も封筒も貼っていないということでございます。なぜかと尋ねましたところ、担当としては、ワンストップ申請は確定申告の代替手段であり、確定申告はあくまでも自主申告であるため返信用を付けないということでやっていないということでございました。そのほかにワンストップ申請で切手を貼っているというところは、大体やっている自治体の6割ぐらいは切手等を貼っているということの現状は把握していたようでした。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 切手については貼るわけじゃなくて、後納という体制を取っていると思うんです。わざわざ切手を貼ってあると、それを使わない人は無駄になってしまうので、何年の年月何日まではそのままでよいという後納だろうと思うんです。心配するのは、その友人の言葉の中に「わあ、面倒くさいね」という言葉がありましたので、この町を好きで寄附していただける方はどんな形でもしてくれるんだろうと思います。ただ、返礼品を目的とした方にとっては、やっぱり簡単なところ、そういうところを選んでいくのではないかと危惧したわけですが、今後、この町も相当寄附金をいただいておりますので、減少につながらないような体制をぜひ取っていただきたい。ある程度一定の考え方はあるんだろうとは思いますが、また他の自治体もやっぱりある程度考えた上で体制を取っていかれたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） ありがとうございます。今、議員おっしゃられたとおり、やれば、今、切手代といいますか、通信費が82円ぐらいかかります。それで、3万件ぐらい申請があるということでございますので、250万円程度費用がかさむということもありますけれども、そこらあたりも加味して、やり方等、またほかの町村の現状等も踏まえながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方。

はい、6番、下城孔志郎議員。

○6番（下城孔志郎君） 改めて勉強のつもりでお伺いをしたいと思います。70ページ、起業型地域おこし協力隊の謝金って何だろうと。それから、地域おこし協力隊支援業務委託料が1,120万円、74ページまで地域おこし協力隊の起業支援補助金300万円、合わせると3,000何百万円ぐらいのお金がここで出ております。地域おこし協力隊の制度については、6年か7年ぐらい前からスタートとして、

ほとんどが国からの補助金か何かですよね。簡単に言えば、自分のところの懐が痛むわけじゃねえけんが、まあまあ、いいんじゃないのという感じでもあるんですが、実績として起業型もしくは地域おこし協力隊、今、何人いるのか、何をしているのかというのを、まず1点、お伺いをしたい。

地域おこし協力隊の皆さん方というのは、大体3年で終わりですよね。3年した後、端的な例が、一番最初に来た女性のお二人は、地元嫁いで、地元で御活躍をいただいているという、これこそ最大の地域おこし協力隊だなと私は本当に思っているんですが、まあまあ、それは極端な例でございますので、それ以外にも相当な数が例年、毎年毎年来ていらっしゃるんじゃないかなと思います。その後、どうしていらっしゃるのかな。何を南小国町に残して、そして、いらっしゃるのか。そのままここに残っていらっしゃる方もいるのかもしれませんが、そのあたりの実態はさっぱり分からないというのが、これは私が分からないだけかもしれません。知っている者は知っているんでしょうけれども。私は、町の方針として起業型とか、まちづくりの地域おこし協力隊の方々、どういうふうな活用をするのか、町のビジョンみたいなものがあまり見えてこないというのを正直思っております。ですから、本当に、先ほどそれこそ町長とちょっと話をしたときに、例えばうちは今加入させていただいておりますけれども、きのこセンターでそういう人たちに来てもらって、3年後にはそのまま引き継いでもらうということも、これはうちの会社とかというわけじゃなくて、ほかのところも当然そういう農業関係をやっていらっしゃる方はいらっしゃるでしょうし、ほかのところもそういう人材をすごくほしいなというところはいっぱいあるでしょうから、そういうところにまた来てもらうという方法もまた一つあるかな。だから、町として単発的に3年したらどこかに行ってしまうよということじゃなくて、できるならば、一番最初に極端な例を言いましたけれども、最終的には3年したらまたその補助金あたりは消えるけれども、ここにそのまゐっていただくというような、そんなことをぜひともやっていただきたいなと。有為な人材がここに来るわけですから、そういう人材を活用しない手はないというのが正直なところでございます。ですから、そういうことについて、どういう考え方を町として持っているのか、もしくは町長として持っているのか、そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

起業型地域おこし協力隊ですけれども、現在2名の方が活動されて、今年度で2年目、来年度で3年目となります。1人の方は、當坊さんという方で、今、河津良

隆さんの温泉手形をつくって事業継承するということで取組を進めていただいております。あと1人の方は、ナタリーさんという方で、農業のIoT化ということで水田の水管理とかを自動化できないかということで手形野の梅木さんとか、そういった方に御協力いただいて、今活動しております。

その中で、謝金につきましては、今まで通常の地域おこし協力隊ですと、町の職員として会計年度任用職員のほうで賃金を支払うという形をとりますけれども、起業型地域おこし協力隊につきましては、こちらの謝金という形で費用を負担しているというところでございます。

起業型地域おこし協力隊といいますのも、通常の地域おこし協力隊の方々も、こちらの地域に根づいてくれる方もいますけれども、今まで協力隊としてこちらに来ていただいた方にはやはり南小国町が合わなかったり、また自分の仕事としてなかなか目標を見失ったりとか、いろいろな方がおられて、根づいてこれなかったという方もおられます。その中で、どうすれば町に残っていただけるかというところ、こういう名称にありますとおり、起業型という形でこの町で起業いただいて、ここでなりわいができることによって、やはりこの町の中で生活していただけるのではないか、その基盤をつくるために最長3年間の活動の中で何とか移住定住に結びつけられればなというところでこの事業に取り組んでいるところでございます。

次年度（R4年度）も3名の方を採用する予定とはしておりますが、今後もまた今年度から新たに事業者の新規事業並びに事業拡大等の部分についてもその取組の中にこれに参画する起業型地域おこし協力隊も募集をしているというところでございます。そういったところで事業を拡大しながら、またこの取組も進めていきたいと考えております。また、年に1回、地域おこし協力隊の報告会もございまして、議員の方々にも何人か来ていただいておりますので、そういったところもまだまだ我々も町民の方に周知不足というのでも否めない部分があるかと思っておりますので、より一層この活動の報告とか、様々な情報提供をしながら、町民の方にも御理解をいただき、また何とか移住定住につながるような施策にしていければなと思っております。また、次年度（R4年度）に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） すみません、地域おこし協力隊が農林課にも1名おりますので、そちらの御紹介もさせていただきます。

林業関係におきまして、今、ファブラボのほうで日々行っておりますけれども、そこには、起業型ではなく、通常の地域おこし協力隊として職員が1名張りついて

おります。今後、ちょうど今年度3月で任期満了を迎えます。予算書の中にも計上しておりますけれども、集落支援員という形で再雇用をしたいと考えています。

基本には、やはり御指摘のとおり、最終的にはここに定住して、何らかのなりわいを持っていくと。また、以前、当議会においても自伐林家への地域おこし協力隊の活用、先ほどのこセンターという部分もあるかと思っておりますけれども、似たような部分だと思っております。そういったことも踏まえながら、まず今回の今現在います地域おこし協力隊については、最終的には何らかのなりわいを持っていく中で、すぐさまそれを軌道に乗せるというのがなかなか困難である。そういうところを踏まえて、新たな交付金の制度として集落支援員制度というのがございますので、これも交付金として全額入ってくる部分があるんですが、それを活用しながら、最終的には起業を目指していくという前提でいます。

先ほどの農林業への従事という部分に関しては、予算要求時において、いろいろと検討した部分があるんですけれども、やはりそこにいくまでの課題をもうちょっと体制としても整えないことにはなかなか難しいという部分が多々ありますので、今回は見送ったところもございます。最終的には、まちづくり課長も言いましたとおり、定住、そういったところも目指していきながら、いろんなサポート体制を取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 少し補足の意味で答弁をさせていただきます。

地域おこし協力隊制度が始まって7、8年ぐらいたつのかと思っておりますけれども、当初は、どちらかといえば、役場に入っていていただいて、例えば特産品開発をやってくださいとか、6次産業化をやってくださいとか、そういうミッションをしていたきながら、地域おこし協力隊で入ってきていただいたわけなんですけれども、どうしてもそのサポートとして役場職員とか、そういったところがやってはいたんですが、やっぱり役場職員も仕事が片一方ではあるわけであって、なかなかその支援とかができずに宙ぶらりんな状況になっており、任期途中で辞められたりとか、そういう方も正直いらっしゃったのが現状でございます。

そこで、考えたのが、先ほど申し上げたような起業型というか、自分で事業を起こしたいという方も含めて受け入れながら、今、SMOが立ち上がっておりますけれども、そこの未来づくり事業部という起業支援とか事業承継支援とかもやっておりますが、そこが一緒に候補者のような方々を集めてから、そこでこういった人たちがいますよという周りの人の紹介だったりとか、そこでそれを事業として成り立たせていくためには、こういった事業計画とか経営プランとか、そういったところ

を練り上げるような、一緒に伴走していくような、今、仕組みになっているところ
でございまして、そこでよりこれまで役場ができなかったことがサポートできるよ
うな体制にはなっているのかなと考えております。

今度4月から基本的には3名ぐらいの起業型地域おこし協力隊の方が入ってくる
予定ではございますが、そこで終わりではなくて、引き続きまたSMOがサポート
しながら、外から入ってきた方々の悩みとか、そこで行き詰まったときに、また違
う人を紹介したりとか、地元の事業者との仲介役とかにもなりながらサポートする
ことで定着率を高めていきたいと考えておりますので、今後は向こうも思いを持っ
てきていただいておりますので、こっちもしっかりとサポートできる体制というも
のを取りながら、地元に着定していくような人材をつくり上げていきたいと考えて
おります。

すみません、私としては以上でございます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、6番、下城孔志郎議員。

○6番（下城孔志郎君） お話、十分かどうか私もよく分からないところがあります。

ただ、せっかく国の予算でその人の生活を支えながら、地域おこしということをや
っていただくわけですから、本当に十分な支援のもとにそういう人たちが、それこ
そまちづくり課長が言ったように、ここでなりわいができるという、そんなことを
目指してやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 井上でございます。

土木費、135ページについてお尋ねいたします。橋梁新設改良費の件でござい
ますけれど、この中に4、5年前から旧湯田矢田原線の拡張工事を陳情で上げ、議
会も承認し、経済建設委員会も承認したわけでございますが、それがありませんけ
ど、地元の人たちは「今年はできるよね」ということを言われまして、残念ながら
予算的に入っていなかったのか、どのようにになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 令和4年度の建設課の事業の方向性、方針というのは、昨
日、町長の施政方針の中で述べさせていただいたと思います。災害復旧事業を中心
にしていかなければならないということで、まだ未発注部分が農災に関しては補助
災が6件の4,700万円、一般単独災が21件の4,900万円、農災だけでも9,
600万円、公共災が、補助災が12件、2億4,500万円、一般単独災を入れ

て3,700万円、公共災関係が計2億8,200万円、災害復旧事業をこれから合計3億7,900万円ほど発注をしていかなければならない状況です。

それに加えて、公共土木部分だけではなく、農業土木施設部分も持っておりますので、農業農村整備事業、土地改良施設適正化事業も国の補助等を活用して事業を推進してまいりますので、そちらの発注も継続して進めていく必要があります。

道路メンテナンス事業につきましては、災害復旧事業に準じて国のほうで2番目に位置づけられておりますので、橋梁点検・橋梁補修事業も毎年継続的に実施していく必要があります。

その中で、道路改良事業ですが、社会資本整備総合交付金事業で中湯田赤迫線、瓜上矢田原線を継続事業として最優先で実施しております。こちらも毎年5,000万円から6,000万円程度の事業費がかかっている状況です。そういう状況の中で、本年度、道路新設改良費で3,000万円ほどの増額を、こちらとしても要望はしているんですけど、その要望、中湯田赤迫線、瓜上矢田原線以下のその他の道路改良事業についてはまだまだ発注のめどが立っていない状況でもあります。黒川波居原線、長迫交差点等におきましても、以前より危険な交差点ということで、その解消の要望は早くから上がってきていたかと思います。また、和田瓜上線等は、災害復旧工事の中原・中井手の大型車両の通行に支障を来すということで一部切土・掘削等を行っておりますので、その仕上げを急がなければならないと、そういう特殊な事業を抱えている状況であります。以上のようなことを勘案いたしますと、なかなかその他町道の改良工事の発注までたどり着かないというのが現状かと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 諸事情は十分分かっております。かといって、やはり住民の陳情でございますので、何らかの説明をきちんとすべきじゃないかなと思います。

それと、今、県道拡張が南小国上津江線の中で行われております。今、1期工事が停留所まで進んでいまして、2期が次の阿蔵野の橋のところまでくるかと思えます。3期がきたときに、今はこの道路を片側通行しながら、あるいは迂回路を通りながら、バイパスはちゃんとできておりますけれど、3期目になった湯夢プラザのところの工事が入ると、ここは完全に迂回路がなくなってしまうんです。そのあたりも村の人たちとしては、早くつくれば、それを迂回路としてできるじゃないかということを盛んに言われているんですけど、そのあたり県と協議しながら早急に進めることはできませんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 南小国上津江線の道路改良事業は、継続事業として進んでいるかと思います。県道改良ですので、全面通行止めになるようなことは我々も想定しておりません。何らかの形で通行の確保はしていただけるんじゃないかと。県から通行止めになりますという話は聞いておりませんので、全面的に県道を通行止めにするようなことはなかなか難しいのではないかなと思います。県からまたどのように進めていくかという話はあるかと思いますが、通行の確保は県には要望はしていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 多分全面通行といっても、そんなに長期間は不可能だと思いますけれど、やはり橋を架け替えるとかいろいろ諸問題もありますので、ぜひバイパスを使えるように県と協議しながら早急に進めていただきたいし、大体その計画がどのようになるかだけは住民にきちんと説明する必要性もあるかと思うので、ぜひその説明をお願いしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 地元の皆様に御説明不足ということかと思うので、そこらはきちんと経過説明はする必要があると思います。湯田地区に関しましては、町の方針としては、中湯田赤迫線、瓜上矢田原線を最優先にやっていくという方向性はずっと変わりませんので、そこらを全力で、そこらもバイパス工事にかかりますので、社交金事業、国の予算もついておりますので、国の予算を利用して早期完成を目指したいと思いますので、繰り返しになりますけれど、くどいようですけれど、湯田地区に関しましては、中湯田赤迫線、瓜上矢田原線を最優先に考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。ぜひ今度の湯田総会のときに御説明をしていただきたいと思います。

それから、商工費、131ページについてお尋ねいたします。電子雑誌等の委託業務料が2,000万円ほど組んであります。町は町で広報をやり、観光協会は観光協会では広報をやり、SMOはSMOでいろんな広報をやっておりますが、これは費用的にも相当な費用がかかっていっております。このあたりを何らかの連絡網を取って、簡素化して、町として一本化しろとは言いませんけれど、そのあたりの協力体制を取って、費用削減につなげられないのかというのをお尋ねいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに今回電子雑誌等作成業務委託ということで旅行誌である「旅色」という電子雑誌があるんですけども、こちらの発行並びに紙媒体と動画の作成という形で観光情報並びにふるさと納税の情報も踏まえながら観光プロモーションを行っていきたいというところで計上させていただいたところです。やはりSMOにしても、観光協会等にしても、いろいろ観光プロモーションを打っておりますが、なかなか一元化というところも難しい面はあるかと思いますが、今後、SMOが地域DMOとして観光協会と一体的な部分で観光施策を進めるという状況にもなっていくかと思いますので、そういったところで連携を取りながら、役割分担といいますか、どういったところを観光協会、SMOが担っていくのか、どういったところを町が担っていくのかというところの役割分担をしながら、効果的な観光施策を打ち出すとか、観光プロモーションを打ち出していくというところが必要になってくるかと思いますので、引き続き協力をしていきながら、なるべく御指摘のとおり、一元化をできればベストだと思いますので、そういったところを目指しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。別に一元化を図れというんじゃないくて、極端に言えば、瀬の本マラソンをやりますよと、町が町単独で出すんじゃないくて、それをやはり観光協会もSMOも一緒になって何か一つのイベントを盛り上げるとかいう、そうやって費用もそうすればいろいろな面で削減できるかと思いますが、効率的な宣伝効果が生まれると思いますので、ぜひそのあたりの協力体制を取りながら、なるべく無駄を省いて、効果を上げるという方向に進んでいただきたいと思います。

それと、もう一つ、今、電子版なんですけれど、それと現在パンフレットをいろいろおつくりになっていると思います。町は町、観光協会は観光協会、いろいろつくっておりますけれど、せっかくお客様が来ても、これを渡す場所がどこにあるのか、倉庫に寝ていても何も意味がないんですね。そのあたりをお互い協力体制を取って、きよらカアサの入り口にきちんと並べるとか、そういういろんな施設のところのパンフレットをちゃんと並べるとか、やっぱりそういう協力体制があつてこそ、その作成料というのは生きると思いますので、倉庫にあつて邪魔になるような態勢が幾つか時々見られるんですけど、そのあたりもぜひ改善していただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） なかなかパンフレット等もいろいろ作成をしまして、並べるところの場所が少なかったりとかいうところもございまして、役場でも展示の方法につきましては、ケースとか棚とか、そういったところを用意しながら工夫をしたいなと考えているところでございます。また、この点も、議員御指摘のとおり、観光協会、SMO等と協力しながら、どういった方法で効率的な観光PRができるように取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き御協力いただければと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。やはりそういう町が一体となって、公民館の前に置くとか、各入り口に置くとか、いろんなお客さんと呼んでいる事業をやっている各旅館だとか施設のところに、ちゃんとした町も観光面もいろんな面でみんなに触れるような場所、役場の机の上に並べておいても一部の人間しか分かりませんし、ぜひそういう面で生きた施策を取っていただくようお願いして、この質問を終わります。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 106ページの衛生費の中で委託料ですね、住民健診のがん検診の委託料あたりが例年よりもほとんどの項目で減額になっております。令和3年度住民健診の受診率が何%ぐらいであったのかというのと、この減額の分はその健診者の減少によって、来年度はこういった形で減額をされているのか、それとも委託料自体に変更があったのか、その点をまずお伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 質問にお答えさせていただきます。

令和3年度につきましては、まだ全てが確定はしておりません。ですので、今、パーセントでお出しする数字はございません。

それと、今回この委託料につきまして減額しておりますのは、おおよその受診者数と費用の部分で前年度の予算をもとに見込みとして出させていただいているものです。

以上になります。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 町としてもやはり健診率を上げるということでいろいろ例年努力をされていると思いますけれども、これだけ減額しているということであれば、

町民の健診の意識がそこまで上がっていないのかなというのを感じます。2月ですか、来年度の住民健診の申込書もきておりましたがけれども、早々にふるさと総合健診は定員を超えて、ふるさと総合健診は受診できないという告知もありました。私もふるさと総合健診希望はしていたんですが、上限に達して、来年度は受付を停止ということで、昨年末、数年その特定健診を受けられていない方に対して、町から小国公立病院もしくは蓮田クリニックのほうで特定健診を受けられますという通知をいただきました。健診車あたりは、県下各地を回りますので、なかなか日程の追加等は難しい状況ということを知っていますが、やはり健診率、受診率を増やすために、蓮田クリニックなり小国公立病院なりと提携をして、その健診日に受診できない方は、そういう身近な病院等を利用して、少しでも健診を受ける方を増やしていくということが今後の町民の健康増進につながっていくと思いますけれども、そのあたりを来年度どういうふうを考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） こちらで計上させていただいておりますがん検診を蓮田クリニック、小国公立病院さんに単品で委託することは、現状は難しい状況でございます。ですので、がん検診の主なものは、毎年行っております集団検診、もしくは国保の方であれば人間ドックを御利用いただく形になります。

受診率を少しでも上げることができればというところで、今、人間ドックにつきましては、受診できる病院が増やせないかどうか検討中でございます。また、昨年の12月から特定健診の部分の追加個別健診として、蓮田クリニック、小国公立病院さんを御案内しているんですが、そちらにつきましてももうちょっと早い時期から実施できないか、ほかの医療機関でも実施可能は難しいのか、そういったところも考慮しながら今準備をしているところです。

担当の頑張りもありまして、うれしいことにふるさと総合健診は、定員の100名を早々に達成することができました。今後、住民の皆様の希望が多くなってくる場合は、また補正予算のお願いをさせていただくこともあるかと思います。そのときは、よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） やはり集団健診、人間ドックだけではなくて、いろんな方法でいろんな窓口があって、それぞれ自分の健康に気を遣うような機会が増えれば、医療費の削減にもつながっていくと思いますので、町民の方がそういう健診を受けやすい体制を少しでも整えていただければと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

1時まで休憩とします。

-----○-----

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 66ページで会計業務の一部委託料ということですが、3月2日の熊日に会計業務の民間委託ということで大きく記事がありました。職員の削減、負担減ということも言われていましたので、この詳細について、今後、会計室がどういう運営をされるのか、また銀行が請け負うということですので、3時までは銀行でできるのかと思いますけれど、それ以後5時15分までどういう管理で窓口を運営するのか教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） ただいまの質問にお答えします。

会計業務の一部委託ということで予算を上げておりますけれども、現在、肥後銀行が指定金融機関として公金の出納、税金を受け取る、それからお金を支払うという業務をしております。4月から別館に肥後銀行が入りまして、会計室も移転しますが、その指定金融機関という機能はそのまま肥後銀行の支店が担うことになります。そして、会計室は会計室で伝票の整理だったり、支払い、収入に関する役場内の処理を行います。一部委託ということなので、今まで職員がやっていた仕事のうち、決済であったり、それから個人情報の取扱いであったり、そういうものを除く業務の一部を肥後銀行に別途委託するという形をとっております。

それで、営業時間の問題なんですけれども、肥後銀行が午前9時から11時30分まで、お昼は12時30分から15時まで銀行として開いておりますので、その時間帯は指定金融機関として肥後銀行のほうで税金の受け取りだったりというのが行われます。その時間以外、朝8時半から9時まで、それと肥後銀行のお昼休みであります11時半から12時半まで、それから夕方15時から役場の閉庁時間であり、17時15分まで、この時間におきましては、税金の収納等は会計室の窓口において承ることになります。ですので、窓口が2つになってしまうんですけれども、そこは時間の隙間がないように対応が可能となっております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 今、時間軸で御説明いただきましたけれども、会計室が対応する場合、職員の負担減ということは人員も削減されているかと思うんですけれど、ここは会計担当の方が1人で窓口をされるということでよろしいですか。危険性を感じてそれを聞いているんですけれども、当然複数おられたほうがお金を扱う場所ですから安全かと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 人事に関することにつきましては私の口からなかなか申しにくいところもあるんですけれども、基本的にアウトソーシングといいますか、職員の代わりに外注できるものは外注して、そして余った余力といいますか、今まで職員が行っていた分をほかの業務なりに回すことが可能になるということで委託をすることになっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 今、会計室、現在の状況でいきますと、本来であれば会計管理者という方が1人おられまして、もう1人職員がいるという形で、そこに肥後銀行の指定金融機関の方がいらっしゃるという形が通常の形でございます。職員は2人つけるような状況ではあります。今度こちらに移動しましたときには、最初はどうしても新たな形になってしまいますので、最初の初動に関してはいろいろと不具合とか、そういったところも起こる可能性もあるかなと思いますので、例えば職員1人に、例えば会計年度任用職員1人とか、そういった形でまずは仕事を行いながら、そしてだんだん銀行とも慣れてきましたら、職員は1人だけそこに置いて、あとはこちらの町長部局といいますか、こちらの役場の仕事に専従させるという形で現在想定しているところでございます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 今の説明で開設当初の流れは分かりますけれど、慣れてきたときに、職員1人のみになったときに安全性とか危険回避、いわゆるリスクマネジメントみたいな部分で何かあったときのためにどうしてもやっぱり複数おいたほうがよろしいのかなと私個人的には思うんですけれども。それは当然今後また協議されるでしょうけれど、ここに1人と言われると、えっ、大丈夫ですかという話になってくると思うので、その辺、今後、肥後銀行さんなり、そこは違うのかな、役場職員さんで対応する形になるのかもしれないですけど、時間外3時以降のところをこれからは考えられたほうがいいのかと思います。もちろん朝の8時半からですね。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。ちょっと語弊というか、そういったところもあったかもしれませんが、役場職員が仮に1人だけいるというわけではなくて、そこにまた銀行の、今、指定金融機関でいらっしゃいます方とかも一緒にいらっしゃるという形でございますので、複数はいらっしゃる形ではございます。ですので、誰かしら1人になってしまう時間帯が発生するということはないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 72ページ、2点ほどお伺いしたいと思います。

人材環流促進及びデータバンク構築・利活用業務委託料が2,400万円、これはSMOへの委託といったことだろうと思いますけれど、昨年が1,400万円の予算計上で、今年1,000万円もアップしたということでございます。ちょっと難しい字が並んでおりますけれど、使われ方がどんな状況で使われたのか、具体的な中身の精査というのが分かればお願いしたいと思います。

それから、空き家活用住宅整備工事請負費ということで800万円予算が計上されております。設計監理業務委託で100万円と、これも関連しているんじゃないかなろうかと思っておりますけれど、工事費ということですので、実際どこかの空き家を工事するといったことではなかろうかと思っております。どのくらいの規模で何軒ぐらいの空き家だろうかということですが、その点についてよろしくお伺いしたいと思っております。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

人材環流促進及びデータバンク構築・利活用事業の業務委託でございますけれども、こちらは、町内の慢性的な人材不足や働き手の希望する仕事と、今度は事業主が求める雇用内容のミスマッチ解消のために、その仕組みづくりというところで今年度から取り組んでいるわけですが、町と委託先であるSMOとの協議や視察研修などを経まして、どうしてもマッチングをするにしても雇用者の要望をお聞きしたりとか、または働き手のデータを集めて、それをうまくマッチングさせるための仕組みというのが独自で見つけようという模索もあったんですが、なかなか思うような部分が見つからず、その中で岡山県の奈義町で取り組んでおられます仕事コンビニという仕組みがありまして、この仕組みを応用しながら何とかこの仕組みづくりができないかというところで、令和4年度に実際にこの仕組みを何とか取り

入れて、仕組みづくりに実際取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、働き手側と雇用側のデータを集める。それをマッチングさせていくという仕組みの中で、どうしても人材の確保というのが必要になってまいりますので、そういった事務に取り組んでいただく人材の確保並びに仕組みづくりに関する費用としまして、今年度は高額でありますけれども、2,400万円という金額で予算計上をさせていただいたところでございます。

また、次に質問のありました空き家活用住宅整備工事請負費並びに空き家住宅の設計監理業務委託でございますけれども、これは実際どの空き家を工事するかというのが決まっているわけではございませんで、今、空き家バンクのデータを調査、空き家調査を進めていく中で、何とか売買ではなくて、賃貸としてお貸しできるような物件がないかというところと、あとは実際所有者が賃貸をするのではなくて、町が借り受けて、移住定住される方に向けて賃貸借をするという仕組みの移住定住用の賃貸住宅をそういった仕組みに取り組みたいという中で、何とか1軒モデルケースをつくりたいと考えております。なかなかいい物件が見つかるかどうかというところも調査を進めてみないと分からない部分もありますけれども、予定としまして何とか1軒見つけて、耐震改修並びに水回り等々の改修を図り、町が所有者から借り受けて、また移住定住者に賃貸するという移住定住用の住宅としての活用を図りたいというところで予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 人材還流促進データバンクの構築に関しての課長の説明を聞いてもちょっと理解に苦しむようなことなんですけれども、人材不足的なものはあるわけですから、予算を上げて、それに使っていくという状況があるかと思います。ただし、昨年から1,400万円予算を上げて、令和3年度にそれを使って、決算の審議ではございませんけれども、細かく言えば、令和3年度に何に幾ら使ったということで合計して1,400万円、今年に限ってはそれにプラスして1,000万円アップという形ですので、それプラス何かがあるということだろうと思いますので、金額的にそれが出るものなら、その点についても出していただきたいなと思います。

それから、空き家活用、これはほとんど決まっていないう賃貸物件住宅として新たにつくって、今から先には貸すという状況が、使われていくということでございますが、空き家的なものにも非常に今までも予算的なものをかなり使って、いい実績というのが何か見えてきていないなという思いがしております。早く実績的なものを上げる努力を、例えば予算的なものばかりを立てても意味がないなという思いがありますので、実績を上げるような状況をつくっていただきたいなと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 人材環流促進及びデータバンク構築・利活用業務につきましては、積算としましては新たな人材不足を解消するための仕組みづくりというところで、それぞれ状況の分析並びにそれぞれのニーズ調査並びにそういった部分の分析整理をするために1,200万円と、労働力の需要と供給に関するマッチングをベストというか、より精度を高めるために仕事コンビニとか、そういった部分の仕組みを導入するに当たり、体制整備としてやはり人材の確保というのも必要になりますので、そういった事務に当たる方々の体制を整備するために500万円と、研修の実施等を図るために200万円と、実際そのデータバンク化に係る費用として200万円と、そのデータバンクを活用するに当たる様々な設備構築等につきまして300万円というところで、これは概算でありますけれども、積み上げた金額で総額2,400万円という形になっております。また、令和3年度につきましては、3月末までこの委託事業が続いておりますので、実績報告に応じまして、またその実績額はお示しできるかと思っております。

また、空き家バンクについてですけれども、現在、大字赤馬場、中原地区について調査が終わり、令和4年度には満願寺地区を本格的に調査を進めていきたいと考えているところでございます。空き家バンクに登録されているところもほとんどが別荘地等の物件でありまして、そのほとんどが売買物件というところで、なかなか移住定住者にとっては、売買をして、こちらに住むというのはハードルが高いというのと、別荘地にとっても立地によっては別荘としてお使いいただきたいという条件がついたりとかいうところでなかなか買手もつかないという状況もございまして、何とか移住定住に結びつけるためにはということで移住定住支援コーディネーターの方にも協力いただきながら、何とか施策を進めております。また、議員のおっしゃるように、何とか実績を上げて、移住定住に結びつくような物件をまずは1軒見つけて、何とか賃貸の住宅を実現したいなと考えておりますが、何分適当な物件というのがなかなか見当たらないというところと、ネックとなっているのが耐震改修という問題がございまして、やはり町として賃貸するには耐震改修というのは不可欠になってまいります。ここの部分をクリアするところも非常に今苦慮しているところで、物件を見つけるのにも苦慮しているところでございます。何とか実績を上げるように職員一同努力しておりますので、また今後とも取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 74ページの企画費の不良空き家解体事業費補助金でございます。先日、熊本市において非常に危険性のある空き家を強制執行で解体というニュースが流れておりました。うちの町の解体事業補助金は、そういう持ち主が分からないとか、そういうものなのか、例えば個人が解体したいけれど、解体できないというための補助金なのか、そここのところの内容についてよろしくお願いします。聞きたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 新聞の報道でも熊本市の状況も紹介されておりますし、どこも空き家でそのまま放置されている部分の処分というのがなかなか頭を痛めているところかと思います。熊本市の新聞報道にあった部分は、特定空き家に指定されたというところで、非常に危険性が高く、所有者では撤去の見込みがない、持ち主は分からず、ただ危険性が高く、道路ないしはその家屋に危険を及ぼす可能性が高いという部分について公費負担で解体をしているというところでございますが、今回この解体事業費補助金で上げておりますのは、管理されないまま放置されて倒壊のおそれ、または道路、隣地等に危険を及ぼす可能性のある空き家で、一定要件を満たす物件の所有者がはっきりされている方を対象として、指定業者になるか、これは今後の制度設計にはなってきますが、解体撤去に係る費用の2分の1で、上限を50万円で補助をするという形で、こちらは国庫補助事業を活用して事業を行うものでございます。この公費解体の対象となる特定空き家に指定するには非常にハードル的にはいろんな協議会等の議論を経て、特定空き家と指定されたものについて公費解体という形になるんですけれども、この公費解体になる手前で何とか危険性のある不良空き家というところに認定がされる一定要件を満たす部分については何とか所有者で解体を進めていただいて、少しでも空き家で危険性の高くなる、ほぼ公費解体の必要性が出てくる前に何とか対応ができないかというところで、この補助事業を活用しながら所有者の方に撤去いただきたいというところで新規に計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） なかなか解体というと費用もかかりますので、個人の方、町民の方としては本当にありがたいと思いますが、不良空き家の判断は町でするわけですか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 不良空き家につきましては、判定基準を設けて、それを判断するのは、町が審査をした上で、それが該当になるかどうかというのを判

断した上で不良空き家と認められれば申請者を決定するという形になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 井上です。まちづくり課長なんですけれど、喉でも潤してもらったほうがいいかなと思っていますけれど、77ページのケーブルテレビについてお尋ねしたいと思います。

今回いろんなカメラ機材とか、いろんな費用をつくっていただいて、非常に充実していくかなと思っています。それで、機材とかは今回いただいていますけれど、人員的にもいっぱいはいっぱいの今状態じゃないかなと思っています。それで、提案事項でございますけれど、ケーブルテレビ事業部特別会計か何かにして、事業部としてこれをやっていけるようにならないのかなと。そうすれば、ケーブルテレビもいろいろ、今、九電との貸借関係の費用もありますし、今後、町の特産物とか、町の新しいPR活動としてのメディアとしてのやり方、それと町の宣伝の意味も兼ねたユーチューブだとかいろいろ、今後、事業部としてつくれる要素というのを非常に持っているかと思います。そのあたりが、今後、ケーブルテレビの事業特別会計という仕組みが、今すぐとは言いませんけれど、そちらに向かって歩み始めることはできないかということで質問いたします。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

なかなかケーブルテレビにつきましては、今、ケーブルテレビの施設の一部、インターネット配信並びにケーブルテレビの地上波放送と同時放送の配信につきましては、光ネットワークの株式会社に業務委託で委託していると。その委託先が施設の使用料として町に納入いただくという形で、実際ケーブルテレビに加入されている方が費用を負担しているのは、光ネットワークに費用を負担されておりまして、徴収事務が町に発生しておりませんので、特別会計という形での独自の会計を持つという流れにはなかなか現状では厳しいものがあるのかなと思っています。

ケーブルテレビの独自自主放送の放送内容の撮影編集と配信部分につきましては、町のほうで実際行っております。スタッフ3名で日々尽力して何とか放送を続けておりますが、まだまだ放送枠を全部埋めるという部分にはなかなか行き着かないのが現状でありますし、また内容の充実とか、そういった部分ももう少し努力は必要な部分があるかもしれませんが、そういったところを、ただ単に人材不足というだけで片づけるには、もう少し自助的にも、まちづくり課としても業務を精査していく必要があるかと感じているところです。職員共々こういった番組づくりをしたい、

どういった企画でしたい、それにはこの時間、こういう業務が必要だということろと、それにはこの人数体制でないとできないというところをやはり明確にしないと、財政側にも納得できる資料が集められませんので、そういったところもまちづくり課として精査をしながら、真に必要な人数が何人かということろも含めて、あとは、まずは番組内容の充実も含めて取組を進めていきながら、人材の確保につきましては精査をしながら、もう少し時間がかかるかもしれませんが、努力してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） やはり町としても光ケーブルを引いたり、相当な投資をしてやっていることでございますので、あれだけのものを町からのいろんな発信、いろんなツールとして使えなかったらもったいないかなと思ひまして、その提案をさせていただきました。やはりあそこが本当にいろんな発信基地になれば、町の人たちが、うちも、じゃあ、幾らか手数料を払ってでも宣伝してもらおうとかいうことも出てくると思いますので、ぜひ発展的に考えて進めていただきたいとお願ひして、この質問は終わります。

続いて、131ページの商工費の中の観光協会の1,500万円ほどのいつもいただいている金額なんですけれど、前からはっきり言ひまして、SMOとの関係がもうちょっと精査しなくてはいけない部分があるのかなと。行く行くはどうするのか。ここで方向を出せといっても非常に難しいかと思ひますけれど、やはり町の将来のためでございますので、お互い何かいろんな意見を出し合つて、方向性を詰めたらと思ひんですけれど、いかがな考へでございませうでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 大体地域DMOであるSMOを立ち上げるときには、行く行くは観光協会も一体となつて地域DMOとして運営していくのが私は望ましいという形ですつと考へてきておりました。そういった中で御意見をいただきますと、どうしてもやっぱり支部活動だったりとかというのが一緒になるとできなくなってしまうんじゃないかとか、支部に落ちている補助金というのが観光協会の中でもあるかと思ひますけれども、そういったのがなくなってしまうんじゃないかとか、そういった御懸念があつたりとかというところで、今のところは、まずは前観光協会長とも話しながら、同じ方向は歩みながらも、まずは一緒になることはなくて、同じ方向を向いて歩いていくような形でやっぺいこうという話になっていたかと思ひます。多分前回の理事会とかでSMOからまた一旦の御提案というか、そういったのをしたんじゃないかなと考へております。いずれにしましても、この1,500万円と

いうのも、できればDMO、SMOの何か収益からできれば賄えるような仕組みが
つくれないかなと、要は町からの補助金というのをできれば徐々になくしていき
たいと、自分たちで自走するような仕組みができませんかねというところで考
えてはいるところでございます。もちろんそのあたりの観光協会の皆様方との
お話とか、御理解も必要だと思いますし、またそうやって町から補助金を
もらわずに、SMOだけでその1,500万円の事業費が生み出せるのかとい
うところも、まだ丸々1,500万円を観光協会のこれまでの補助金と同額を
渡すということは、今のところは厳しいということもございまして、ま
ずはいろいろと協議を引き続き継続させていただきながら、いずれ将来
的にどうしていくのかと、どういうことをすることが理想的な地域DMO
になり得るのかといったところを協議させていただければと考えてお
りますので、また改めて観光協会長だったりとか、副会長もしていただ
いておりますけれども、そういったところは協議させていただければと思
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。ここまで育てたSMOでござい
ますので、ぜひこれからより充実した機関にやっていきたいと思いま
す。そのためには、最初から町長からも提案ありましたヨーロッパ版観
光協会ということで、考えのものはそこにあったんじゃないかなと思
います。確かヨーロッパの観光協会は、お客様から手数料を取って、
それで運営して、自主運営ができる組織だと、それをぜひ南小国にも
ということから発動して、それがSMOという型に、今、協力体制にな
っているかと思えます。SMOもここまで十分ある程度育っております
ので、もしやるとしたらSMOの今の事業部を、これは町から補助金を出
してでも、早く一つの企業体に仕上げるという方向性を応援させてもら
ったらいんじゃないかなと。そうすれば、SMOの知的集団は町の補助機
関みたいなものにも切り替えられて、そのあたりと観光協会との話し
合いもできるのかなと。今の状態のまま観光協会とSMOが話すと、
SMOの母体が非常に大きくなっておりますので、なかなか混乱する
んじゃないかなと思ひまして、できれば、SMOは4事業部が今かなり
活躍をする方向に向かっておりますので、そのあたりはまた事業部とい
うことは一つの会社でございまして、ぜひ町は思い切ってそれを育て
て、そこにいろんな人材が必要ですから、企業としてやっていく方向に
向けていただきたいと思います。一つ、そのあたりはいかがかなと思
います。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） そのあたりで、いきなりやりますというのはな
かなかハレーションも生み出しかねませんので、例えば何年後にはこ
ういう形にしますという形で

継続して協議していくことが必要なのかなと思います。やっぱり海外の事例を見ておきますと、大体、例えば宿泊税というものを原資にしたりとか、うちのSMOの場合は、その手法がふるさと納税だったらどうだろうかといったところで、ふるさと納税の事務をさせたわけなんですけれども、そういったところも含めて、これからの財源の確保といったところ、一体的になったとしても、最初はどうしても町からのバックアップは、観光部門に関しては必要なのかなとは考えておりますけれども、そういったところで町からの手出しもできるだけ少なくなるような方向で、自分たちで自走できるような形の仕組みがどういう形ができるのかというところを、ぜひ引き続き協議させていただきながら答えを導き出していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。ぜひそういう宿泊税等がもしできて、自立できるような体制が取れば非常にいいかと思いますので、期待して待っております。

それと、もう一つ、この前言いました町の観光のために町の歴史、史跡が生かされないかということをお願いしたつもりでございますけれど、そのあたり今年の予算化としてはあまり見えないんですけれど、やはりいい歴史があつてこそ、今のいい世界があり、いい未来ができるわけですし、人もそういう歴史を学び、現実を勉強し、未来を見つめるという大事な機関でございますので、これは教育委員会とまちづくり課のほうで何らかの協力体制を取って、観光資源の一つ、それと人づくりの一環としてできないかなというのをお尋ねいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。すみません、こちらもそういったところの予算に関しましては今のところ計上していないのが事実でございまして、できればそのあたりをもう一度4番議員から御教授いただきながら、どういう形でどういったものをつくると、例えば教育にも、また観光関係にもいろいろと生かせるんじゃないかという何か具体例みたいなものがございましたら、ぜひ御教授いただければと思いますけれども、すみません、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。ぜひ教育上は我々の前世、歴史というものをやっぱり認識できるような表示、そういう説明文とかがきちんとなされていれば、それが観光的にあれば日本語と3か国語ぐらいで表示するとか、そうやって南小国の本当のよさを観光面でも理解していただけるような体制が取れるかと思っております。ぜひ今すぐ本当は早急にやりたいんですけれど、時間をかけながらで

も、そういうのを早くつくり上げて、やはり観光が、ただ自然と温泉だけじゃなくて、そういう南小国の本当の歴史上の価値観というのを認識して、南小国の理解を深めることが非常に観光としても大事な方法だと思いますので、そのあたりをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 今のお話であるならば、例えば看板だったりとか、例えばそれがパンフレットだったりとか冊子だったりとかという形で御理解すればよろしいですか。そのあたり、またいろいろと御指導いただきながら、先ほどのお話にもありましたけれども、議員もおっしゃったように、観光関係でつくるもの、また町でつくるもの、教育委員会でつくるものというのが似たようなものがたくさんあふれてくると、また倉庫に眠ってしまう可能性もございますので、ぜひそういったところはいろいろと御指導いただきながら、今後できることはしたいと思ひますし、そういったところをまず一度お話しいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） まちづくり課も入れた中で町全体としての盛り上げをやっていたきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 教育費で147ページからになりますが、小学校の支障木伐採枝打業務委託ということで80万円計上されています。この分は、どこの学校のどの場所なのか、3校とも行うのか。

それから、次のページのりんどうヶ丘小学校の防火シャッターの改修工事、これは緊急性があるのかどうなのか。

3点目は、150ページの中学校の今度は立木伐採の委託料、これもどの場所の伐採なのか。

4点目は、160ページの瀬の本高原マラソン大会の補助金が、一昨年が185万円、昨年が220万円、今年度が250万円ということで、これは新型コロナウイルスの対策を含めて、いろんな消毒であるとか、そういった部分を含めての増額になっているのかと思ひますが、例年並みの規模でマラソン大会を開催するのか、どういった形で計画をされているのか、その点を4点、お伺ひいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ただいまの質問に回答させていただきます。

まず、小学校費の伐採につきましてですが、こちらが中原小学校の校舎裏側、山付き側の伐採を計画しております。日照的にも支障を来していたり、下の地面というか、倉庫とプレハブ等もございますので、そちらの管理上も支障が出ているということで、そちらの伐採を計画しております。

続きまして、りんどうヶ丘小学校の防火シャッターにつきましてですが、これが年に一度、防火設備関係の点検、そちらの中で少し指摘がなされた部分になります。現在設置されている防火シャッターが自動停止機能が付いておりません。重さでそのまま落ちてくるといった仕組みのもので、下に仮に障害物とか人がいた場合はそれに反応して止まるという仕組みになっていないもので、そちらの指摘がなされまして、そういった自動停止装置が付いた形に付け替えるというか、改修を行う形の計画としております。

それから、3点目です。中学校費の伐採につきましてですが、こちらは南中寮の裏側の河川側に桜の木がございます。この部分が町営住宅との隣接も含めまして、電線等が通っております。そちらに支障を来している部分と、木を植え付けたというか、されたところが、正直なところどこか判明しておりません。観光協会のほうでも記録がありませんと、学校側としても記録がないというところもあって、観光協会とも協議したところで伐採をしたほうがいいだろうというところもあって、町営住宅側の特公賃のほうに支障が出ている部分もあります。葉が落ちたりとかを含めて、そういったところもあって、そこの桜の木を6本ですか、伐採を計画しております。

それから、4点目になります。マラソン大会についてですが、やり方というか、方法は現在進行形ではありますが、内容を詰めている段階でございます。大きく変わる点で言えば、参加人数は制限をかけたいと考えております。例年であれば1,000数百名に御参加いただいていたところを半分程度には抑えていく形になるかなというところで想定しております。あと、もう一つの大きい部分で言えば、給水関係、現在、職員が出て、給水を行っておりますが、こちらはペットボトルの配布等々で計画したいと考えております。感染対策を考えれば、現在のやり方は不可能かなといったところもありまして、そして、参加者が減ることによって、どうしても参加料、こちらの収入が見込めない部分もありましての増額といったところで考えているところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君）　ありがとうございます。

今年度定期監査の折に各学校を訪問する機会がありまして、今、小学校を言われましたように、中原小学校の校舎の裏側、山側が非常に日差しも遮られるし、学校のほうに非常に立木が覆いかぶさっていて、その落葉等で地面も湿気を帯びていますし、雨どいあたりにも落葉が詰まって、支障が出ているという話を聞いております。ちょうどその校舎と山の間には高圧電流のキュービクルの設備もありますし、早急に対応をしていただきたいという校長先生の話でありましたけれども、来年度そういった形で教育委員会のほうで対応していただくというのは非常にありがたいと思います。

それから、りんどうヶ丘小学校の防火シャッター、取りあえずはもし災害の場合には作動するのであればいいんですけども、やはり緊急の場合にそれで被害が拡大するということがあってはいけませんので、このあたりも早急に業者の選定をして、改修に当たっていただけたらと思います。

それと、3点目の中学校の分なんですけど、これが中学校の体育館の裏側、秋葉山側のちょうど山付きに結構大きな杉が何本か立っておりまして、それがもし緊急の場合に倒木等があった場合は校舎や体育館に支障が出るのではないかとということで、地権者の方と話し合いはしていただいているということでありますけれども、あそこも裏側が危険区域に入っているみたいで、以前も中学校はグラウンドののり面が崩落して、グラウンドに土砂が流入するという事例も発生しております。体育館もそういったのを見越して、秋葉山側には窓を設けずに、壁のほうでそういった事態に備えて、ああいう体育館の造りになったかと思いますけれども、できれば町のほうで伐採だけではなくて、もし可能であれば土地を購入して、そういった防護柵なりをつくって、子供たちの安全または校舎体育館の長寿命化のためにそういった部分を考えていただけたらなと思います。隣町は、宮原保育園の裏山のほうは安全対策のために町がその山林を買い上げたという話を聞いております。やはり中学校はあそこ1校しかありませんので、これから先のことを考えれば、伐採だけではなくて、土地を購入して、そういう安全対策まで考えていただけるように今後検討いただければと思います。

それと、マラソン大会、これは、例えば各地域の旅館組合であったり、観光協会であったり、そういった方々、そして中学生あたりもボランティアで今までは手伝っていただいておりますので、やはりそういう感染のリスクとかいうのを考えた場合は、給水係じゃなくて、ペットボトルとか、そういった部分で、大会に関わる人たちを少しでも減らして、そういうリスクを減らしていくということも非常に大事かと思います。本当に一つの目玉である瀬の本高原マラソン大会がここ何年も開

催ができていないというのは非常にマラソン大会を楽しみにされている全国の瀬の本高原マラソンファンもいますので、そういった部分で、多少の経費がかかっても、やはり参加者の安全と町民の安全を考えて、そういったリスクが少ないような大会に今後もって行っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ありがとうございます。

すみません、中学校の裏は、私はまだ確認できておりませんでしたので、併せて確認をさせていただきたいと思います。

ちなみに、中原小学校の裏のところは、学校敷地の分の伐採といったことになると思います。ただ、植栽された方が不明といったところもございまして、学校側と、あと後援会と併せて今調べていただいているのと、同意を取っていただくというところまでは学校に今お願いをしているところで、そこが判明したところで伐採にいきたいと考えております。

中学校は、すみません、私がちゃんと把握できておりませんでした。その辺も踏まえて、今後、検討、協議、議論を進めたいと思っております。

それから、マラソン大会になりますが、昨年になりますが、担当のほうでアンケートを取らせていただきました。以前の参加者の方にアンケートを取らせていただいて、やはり参加者の方々も開催を強く望むといった回答とかもあったので、本年、令和4年には開催がどうにかできるように私たちとしても今後進めたいと思いますので、御協力を皆さん方にもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 中原小学校は、非常にあそこの裏山も危険地域に指定されているということで、梅雨時期は山の土砂崩れと、あとは河川氾濫と、前と後ろから非常に気を遣いますということで校長先生の話がありました。体育館側の校舎は全て危険地域に入っておりますので、子供たちの避難は職員室の上の2階のみということで、非常に梅雨、台風の時期は先生方も心配をされておりますので、やはりそういった部分も含めて早めに対応をしていただけるように、また学校側とも協議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 最後のほうですかね、71ページからいきましょうか、すみません。ドローンプロジェクトの委託料、これは令和元年から650万円、590万

円、360万円、本年度も420万円、EDACとリアルグローブさんだと思います。このドローンプロジェクト、最終的にどういう形を模索して委託をされているのか。昨年でしたか、役場前から波居原への物販というか、物品の輸送実証実験みたいなものをやられたと思うんですけど、そういうことを町としても将来的にやるがためにずっと予算をつけてやっていらっしゃるのか、もうちょっとまた違うものをイメージされているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと、73ページ、小国郷地域公共交通会議負担金426万4,000円あると思いますけれど、これは多分にじバスの委託料等も入っているかと思うんですけども、入っていなかったら、すみません。にじバスのことでお尋ねをしますけれど、運行委託料プラス月額の入金見込みのマイナス分、いわゆる利用者負担がそこにいかなければその分を補填するような契約なりが入っていたと聞いたんですけれど、見込み収入額、月どれぐらいの人数で幾らを見込んでいたのか、それを教えてくださいたい。

それと、74ページです。タクシー利用費の助成ですけど、利用者の拡大は、私は一般質問でお願いしたところですけども、そういうふうになっているのか、それとも現行どおりなのか、以上3点を教えてください。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、ドローンプロジェクトですけども、今、活用としましては、通常時でいきますと各種現地調査、工事現場並びに町有林やその他、本年度でいきますと公共建物の老朽度調査で屋根の外観点検等に活用をしております。やはり第一義は、災害時にいかに迅速に現地確認を行うか。現地の状況確認並びに写真撮影等を行って、いかにそこを上げて災害復旧工事につなげるかということも大変重要なことかと思っています。また、そういった災害時に現地で撮影をしたデータをホームページの地図上にアップさせるシステムも導入しておりますので、そういったシステムも活用しながら、災害時だけではなくて、あらゆる情報の収集等にも今後活用していくべく、今取組を進めているところでございます。まだまだ職員の操作についても全体的な部分で研修は進めているんですが、まだ一部の職員での利用になっておりますので、今後その利用拡大を図るとともに、やはり災害時を中心としながら様々な部分での活用を進めていきたいと考えております。最終的には物資輸送とか、そういったところにもつなげるような取組も進めていきたいところであるんですが、今そういった物資輸送並びにドローンを使った測量とか、いろんなドローンを使った取組が進んでいるんですが、機材が高価であることや、それにはまだまだ高度な技術が必要であるというところを考えると、また法整備もまだまだ自動運転には

ハードルが高い部分がございますので、町での活用というのは先のほうになるかなと思っておりますので、やはり日常業務で活用しながら、災害時には瞬時に使用できるような体制づくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、小国郷地域公共交通会議の負担金でございますけれども、こちらは、議員御指摘のとおり、今年度は地域公共交通会議に関する事務の負担金プラス市街地のバス（通称にじバス）の部分と小国郷ライナーの部分の委託料も含んでおります。この委託料につきましては、実際運行に係る費用分から使用料収入を差し引くわけですが、その使用料収入の見込みであるとか、そういった部分につきましては詳細な資料を今日持ち合わせがございませんので、後ほど提示するという形でよろしくございますでしょうか。申し訳ございませんが、後ほど提示させていただきたいと思います。

続きまして、タクシー利用費助成事業補助金ですけれども、12月の定例議会の際に一般質問で佐藤議員から質問がございまして、利用拡充というところでございますが、今回の予算につきましては、従来どおりの条件での使用を想定しまして、予算を計上させていただいております。利用者拡充、免許を持たれている方にも交付してはいかかという提案がございました。そうした場合に、やはり持っていない方との公平性を保つための枚数をどうするかとか、あとはそういった需要がどれくらいあるのかとか、そういった部分を詰めるにはまだお時間をいただきたいと思います。まだまだ内部でも協議が必要でしょうし、また財政、その他関係部署との協議を踏まえた上で取り組ませていただきたいと思いますので、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。と思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ドローンの活用のところですが、今、課長がおっしゃるように、災害対応だとか、そういう場合であれば、緊急性を要するのであれば、当然複数名、1人じゃいかんということですから、複数名の方の技術取得、そういう研修等をどんどんやるべきではないかと思うし、支援をしていただくということで、この委託料が必要というのは十分分かると思いますが、それ以上にやっぱり職員の中で活用できるように、また機材に関しても町で準備できるようにすることも必要じゃないかなと思うところです。じゃないと、いつまでたってもこのままお願いしていて、必要なときに使えませんか、また意味がない話になってくるかなと思いますので、この辺はまた今後もう少し庁内で議論していただいて、役立つ、当然今最新の機器でドローンですね、非常にこういう中山間地でも利活用が進んでいますし、物資輸送にしてもそうですし、農林課が言っていました今年新しくやる

ものが、森林資源の解析業務とか、こういうのも多分ドローンを使ってやられるんでしょうけれども、そういう意味で最新技術でもありますので、ぜひそういう道具、武器が使えて、この町の役に立つのであれば、もう少し一生懸命やられてもいいのかなという思いをします。

タクシー利用ですけれど、議論するのも大事ですけれど、じゃあ、70歳以上の方に取りあえず10枚でも配布してみて、その動きを見ていただく。どれだけ公募に対してあるのかないのかというのもやってみないと分からないところもあるのかなと思うので、70歳以上の高齢御夫婦でそういう世帯でも病院通院のときに自分で運転していくよりもタクシーが使えたほうがいいと思うので、そういうところも踏まえて、できれば本年下期にでも何か利用の拡大ができるように早期に検討していただきたいと思います。なおかつ、にじバスの利用促進をするためにも町内の運行、500円というよりも、もう少し下げるような負担で減額した形でタクシー利用ができれば、もっとにじバスも利用が促進されるんじゃないかと思うので、併せてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ドローンにつきましては、毎年職員向けに研修会を行っております。新型コロナウイルスの影響でできない時期もございましたが、職員向けに研修を開催しながら、何分職員の人事異動が伴うものですから、今使える方が数名おられますけれども、数名ではなくて、数十名で、できれば多くの職員の方に使える状況をつくり出したいと考えているところでございます。先ほど申し上げた以外にも、実際リアルグローブ、委託先には小中学校でのドローン授業であるとか、あとは農林課も関係します有害鳥獣駆除に、この前、実証事業といいますか、事業を行ったんですけれど、そのときはたまたま外気温が高くて、有害鳥獣との体温差というのがなかなか温度センサーで感じられなかったものですから、事業的にはうまくいかなかった面もございます。開催時期等もきちんと検討しなければいけませんけれども、温度センサーを使って、地表温度と体温を持っている有害鳥獣との差が出れば、有害鳥獣の位置がはっきりするということで、やはりそういったところにもドローンを活用できるのではということで進めておりますし、災害時の物資輸送についてもリアルグローブが総務省の実証事業を受けたときに、やはりうちとのこういうドローンの取組という協定も踏まえた上でうちの町にお声がかかったということで、そういったところで実証事業も行っていくというところでいきますと、そういった部分も踏まえて利用を促進していかなければならない。議員のおっしゃるように、まずは職員の中での研修を深めて、様々な部分に利用いただ

くというところと、先ほどのシステムもGIS的な活用もありますので、そういったシステムの改修とか、カスタマイズして利用しやすい状況もつくり出しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

また、タクシー助成につきましては、議員の御意見も踏まえまして、またうちのほうでも内容を検討しながら、こういった部分がよりよい部分なのかというところも踏まえて検討させていただきたいと思います。なるべくでしたら議員の御要望どおりに御希望に添えるような事業にできればいいんですけども、できない場合もございますので、そういったところは御了承いただきながら、よりよい方向に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） タクシー利用は、ぜひよろしくお願いします。

ドローンに関してですけど、振り返りながら、3番議員さんが一般質問で小国高校の今後についても言われていたんですけど、八代の高校かどこかが部活動としてドローンの技術体験というか、そういうこともやられたような感じがしますので、せっかくであれば若い人たちにそういう技術、多分とりつきやすいでしょうし、そういうところでうまく小国高校とも連携しながら、将来、町でドローン技術者として働いてもらうとか、もしくは起業していただいて、それを町のほうで委託して、いろんな形で活躍していただくとか、そういうことが可能じゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、2点ほど、すみません、お願いします。

99ページで民生費の児童措置費のところ委託料で地域型保育給付委託料240万円が、多分これは今年初めてではないかなと思います。これはどういうことなのか教えていただきたい。

それと、もう一つ、継続的に125ページの農林課のほうでペレットストーブの購入補助が本年度も75万円上がっております。多分補助15万円の5台分だと思いますけれども、当然再生可能エネルギーの利用促進を考えれば大事なところかと思っておりますけれども、今までその補助事業を行ってきて、どれだけの設置が町内で行われているのか、数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

地域型保育給付委託料として240万円計上しております。内容としましては、定員が19名以下で0歳から2歳児を保育する施設、それを総称して地域型保育園としております。町内に住所を有している御家庭で他市町村にある地域型保育園に

預ける方、今現在、要望がございますので、その分で新規に予算を上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） ペレットストーブの購入補助金についてなんですけれども、この補助金が平成27年度から実施しております。令和3年度分まで含め、ペレットが25台、薪ストーブが14台、合計39台となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 福祉課長、その保育施設、0歳から2歳児を面倒みてくれる保育園というのはどちらにあるのか分かれば教えていただきたいです。

どうでしょう、ペレットストーブですけど、なかなか普及には至らないのかなと思います。補助額のかさ増しも必要なと思いますし、灯油、ガソリンが高騰しているところでいけば代替燃料としてはまた魅力的なのかもしれませんけれども、そういうところでこの補助額の改定というものは考えていないのか、お願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） これは担当と昨日話をしたんですけども、今現在言っている予定の方が阿蘇管内ではないようなんです。この地域型保育園になる名簿リストというのをまだ出しておりませんので、どこになるか分からないんですけども、阿蘇郡内にもあまりない形だと思います。またこのリストが出ましたらお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） ペレットストーブの補助金の上乗せということなんですけれども、この補助金の目的に関しましては、今、議員御指摘のとおりだと思っております。

一方で、御指摘のとおり、ここ近年その利用者数というのが5台を下回る状況の中で、過去にもこの補助金の上乗せに関しては検討したことがございましたが、阿蘇管内他市町村の状況とかも踏まえた中でも補助金の上限というのが南小国町が最も高いという現状でした。

また、一方で、御承知のとおり、温泉館の木質バイオマス、そういったところの、今後、事業所等への普及という形をいかに進めていくかという観点、そういったところも含め、また財源的なところも含めて、これが単純に単独費としてやっているものですから、財源的にも厳しい面もあるんですけども、一つの意見として、今

後の山林の活性化、適正な維持、そういうところを踏まえていく上においてはいろんなことを考えていく必要があると思っていますので、今後の検討とさせていただきます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかにありませんね。ほかに質疑はないですね。ありますか。

では、休憩といたします。2時40分までです。

-----○-----

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

その前に、まちづくり課長にお願いがあります。答弁のときには分かりやすく、丁寧に関答弁していただきたいと思います。よろしくお願いします。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい、分かりやすく、短くいきたいと思っています。

先ほど佐藤議員から質問のありました中心市街地バス（にじバス）の件につきましてお答えできなかった部分がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、本年度予算を計上している中で負担金としまして、交通会議分の事務関係が17万円、中心市街地バス運行費が204万3,858円、小国郷ライナー運行費が204万9,146円、1,000円未満切り上げで合計426万4,000円を計上しております。現在、実績としまして1月当たり運賃収入が2万9,220円が平均となっております。本年度の契約でいきますと、1月当たり46万5,000円が委託料となっております、それから差引きとなっております。最終的には年度末で精算をして、両町に案分して返還されるというところでございます。

令和4年度から小国郷地域公共交通会議からの支出というところを事務を委託しまして、事務局を持っておられる小国町から一括で契約をして、小国町から支出をするため、負担金という形で支出をすることとなりました。実際は満額で契約を行って、それぞれの月に満額委託料として配当はしますけれども、それから運賃収入が上がった部分を差し引いて委託先から請求をいただきますので、結局のところはこの負担金の中には差引き分として計上しているわけではございません。あくまで満額分の両町負担のうち、南小国町分としてそれぞれのバスの負担金を計上させていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ありがとうございます。ほかに質疑は。

3 番、井野和哉議員。

○3 番（井野和哉君） 農林水産業費、114 ページになりますが、農業次世代人材投資事業補助金、今年度5名から2名に対象者が減るということで、3名が新たに補助金が終わって自ら自立をしていくという形になりますけれども、やはりなかなか自立をして生計を立てていくというところまではまだたどり着いていないのではないかと思います。毎年その事業に対しての報告書は農林課に上がってきているかと思いますが、農林課は、いろんな新たな補助事業であるとか、いろんな農業者に対してのバックアップをさせていただいておりますので、新たにこの補助事業が終わる3名に対して、文字ベースではなくて、農林課のほうでいろんな補助事業の内容であるとか、今後、町として手助けができる部分があれば、そういった部分を直接その農業者の方に伝えていただければと思いますけれども、そういった考えがあるのかどうか、その点を1点と、2月から阿蘇郡市内各地で野焼きが行われておりますけれども、先週、野焼きで2名の方が火に巻き込まれて重症を負うという事例も出ておりますし、また駐車場に駐めてあった車に火が燃え移って、車両の火災が起きたという事例が起こっております。町内もかなりの面積の野焼きが行われておりますけれども、またこの週末、来週あたりも野焼きが行われますけれども、やはり防火帯の整備であるとか、そういった野焼きの被害を食い止めるために、今後これは早めに対策を練っていかないと、やはり世界遺産を目指して今取り組んでいる阿蘇の草原を維持していくにはかなり厳しい状況になってくるのではないかと思いますけれども、今後、野焼き等に対して何かお考えがあれば、その2点、お伺いできればと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） まず、農業次世代の終了者に対してのサポートということで、御指摘のとおり、全くもってそのサポートというのは必然的なものであるということは認識しております。これは、熊本県、実際、阿蘇地域振興局が受給期間中の最低でも年1回、それ以外の部分も含めてもあると思うんですが、そのサポート体制にも入られて、その補助金を受給していたんですけれども、やっぱりなかなか自立してやっていくには非常に厳しいという面も含めて、また補助金の活用、よくあるのが、その補助金がこういったものがあるのか一覧表にしてくれという形で、まちづくり課から、今、補助金の一覧表を出されていますけれども、なかなか分かりにくいというか、実際の活用において概略的な部分しか記載をしておりますので、全部を記載すると何十ページにもわたってきますので、なかなか分からないと思います。いろんな場で申し上げているのが、逆に何がしたいのかというところを教えていただけるといろんなメニューをこちらから提案させていただくというところ

ろで御紹介を差し上げているところです。

一方で、農林業担い手補助金というものを昨年度から創設しまして、この補助金要綱自体もまだまだ利用者からの声というのを反映させるべきところというのが多々あると思っています。そういったところを踏まえていろいろ改善をしていきたい、できる限り使いやすいところを考えていきたいというところも思っています。いずれにしても、サポート体制というのは、今までになく、より一層必要なことだと思っていますので、いろんな御意見をいただきながら、できる範囲においてできる限りやっていきたいと思っております。

また、野焼きにおける防火帯の設置ということですが、これは以前より一般質問の中でも上がっている案件だと思います。ただ、防火帯の設置に要する費用というのが、以前にも申し上げましたが、億単位でかかるという場合もあり、それは阿蘇市境だけの話なんですけれども、同様に考えれば町内における各牧野間の境界においても要望としては上がってくる可能性というのもあります。そういった費用を考えるとなかなか厳しい面もありながらも、ある牧野組合においては、毎年、防火帯の設置を中山間地等を利用してつくっているという現状もある中で、根本的に人材不足、そういったところがあり、そういう中の一つの解決策として、昨年1,900万円程度の機械のデモ、そういったものもやったんですけれども、やはり何らかの団体が行うスマート化、機械化という部分なんですけれども、そういったところが必然な将来になるのではないかと思います。今すぐ答えが出せるわけではないんですけれども、永続して続けていく必要な野焼きをいかにやっていくかというのは、より一層考えていく必要があると思っています。明確にこの場でこれをやりますとはなかなか言えない部分があるんですけれども、そう考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） ありがとうございます。

今、課長言われたように、後継者もいろんな夢を持っています。例えば、新たに施設園芸を始めたいとか、機械を導入したいとか、いろんな意思がある中で、それがどういう補助事業に合致するのか、そういった部分も私もこういった場で話は聞くんですけれども、やはり又聞きで話をするよりも、直接そういう後継者とヒアリングをしていただいて、例えばそういう事業をするにはこういう補助金を活用する方法もありますよとか、新たにそういう事業を始めるのであれば、町としては新たにそういうどこからか補助事業を見つけていただいたりとか、そういうアドバイスがやはり若い後継者には非常に大きな力になると思いますので、できればこの3人

をはじめ、そういう若い農業者の今後の夢であつたりとか希望、その中で最大限の補助、バックアップができるような何かそういう場を設けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、野焼きも、本当に言われるように、これは人がいないとできないものでありまして、やはりどうしても人を集めるには週末に野焼きが集中してしまうと。その中で、先週、野焼きの飛火で火災も発生して、それが町内の消防団員も野焼きに参加していて、全ての分団が出動して、その消火に当たるという状況になってきていますので、これはどうにか延焼を防ぐような、安全に野焼きが行えるような、そういう体制をつくっていかないと、今、野焼きボランティアあたりの方に参加をしていただいて、野焼きを行っている組合もかなりの数あります。こういった危険を伴うのであれば、やはりボランティアも二の足を踏んでしまう状況になれば、野焼きを維持していくというのは非常に難しい状況になってくるかと思っておりますので、そういった安全面を考慮して何か手立てが行えるような方策を町のほうでも十分検討していただいて、安全に、そして本当に1000年後、阿蘇の草原が維持できるような野焼きを維持していけるように何かいろんな方策を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） すみません、ありがとうございます。先ほどの答弁の中で安全面に関してだけ答弁が抜けておりましたので、発言させていただきます。

御承知のとおり、昨年、南小国町内でも野焼き時における事故が発生し、御指摘のような案件も今年度発生しているという状況の中で、一般的に見られますのが、熟練者の方がやけどを負ったりとか、そういったことが多い傾向が見受けられると。これは町内だけではなく、他市町村においてもそうなんですけれども、そういった方々に対して、いかに安全面に対しての周知、そういったものができるかということを考えていかなければならないと思っています。逆に言いますと、ボランティアの方のほうが、どちらかという、全てではございませんけれども、非常に気をつけられているという場合も見受けられるかと思えますし、地元牧野においても若い方のほうが、逆に言うと、怖いから火付けとかができない、もしくはちょっと離れたところから見られるという傾向も見受けられますので、いろんな講習会だつたりとか、そういったところも実際的に実施していく必要もあるのではないかというところも思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 課長おっしゃるとおり、熟練の方が被害に遭うというのは、確かに知っているからこそある程度無理をするという部分があるんですよね。やはり日にちが決まっていますし、また時間が押し迫ってくれば、その日のうちに野焼きを終了させないといけないということで、最前線で作業を行うというのはベテランの方が最前線でそういった火付け、また消火の活動を行うというのはどこの牧野もそうだと思います。これはどんなに熟練の方がやっても、風向き一つで火の勢いが変わりますし、その原野の傾斜で火の勢いとかも全然変わってきますので、これはある面は気をつけていても、やっぱり被害に遭うときは遭うのかなと。ただ、言われたように、日頃からのそういう安全講習であるとか、そういった部分も定期的に行っていくのも必要かと思いますので、野焼きの前に、例えばチラシを1枚配って、こういう被害を受けないように注意しましょうということじゃなくて、日頃そういう広報活動といいますか、そういった部分も行いながら、被害が出ないように野焼きを行える方法を考えていただければと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですね。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第4号、令和4年度南小国町一般会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第5号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書

日程第4 議案第6号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書

○議長（平野昭夫君） 日程第3、議案第5号、令和4年度南小国町国民健康保険特別

会計予算書を議題といたしますが、議案第5号と議案第6号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、異議なしと認め、議案第5号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書、議案第6号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第5号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書、議案第6号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書については、町民課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第5号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書。

次のページをお願いします。令和4年度南小国町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,864万9,000円と定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

8ページをお願いします。歳入でございます。

国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税です。本年度9,461万5,000円を計上し、前年度比53万3,000円の増額でございます。主な内容としましては、収納率の向上によるものです。

次のページをお願いします。使用料及び手数料、手数料、督促手数料です。本年度5万円計上いたしまして、前年度と同額でございます。

10ページをお願いします。県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。本年度4億1,044万6,000円を計上しており、前年度比2,517万1,000円の減額でございます。内容としましては、普通交付税につきまして被保険者数の減少により減額、特別交付税につきましては、医療費の伸びにより、昨年ありました医療費インセンティブの項目が今年度は該当にならなかったことによるものです。

11ページをお願いします。財産収入、財産運用収入、基金運用収入です。本年度1万円計上しております。昨年まで預金利子を諸収入に計上しておりましたが、本来この費目で計上すべきであり、令和4年度より計上しているものになります。

次のページをお願いします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金です。4,

063万3,000円を本年度計上させていただいておりまして、前年度比413万9,000円の減額になります。内容としましては、被保険者数の減に伴う減額でございます。

13ページをお願いします。繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。本年度1,184万3,000円を計上しておりまして、前年度比1,097万2,000円の減額でございます。内容としましては、被保険者数の減少等によるものです。これにより、予算ベースでの基金残高は7,045万742円となります。数字で申し上げますと、70450742となります。

次のページをお願いします。繰越金、繰越金です。本年度1,000万円計上しておりまして、前年度と同額でございます。

15ページをお願いします。諸収入、延滞金及び過料、延滞金です。本年度100万円を計上しております。前年度と同額でございます。

次のページをお願いします。諸収入、雑入です。本年度5万2,000円を計上しておりまして、前年と同額でございます。

17ページをお願いします。諸収入、預金利子です。本年度0円、前年度比較1万円の減額で、こちらは廃項でございます。

18ページをお願いします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。本年度307万6,000円を計上しておりまして、前年度比22万8,000円の増額です。主なものとしましては、委託料の制度改正に伴う既存自庁システム改修委託料の増額です。今年度は、子供の均等割に係る減額措置の導入におけるシステム改修を行う予定です。

続きまして、連合会負担金です。本年度53万4,000円を計上し、前年度比1万円の減額です。内容としましては、広報共同事業としてテレビコマーシャルの費用など、連合会への支払いの金額となります。

19ページをお願いします。総務費、運営協議会費、運営協議会費です。本年度24万2,000円を計上し、前年度と同額でございます。

次のページをお願いします。保険給付費、療養諸費、一般被保険者等療養給付費です。本年度3億3,887万3,000円を計上し、1,948万7,000円の減額でございます。前年度の実績を基に算出し、減額となっております。

続きまして、一般被保険者療養費です。本年度246万5,000円を計上し、21万9,000円の減額でございます。こちらも前年度の実績を基に算出し、減額となっております。

続きまして、審査支払手数料です。本年度110万2,000円を計上し、前年度と同額の計上となっております。

21ページをお願いします。保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費です。本年度5,519万円を計上し、前年度比321万円の減額でございます。前年度の実績を基に算出し、減額となっております。

続きまして、一般被保険者高額介護合算療養費です。本年度5万円を計上し、前年度と同額の計上となっております。

次のページをお願いします。保険給付費、出産育児諸費、出産育児一時金です。本年度252万円を計上し、前年度と同額計上でございます。

23ページをお願いします。保険給付費、葬祭諸費、葬祭費です。本年度20万円を計上し、前年と同額でございます。

次のページをお願いします。国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分です。本年度1億686万8,000円を計上し、前年度比460万円の減額でございます。内容としましては、こちらは県が示す金額になります。

続きまして、退職被保険者等医療給付費分です。こちら本年度4,000円の計上で、前年度比6,000円の減額でございます。こちら県が示しておられる金額になります。

25ページをお願いします。国民健康保険事業費納付金、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分です。本年度2,874万7,000円を計上し、前年度比479万3,000円の減額でございます。内容としましては、県で示された金額になります。

次のページをお願いします。国民健康保険事業費納付金、介護納付金分です。本年度1,170万6,000円を計上し、264万円の減額でございます。こちら県が示した金額になります。

27ページをお願いします。保健事業費、特定健康診査等事業費です。本年度610万円を計上し、前年度比5万8,000円の減額でございます。主なものとしましては、委託料の特定健診及び人間ドックの実績に伴う減額でございます。

次のページをお願いします。保健事業費、保健衛生普及費です。本年度496万2,000円を計上し、4万6,000円の増額でございます。主なものとしましては、会計年度任用職員の報酬、手当、社会保険料等での増額でございます。

29ページをお願いします。基金積立金、準備基金積立金です。本年度501万円を計上しておりまして、前年度と同額であります。

次のページをお願いします。諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金です。本年度100万円を計上し、前年度と同額でございます。

31ページをお願いします。予備費、予備費です。500万円の減額で、こちら

廃款でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第6号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書を
お願いします。

1ページをお願いします。令和4年度南小国町の後期高齢者医療特別会計予算は、
次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,926万7,000円と定
める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料です。本年度3,
489万6,000円を計上し、前年度比230万8,000円の増額でございます。
広域連合が示した金額に当初は全体の8割で計上しております。

続きまして、普通徴収保険料です。882万4,000円を本年度計上しまして、
前年度比67万5,000円の増額でございます。こちらは、示された額に当初は
全体の2割で計上となります。滞納繰越分が増えておりますが、前年度は1,00
0円の計上とさせていただいておりましたが、今年度より実績に伴った金額計上と
させていただいているものです。

7ページをお願いします。使用料及び手数料、手数料、督促手数料です。本年度
5,000円、前年度と同額でございます。

次のページをお願いします。繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金です。10
1万8,000円を本年度計上させていただきまして、前年度比7万7,000円の
増額でございます。こちらは、広域連合の示した金額となります。

続きまして、保険基盤安定繰入金です。2,082万6,000円を本年度計上さ
せていただいています。前年度比129万6,000円の増額でございます。こち
らも広域連合の示した金額になります。

9ページをお願いします。諸収入、延滞金及び過料、延滞金です。1,000円
を本年度計上させていただいて、こちらは前年度と同額でございます。

続きまして、過料です。こちらも本年度1,000円を計上させていただいて、
前年度と同額でございます。

次のページをお願いします。諸収入、償還金及び還付加算金、保険料還付金です。
本年度5万円を計上させていただいて、前年度比4万9,000円の増額ござい
ます。前年度は1,000円の計上とさせていただいておりましたが、本年度より
実績に伴う計上とさせていただいたものです。

続きまして、還付加算金です。こちらは、本年度1,000円計上させていただいております、前年度と同額でございます。

11ページをお願いします。諸収入、受託事業収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。本年度364万3,000円を計上させていただいて、前年度比43万6,000円の増額です。内容としましては、実績に沿った医科健診、歯科健診分の見込額でございます。

次のページをお願いします。諸収入、雑入、雑入です。本年度1,000円を計上させていただいて、前年度と同額でございます。

13ページをお願いします。繰越金、繰越金です。本年度1,000円を計上させていただいて、前年度と同額でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。本年度90万5,000円を計上させていただいて、前年度比37万5,000円の増額です。主なものとしましては、プリンターのトナーカートリッジの購入費用と令和4年10月からの2割負担新設に伴う保険証の郵送代増額によるものです。

15ページをお願いします。後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金です。本年度6,454万7,000円を計上させていただいております、前年度比418万1,000円の増額になります。広域連合が示した金額になります。

次のページをお願いします。保健事業費、健康保持増進事業費、健康診査費です。本年度376万3,000円を計上させていただいて、前年度比48万5,000円の増額になります。主なものとしましては、医科健診、歯科健診の受診者見込み増を見越した広域連合から提示された見込みによる委託料とデータ管理手数料の増額になります。

17ページをお願いします。諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料還付金です。本年度5万円計上させていただいております、前年度と同額でございます。

続きまして、還付加算金です。こちら本年度1,000円を計上させていただいて、こちら前年度と同額でございます。

次のページをお願いします。諸支出金、繰出金、他会計繰出金です。本年度1,000円を計上させていただいて、前年度と同額でございます。

19ページをお願いします。予備費、予備費です。20万円の減額で、こちらは廃款でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 国民健康保険の19ページ、運営協議会費、こちら運営委員の人数を教えてください。

それから、22ページの保険給付費の中で出産育児一時金、こちらは1人当たり幾らの交付になるのか、その単価を教えてくださいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問にお答えいたします。

運営協議会の人数は、6名でございます。

出産育児一時金の金額は、お一人42万円になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 1人当たり42万円の一時支給ということでありますけれども、大体この金額ぐらいで、今、出産は賄えているのでしょうか。

それと、阿蘇郡市内に産婦人科の専門がなくなってしばらくたちますけれども、例えば地域医療センターなり小国の公立病院あたり産婦人科を設置するような動きがあるのか、他郡市からそういった意見が出ているのか、その点も伺えればと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 42万円の出産育児一時金につきましては、ほとんどの方が産科のほうで事前に契約をされて、精算まで済まされている状況です。

また、産科のことにつきましては、今、阿蘇圏域ではどこかに新たに新設されるといったお話は私のほうでは聞いておりません。また、それをどういうふうにするという形でのお話合いも現時点では行われていない状況です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 妊娠初期中期あたりまでは1時間半かけて診療に行ってもそこまで心配はないのかなと思いますけれども、出産直前あたりになって、また出産という状況になった場合に、近くても大津または日田市内までの移動というのは、やはり妊婦にとってはかなりの負担だと思います。また、その家族も病院に行くまで気が気ではないのではないかと思います。できれば安心して出産ができるように近い病院にそういう産科を設けるというのが、今後安心して出産をしていく、または子供を増やしていくという中では必要なことではないかと思いますので、やはりこれは何かの機会に議題に上げていただいて、近くの病院で出産ができる体制を整えていけるように今後検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ただいまおっしゃられたとおり、産科がないということは、本当に地元に住む若い女性にとって、非常に不安、また住む選択肢の中から排除されてしまう可能性も十分ございますので、そういったところは近隣の首長とはその危機感共有しているところでございます。逐次、熊本県健康福祉部だったりとか、そういったところとそういったところの情報、また課題感を共有しながら、また首長も一体となって多分動かなくてはいけない部分だろうと思いますし、また県議のお力もいただきながら動いてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 教えていただきたいんですけど、後期高齢者医療の負担金が3割というのが出ておりますけれど、これは全員3割負担になったんでしょうか、それとも2割と3割があるのか、あるとしたらその基準はどういう基準で査定されているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） 町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御説明が不足して、申し訳ありません。

10月から、今までは1割か3割負担でお願いしていたのですが、そこに2割負担という区分が新たに加わります。こちらにつきましては、窓口負担割合をおおむねこの流れで判定いたしますというものは町にも届いております。そちらをもとに試算する形になってくるかと思うんですが、最終的には金額につきまして年度が明けましてから、はっきり周知という形になってくるかと思われます。

一度11月の時点で試算をさせていただいているんですが、おおむね新たに2割負担となられる方が11月現在では6%ぐらいかなというところでございました。あくまでこの時点での数字でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 新たな制度でございます。ただ、1割負担、2割負担、3割負担の基準というのは当然所得か何かと思いますけれど、もし分かればその基準一覧表でもあればと思っております。

それと、マイナンバーカードが保険証の代わりに使えるかと思いますが、今後の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 現時点で私が手元に持っておりますのは案の段階でござい

ますので、後期高齢者医療制度に関する窓口負担の分につきましては、はっきりいたしましたら広報等で周知を早めにさせていただくつもりであります。

また、マイナンバーカードが保険証として使えるかどうかというところにつきましては、国保医療とも併せまして、今どこでどれだけ使えるかという情報を収集しているところでございます。こちらもある程度近いところから利用できる医療機関、薬局、またちょっと離れた大きい病院、そういったところがきちんと把握ができて、まとめて御提示ができたらと思っておりますので、すみませんが、もうしばらくお待ちください。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第5号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会といたします。

—————○—————

延会 午後3時33分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2 番

会議録署名議員 3 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 1 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 3 月 10 日（木）開会

（ 第 3 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第1回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月10日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第7号 令和4年度南小国町介護保険特別会計予算書
- 日程第3 議案第8号 令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書
- 日程第4 議案第9号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書
- 日程第5 議案第10号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書
- 日程第6 議案第11号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書
- 日程第7 議案第12号 行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第13号 南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第14号 南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第16号 南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第17号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第18号 南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第15 議案第20号 南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第21号 南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17	議案第22号	令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）
日程第18	議案第23号	令和3年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）
日程第19	議案第24号	令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）
日程第20	議案第25号	令和3年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第4号）
日程第21	議案第26号	令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）
日程第22	議案第27号	令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）
日程第23	議案第28号	令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）
日程第24	議案第29号	令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）
日程第25	議案第30号	南小国町総合物産館の指定管理者の指定について
日程第26	議案第31号	南小国町交流促進センターの指定管理者の指定について
日程第27	議案第32号	南小国町きのか菌床培養等施設の指定管理者の指定について
日程第28	議案第33号	南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定について
日程第29	議案第34号	南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定について
日程第30	議案第35号	工事請負変更契約の締結について
日程第31	議案第36号	町有林野部分林契約について
日程第32	議案第37号	町有林野部分林契約について
日程第33	委員長報告	南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会 南小国町議会における議員定数削減に関する事項
日程第34	陳情第1号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
日程第35		議員派遣報告について
日程第36		議員派遣の件について
日程第37		閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 穴 井 則 之
3番 井 野 和 哉

2番 佐 藤 毅
4番 井 上 則 臣

6 番 下 城 孔志郎
8 番 穴 井 千 秋

7 番 児 玉 秀次郎
10 番 平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

5 番 矢津田 道 夫

9 番 森 永 一 美

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 河 本 孝 博

会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長 高 橋 周 二

教 育 長 岩 切 昭 宏

総 務 課 長 佐 藤 徹

建 設 課 長 北 里 能 蔵

福 祉 課 長 朝 日 康 博

農 林 課 長 本 田 圭一郎

まちづくり課長 宮 崎 智 博

税 務 課 長
(会計管理者兼務) 松 岡 洋

町 民 課 長 河 津 頼 子

教育委員会事務局長 穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。本日も、会議規則第 2 条の規定により、5 番、矢津田道夫議員と 9 番、森永一美議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は 8 名でございます。定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年第 1 回南小国町議会定例会の第 3 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番、井上則臣議員、6 番、下城孔志郎議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 7 号 令和 4 年度南小国町介護保険特別会計予算書

○議長（平野昭夫君） 日程第 2、議案第 7 号、令和 4 年度南小国町介護保険特別会計予算書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 7 号、令和 4 年度南小国町介護保険特別会計予算書については、福祉課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） 福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第 7 号、令和 4 年度南小国町介護保険特別会計予算書。

1 ページをお願いいたします。令和 4 年度南小国町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 5,916 万 9,000 円と定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出、南小国町長、高橋周二。

8 ページをお願いいたします。歳入でございます。

保険料、介護保険料、第 1 号被保険者保険料です。本年度 1 億 422 万 1,000 円を計上し、前年比 46 万 6,000 円の増額でございます。主なものとしましては、予定保険料額に収納率 98.8%を掛け、現年度分特別徴収保険料を 92.5%分、普通徴収保険料を 7.5%とし、計上しております。

9 ページをお願いいたします。使用料及び手数料、手数料、督促手数料です。本年度 1,000 円を計上し、前年比同額でございます。督促手数料でございます。

次のページをお願いいたします。国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金です。本年度1億1,313万8,000円を計上し、前年比527万4,000円の増額でございます。内容としましては、介護サービス給付費に係る国からの負担分です。

11ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫補助金、調整交付金です。本年度5,570万円を計上し、前年比250万1,000円の増額でございます。内容としましては、保険給付費全体の約9%を計上しております。

続きまして、保険者機能強化推進交付金です。本年度76万2,000円を計上し、前年比同額でございます。内容としましては、昨年の実績により計上しております。

続きまして、保険者努力支援交付金です。本年度82万9,000円を計上し、前年比同額でございます。内容としましては、保険者努力分に対する交付金を計上しております。

続きまして、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）です。本年度472万1,000円を計上し、前年比5万4,000円の減額でございます。内容としましては、介護予防サービス費の費用に係る25%を計上しております。

続きまして、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）。本年度424万6,000円を計上し、前年比267万円の減額でございます。内容としましては、包括的支援事業に係る費用の38.5%を計上しております。

次のページをお願いいたします。支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金です。本年度1億6,710万円を計上し、前年比750万3,000円の増額でございます。内容としましては、保険給付費全体の27%を計上しております。

続きまして、地域支援事業支援交付金です。本年度509万8,000円を計上し、前年比6万円の減額でございます。内容としましては、介護予防サービス費の費用に係る27%を計上しております。

13ページをお願いいたします。県支出金、県負担金、介護給付費負担金です。本年度8,800万円を計上し、前年比375万7,000円の増額でございます。内容としましては、保険給付費に係る県からの負担分を計上しております。

次のページをお願いいたします。県補助金、介護保険低所得者対策事業費補助金です。本年度11万7,000円を計上し、前年比同額でございます。内容としましては、社会福祉法人がサービス費の軽減をした場合の町の補助分となっております。

続きまして、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度236万円を計上し、前年比2万8,000円の減額でございます。内容としまし

ては、介護予防サービス費の費用に係る１２．５％を計上しております。

続きまして、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）。本年度２１２万２，０００円を計上し、前年比１３３万５，０００円の減額でございます。内容としましては、包括的支援事業の費用に係る１９．２５％を計上しております。

１５ページをお願いいたします。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金です。本年度１，０００円を計上し、前年比と同額でございます。介護給付費準備基金利子でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金です。本年度７，７３６万１，０００円を計上し、前年比３４７万４，０００円の増額でございます。内容としましては、保険給付費の１２．５％を計上しております。

続きまして、低所得者保険料軽減繰入金です。本年度８７８万２，０００円を計上し、前年比１４万６，０００円の増額でございます。内容としましては、保険料軽減分に対する繰入金を計上しております。

続きまして、その他一般会計繰入金。本年度６８１万６，０００円を計上し、前年比９４万８，０００円の増額でございます。内容としましては、事務費繰入金を計上しております。

続きまして、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）。本年度２３６万３，０００円を計上し、前年比２万７，０００円の減額でございます。内容としましては、介護予防サービス費の費用に係る町持ち出し分１２．５％を計上しております。

続きまして、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）。本年度２１２万７，０００円を計上し、前年比１３３万４，０００円の減額でございます。内容としましては、包括的支援事業の費用に係る町持ち出し分１９．２５％を計上しております。

１７ページをお願いいたします。基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金です。本年度１，００７万５，０００円を計上し、前年比３０２万３，０００円の増額でございます。内容としましては、保険財政不足分等を計上しております。これにより、予算ベースでの基金残高は３，５８９万６，４５９円でございます。数字で申し上げますと、３５８９６４５９でございます。

次のページをお願いいたします。繰越金、繰越金、繰越金です。本年度１，０００円を計上し、前年と同額でございます。

１９ページをお願いいたします。諸収入、延滞金加算金及び過料、第１号被保険者延滞金です。本年度１，０００円を計上し、前年と同額でございます。

次のページをお願いいたします。雑入、雑入。本年度62万5,000円を計上し、前年比14万4,000円の減額でございます。主なものとしましては、介護予防教室の入浴、昼食代の実費分を計上しております。

21ページをお願いいたします。予防給付費収入、介護予防サービス計画費収入です。本年度260万2,000円を計上し、前年比72万円の増額でございます。主なものとしましては、地域包括支援センターのケアプラン作成料を計上しております。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。本年度218万8,000円を計上し、前年比111万2,000円の増額でございます。主なものとしましては、委託料の在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査に係る業務委託料につきましては、令和5年度介護保険事業計画策定に向けてニーズ調査及び実態調査のアンケートを行う予定ですので、74万6,000円の計上をしております。

次のページをお願いいたします。介護認定審査会費、介護認定審査会費です。本年度202万8,000円を計上し、前年比16万円の減額でございます。内容としましては、阿蘇広域での介護認定審査会負担金を計上しております。

続きまして、認定調査等費です。本年度200万8,000円を計上し、前年比8万円の減額でございます。主なものとしましては、需用費の燃料費を減額しております。認定調査の更新の期間が延びたことなどからの理由でございます。

次のページをお願いいたします。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費です。本年度5億6,814万円を計上し、前年比2,634万6,000円の増額でございます。内容としましては、3年間の実績からの推計額で計上をしております。

25ページをお願いいたします。介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費です。本年度648万9,000円を計上し、前年比14万4,000円の減額でございます。内容としましては、3年間の実績からの推計額を計上しております。

次のページをお願いいたします。その他諸費、審査支払手数料です。本年度78万円を計上し、前年比20万円の増額でございます。内容としましては、国保連合会への手数料支払い分を計上しております。

続きまして、介護給付費請求書電算処理システム料でございます。本年度6万2,000円を計上し、前年比1万円の減額でございます。内容としましては、こちらも請求チェック等に係る国保連合会への手数料支払い分の計上でございます。

27ページをお願いいたします。高額介護サービス等費、高額介護サービス費です。本年度1,390万円を計上し、前年比169万5,000円の増額でございます。

す。内容としましては、自己負担分を超えた額の見込みを計上しております。

続きまして、高額介護予防サービス費です。本年度1万2,000円を計上し、前年と同額でございます。内容としましては、要支援者の自己負担分を超えた額の見込みを計上しております。

次のページをお願いいたします。高額医療合算介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費です。本年度204万円を計上し、前年比1万5,000円の減額でございます。内容としましては、介護と医療の自己負担分を合算し、限度額を超えた額の見込みを計上しております。

続きまして、高額医療合算介護予防サービス費です。本年度3万2,000円を計上し、前年と同額でございます。こちらも要支援者の合算分の限度額を超えた額の見込みを計上しております。

29ページをお願いいたします。特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費です。本年度2,778万9,000円を計上し、前年と同額でございます。内容としましては、施設入所者の部屋代、食事代の減額分を計上しております。

次のページをお願いいたします。基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金です。本年度1,000円を計上し、前年と同額でございます。内容としましては、預金利子分でございます。

31ページをお願いいたします。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、総合相談事業費です。本年度837万2,000円を計上し、前年比601万3,000円の減額でございます。主なものとしましては、18節、負担金補助及び交付金の出向職員負担金でございますが、社会福祉協議会からの地域包括支援センターへの出向職員1名が令和4年度より社会福祉協議会へ戻るため、減額となっております。

次のページをお願いいたします。権利擁護事業費です。本年度71万2,000円を計上し、前年比21万6,000円の減額でございます。主なものとしましては、負担金補助及び交付金の成年後見制度利用支援事業助成金を昨年までの実績により減額しております。

続きまして、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費です。本年度11万7,000円を計上し、前年比5,000円の減額でございます。内容としましては、地域包括支援センター運営協議会に係るものでございます。

続きまして、任意事業費です。本年度82万6,000円を計上し、前年比1万1,000円の減額でございます。主なものとしましては、需用費の消耗品費の減額でございます。

続きまして、在宅医療・介護連携推進事業費です。本年度66万4,000円を

計上し、前年比2,000円の減額でございます。主なものとしましては、負担金補助及び交付金の阿蘇圏域在宅医療・介護連携推進事業負担金の町負担分が2,000円減額となっております。

続きまして、生活支援体制整備事業費です。本年度75万3,000円を計上し、前年比5万8,000円の減額でございます。内容としましては、委託料の生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。

認知症総合支援事業費。本年度194万3,000円を計上し、前年比3万1,000円の増額でございます。主なものとしましては、パートタイム会計年度任用職員の昇給に係る増額でございます。

33ページをお願いいたします。下のほうです。続きまして、地域ケア会議推進事業費です。本年度29万2,000円を計上し、前年比6万円の増額でございます。内容としましては、報償費の地域ケア会議報償金でございますが、令和4年度よりメンバーに医師が加わることになり、増額をしております。

次のページをお願いいたします。介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業費です。本年度1,212万8,000円を計上し、前年比41万3,000円の減額でございます。主なものとしましては、負担金補助及び交付金の第1号通所事業費でございますが、要支援の方のデイサービス利用の見込み量の減による減額となっております。

続きまして、介護予防ケアマネジメント事業費です。本年度127万3,000円を計上し、前年比33万2,000円の増額でございます。内容としましては、委託料の増額でございますが、通常包括センターが作成するケアプランを施設等に委託する場合の予算計上となっております。

続きまして、総合事業費精算金です。本年度19万6,000円を計上し、前年と同額でございます。内容としましては、住所地特例者が他町村でサービスを利用した場合に、他町村が一時的に立て替えた費用の精算金でございます。

35ページをお願いいたします。一般介護予防事業費、一般介護予防事業費です。本年度618万円を計上し、前年比1万円の増額でございます。主なものとしましては、12節、委託料の介護予防普及啓発事業委託料でございますが、内容としましては、元気アップ教室等をくまもと健康支援研究所に委託するための予算計上でございます。

次のページをお願いいたします。その他諸費、審査支払手数料です。本年度4万1,000円を計上し、前年比1,000円の増額でございます。内容としましては、国保連合会への手数料支払い分を計上しております。

続きまして、総合事業保険者事務共同処理手数料です。本年度3,000円を計

上し、昨年と同額でございます。内容としましては、こちらも請求チェック等に係る国保連合会への手数料支払い分の計上でございます。

37ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。本年度20万円を計上し、前年と同様でございます。内容としましては、過年度分介護保険料の過納が生じた場合等の還付金として計上をしております。

次のページをお願いいたします。予備費です。予備費でございますが、50万円の減額で、廃款となっております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） まず、22ページの在宅介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査に係る業務委託料ということで、こちらの調査方法としては町の職員が調査に当たる形になるのでしょうか、それとも何か調査員のような方を任命して調査をするのか、それとも各戸に郵送して実態の調査を行うのか、その調査の内容を教えてくださいたいと思います。

もう1点は、居宅介護並びに施設介護のサービスの給付金が増額になっておりまして、通所の経費は減額になっております。昨年度から要支援、要介護、どのような変動があったのか。昨年の資料によると要支援、要介護合わせて346名という数字が出ておりますけれども、その数字がどのように変更になっているのか分かれれば教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ニーズ調査のほうでございますけれども、こちらは一応郵送で行うようにしております。その上の役務費の通信運搬費の中にそのあたりの金額が含まれております。

もう一つの要介護、要支援の人数の割合ですけれども、各数字はありますけれども、今、合計をしておりますが、現在やはり要介護のほうに移る方が少しずつ増えてきております。そこで金額が上がってくるという傾向にはございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） こういうコロナの状況下でなかなか要介護、要支援、通所もできないような方もおられると思いますし、健康体操であるとか、いろんな健康維持のための取組も十分できない状況ではあると思いますけれども、できるだけ介護度が進まないような方策を今後十分検討していただいて、少しでも経費の削減に努められるようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ありがとうございます。

確かに今コロナで健康教室等をなかなか開けることができないのと、福祉課が持っている3施設の元気プラザとかその辺を閉めることがありますので、今ケーブルテレビのほうでいろんな体操の種類を増やして放送等もしておりますので、皆さん、最近はある程度覚えてきていらっしゃって、集まらなくても家でもできるという状態に少しずつなっておりますので、そのあたりで各自の健康も考えてやっていただければと思って、放送等もしております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） お疲れさまです。

介護予防について、湯田の湯夢プラザの件の内容についてお尋ねしたいんですけど、今現在、火曜日と木曜日ですか、確かお使いになっていると思うんですけど、あれも夕方、要するに5時以降、6時以降、平日に使えるような状況ができないかなと思っているんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

週2回、湯夢プラザを御使用になっておられますけれども、時間はある程度決めていて、熊本のほうから指導者の方もいらっしゃるということもありまして、なかなか時間を変えるというのは協議してみないと分かりませんけれども、そういう時間帯のほうがいいというお話もあれば、今後その委託の業者とも話し合っ、あそこを管理されている方とも話をしなければいけませんし、温泉のお客様の入り具合等、そこも関係してくると思いますので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） あの機械は、やはり全部、指導者がいないと使えないんですか。

何かもうちょっと健康づくりですから、自由に、特殊な機械についてはそうかもしれませんが、指導者がどうしても必要であれば、地元であそこを管理する方を養成しながら、少しでもそういう軽減をしていって、もっともっと皆さんに健康になっていただくように自由に使えたらなと、機械が休んでいてももったいないなと思っていますので、そのあたりの御検討をお願いしたいと思います。指導者、取れといえば、僕らも勉強して何とか取るようにいたしますので、よろしくお願い

したいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ありがとうございます。

あそこを建てたときに、そのときにいた担当職員等は、講習を受けて、そういうメンバーカードみたいなものをもらっている者もあります。今後もそういうところの研修等を少しやって、その指導者の人数を増やして、機械は期間が大分たっておりますので、今後あの機械をどういうふうに使うかというのはまだ分かりませんが、皆さんが簡単に手軽に少しずつ使えるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。いいですね。ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 31ページです。包括支援センターの件で出向職員の負担分が減額されていると思いますけれど、4月からどういう体制で包括支援センターが運営されるのか教えてください。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

確かに今3名いらっしゃる中で、お一人、社会福祉士を持たれている職員の方は社協に戻るようになっております。あと、お二人残られている方で要支援者のケアプラン等の作成等は今後もやっていけるのはいけるところです。ただ、1名、社協に戻られる方が持たれている分というのは、今後、残りの二人ができればいいんですけども、できない分等は、うちの福祉課の職員、認定調査をしている者でも幾つか持つこともできます。それと、社協に戻られる職員の方に幾つか持っていただいて、そのままこちらから委託でということもできますので、現在のところは今の状況をそのまま維持することはできると思います。ただ、今後もまだ社会福祉士、そして保健師も募集は引き続きやっていこうと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ということは、現場、包括支援センターは2名で運営されるという形になるんですね。今3名でやられているところ、そしてこれは地理的な話ですが、物理的に社協と包括支援センターと役場の福祉課、やっぱり距離を感じて連携がうまくできない部分というのが出てくるんじゃないかと思います。今でも現場の声からすれば、情報がうまく入ってこないということをおっしゃられたり、公立病院との連携もうまくいっていないみたいなことを聞きますので、そこにどうい

うふうに連携を強化していくのか、その辺も今お考えがあるならば教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 今現在その内容は何も決定はしておりませんが、社会福祉協議会に包括のほうを戻して、また向こう側で組織を確立するというのも、今後は社会福祉協議会とまた話し合っていかなければならないかなと今思っているところです。現状はそういうところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 今後、高齢者が増えていく中で介護認定者もどんどん急増する可能性というのは持っていると思いますので、この辺迅速に対応できるように組織としてきちんと形をつくって、連携がうまくいくように、これがまた町民の安心・安全というか、安心して生活ができるようなサービスが提供できるように、ぜひ連携を強めてもらって、どの形がいいのか分かりませんが、社協に移行するのであるならば、それをきちんと役場からも伝えて協力していただく形で、なおかつ人員のところですけども、社会福祉士は今1名しかいないというところで、何かやり取り、前の町長に答弁したときには、小国とかいろいろなところと連携しながらという話もあったと思いますので、ぜひ改善をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） 福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ありがとうございます。前の議会的时候にもワンストップというお話も私からもいたしました。やはりワンストップで町民の方がここに行けば支援がぱっとできると、そういう形が一番いいと思いますので、そういうところを社協とも話しながら、役場の中でも協議をしながらやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第7号、令和4年度南小国町介護保険特別会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第8号 令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書

日程第4 議案第9号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書

日程第5 議案第10号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書

日程第6 議案第11号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書

○議長（平野昭夫君） 日程第3、議案第8号、令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書を議題といたしますが、議案第8号から議案第11号までは議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） それでは、異議なしと認め、議案第8号、令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書、議案第9号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書、議案第10号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書、議案第11号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第8号、令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書、議案第9号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書、議案第10号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書、議案第11号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書については、建設課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 議案第8号、令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書。
次のページをお願いします。令和4年度南小国町の水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,571万円と定める。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いします。第2表、地方債。起債の目的、公営企業会計適用債、限度額620万円。利率については、今後の契約による銀行等民間引受資金になります。地方公営企業等災害復旧事業債150万円。現在の利率は0.6%です。計770万円。

7ページをお願いします。歳入です。

水道収入、水道収入、事業収入、本年度4万円、前年度と同額計上としております。工事監督料の計上です。

使用料及び手数料、本年度8,058万2,000円、前年度比360万円の減額です。使用料現年度において、前年の実績、コロナウイルス感染症等の影響等を考慮し、減額としております。

雑入、本年度1,000円、前年度と同額です。

8ページをお願いします。分担金及び負担金、負担金、水道負担金、本年度25万7,000円、前年度と同額計上です。新規加入分の水道負担金の計上です。

次のページをお願いします。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金収入、本年度1,000円、前年度と同額です。水道会計財政基金利子分の計上になります。これにより、基金残高は1,429万5,961円です。数字で申し上げます。14295961です。

10ページをお願いします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、本年度3,707万7,000円、前年度比265万7,000円の増額です。一般会計繰入金の増額です。

11ページをお願いします。繰越金、繰越金、繰越金、本年度1,000円、前年度繰越金の計上、前年度と同額です。

次のページをお願いします。諸収入、雑入、雑入、本年度5万円、前年度と同額です。簡易水道研修会補助金の受入れ分の計上です。

違約金及び延納利息、本年度1,000円、前年度と同額計上です。

13ページです。町債、町債、公営企業会計適用債、本年度620万円、前年度比620万円の計上です。公営企業会計適用債分の計上になります。

地方公営企業等災害復旧事業債、本年度150万円、前年度比150万円の増です。町道星和矢ヶ部線災害復旧工事に伴う水道管布設替工事が対象事業となります。

簡易水道事業債、過疎対策事業債につきましては、現時点で予算の計上、対象事業がないため、廃目となっております。

14ページです。歳出です。

水道費、水道管理費、水道総務費、本年度1,969万5,000円、前年度比823万7,000円の増額となっております。要因としましては、昨年度は補正予算対応だった公営企業化への取組である地方公営企業法適用業務委託料629万7,000円の計上、給水及び排水管路を一元的に管理するための水道台帳及び水道システム更新委託料284万円の計上によるものです。

15ページをお願いします。水道維持費、本年度2,659万6,000円、前年度比436万8,000円の減額です。要因といたしましては、委託料関係で前年度は簡易水道配水管布設替工事設計委託の計上、脇戸地区災害復旧に伴う測量設計委託の計上があったためです。主な事業としましては、漏水対策等の修繕料680万円の計上、監理関係委託料、総額573万6,000円の計上が主なものになります。16ページ、工事請負費につきましては、簡易水道配水管布設替工事150万円は、先ほど御説明いたしました町道星和矢ヶ部線の災害復旧工事に伴う布設替工事です。原材料費91万円は、量水器の資材代の購入になります。備品購入費66万円につきましては、滅菌器の購入代金となります。

17ページをお願いします。公債費、公債費、元金、本年度6,282万3,000円、前年度比417万1,000円の減額です。地方債償還金元金の減額になります。

利子、本年度645万1,000円、前年度比198万6,000円の減額です。地方債償還金利子の減額になります。

18ページです。事業費、営業外費用、消費税、本年度1,014万5,000円、前年度比514万5,000円の増額です。消費税前年度実績等に伴う増額としております。

19ページをお願いします。予備費です。本年度予備費の計上がないため、廃款になっております。

続きまして、議案第9号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書。

次のページをお願いします。令和4年度南小国町の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,024万2,000円と定める。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いします。第2表、地方債。起債の目的、資本費平準化債、限度額690万円。現在の利率は0.5%です。

7 ページをお願いします。歳入です。

下水道収入、下水道収入、使用料、本年度 6 1 1 万 2, 0 0 0 円、前年度と同額としております。

手数料、本年度 1, 0 0 0 円、前年度と同額です。督促手数料の計上です。

次のページをお願いします。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金収入、本年度 1, 0 0 0 円、農業集落排水事業基金利子分の計上になります。これによりまして、基金残高は 1, 0 4 9 万 1, 2 9 2 円。数字で申し上げます。1 0 4 9 1 2 9 2 です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、本年度 1, 7 2 2 万 7, 0 0 0 円、前年度比 3 1 6 万 1, 0 0 0 円の減額です。一般会計繰入金の減額です。

次のページをお願いします。繰越金、繰越金、繰越金、本年度 1, 0 0 0 円、前年度と同額計上としております。

1 1 ページをお願いします。町債、町債、下水道事業債、本年度 6 9 0 万円、前年度比 2 9 0 万円の増額です。資本費平準化債の増額になります。

諸収入、雑入、雑入、こちらは、予算計上がないための廃款になります。

1 3 ページをお願いします。歳出です。

集落排水費、集落排水管理費、集落排水総務費、本年度 4 2 7 万 2, 0 0 0 円を計上し、前年度比 2 7 万 1, 0 0 0 円の増になります。要因としましては、給料、職員手当等、人件費関係経費の増額になります。

1 4 ページをお願いします。集落排水維持費、本年度 7 1 4 万 4, 0 0 0 円、前年度比 1 4 9 万 7, 0 0 0 円の減額になります。要因といたしましては、昨年度委託料、農業集落排水管布設替工事等の測量設計委託の計上があったためです。主なものとしましては、手数料関係、法定点検、汚泥手数料関係の 1 0 6 万 3, 0 0 0 円、農集処理施設及びポンプ施設保守点検業務委託料 2 9 1 万 5, 0 0 0 円、管理関係の計上になります。

1 5 ページです。公債費、公債費、元金、本年度 1, 7 2 5 万 7, 0 0 0 円、前年度比 1 4 3 万 7, 0 0 0 円の増額です。地方債償還金元金の増額になります。

利子、本年度 1 5 7 万 2, 0 0 0 円、前年度比 3 7 万 3, 0 0 0 円の減額です。地方債償還金利子の減額です。

1 6 ページです。予備費、予備費につきましては、本年度計上がないための廃款になります。

続きまして、議案第 1 0 号、令和 4 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書。

次のページをお願いします。令和 4 年度南小国町の特定地域生活排水処理事業特

別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,185万1,000円と定める。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いします。第2表、地方債。起債の目的、下水道事業債、限度額230万円。現在の利率は0.7%になります。資本費平準化債60万円。現在の利率は0.5%になります。過疎対策事業債210万円。現在の利率は0.2%になります。計500万円です。

7ページをお願いします。歳入です。

分担金及び負担金、負担金、特定地域生活排水処理事業負担金、本年度55万円、前年度と同額計上です。合併浄化槽5基分の計上になります。

使用料及び手数料、使用料、合併浄化槽使用料、本年度820万1,000円、前年度比4万円の減額です。前年度実績により減額としているところです。

9ページをお願いします。使用料及び手数料、手数料、手数料、本年度1,000円、督促手数料等の計上です。前年度と同額です。

10ページです。国庫支出金、国庫補助金、特定地域生活排水処理事業国庫補助金、本年度173万8,000円、前年度と同額としております。前年同様5基分の計上です。

11ページをお願いします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、本年度635万9,000円、前年度比38万2,000円の減額です。一般会計繰入金の減額になります。

繰越金、繰越金、繰越金、本年度1,000円、前年度と同額です。

13ページです。町債、町債、下水道事業債、本年度290万円、前年度比100万円の増額です。下水道事業債230万円、120万円の増です。資本費平準化債60万円、20万円の減額です。

過疎対策事業債、本年度210万円、前年度比110万円の増です。過疎対策事業債の増額です。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金収入、本年度1,000円、前年度と同様です。特定地域生活排水事業基金利子の計上です。これにより、基金残高は558万6,608円。数字で申し上げます。5586608です。

15ページをお願いします。歳出です。

生活排水処理費、生活排水処理費、生活排水処理総務費、本年度1,827万7,

000円、前年度比146万3,000円の増額です。要因としましては、工事請負費150万円の増額です。南小国上津江線県道改良工事に伴う住宅移転に係る浄化槽設置工事分の増額計上が主な要因です。主な事業としましては、役務費、法定検査、汚泥引き抜き等の手数料745万9,000円、委託料、浄化槽保守点検委託料319万8,000円、工事請負費は、先ほど申しました通常5基分の計上と、150万円の増額計上を合わせた721万5,000円となっております。

16ページです。公債費、公債費、元金、本年度310万8,000円、前年度比33万9,000円の増額です。地方債償還金元金の増です。

利子、本年度46万6,000円、前年度比12万4,000円の減額です。地方債償還金利子の減額です。

続きまして、議案第11号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書。

次のページをお願いします。令和4年度南小国町の公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,999万7,000円と定める。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いします。第2表、地方債。起債の目的、資本費平準化債、限度額5,560万円。現在の利率は0.5%です。公営企業会計適用債580万円。利率については、今後、契約による銀行等民間引受資金です。計6,140万円。

7ページをお願いします。歳入です。

下水道収入、下水道収入、使用料及び手数料、本年度2,909万1,000円、前年度比264万円の増額です。使用料現年度において、前年の実績等を考慮して増額としております。

8ページです。分担金及び負担金、負担金、下水道負担金、本年度21万円、下水道負担金、前年度と同額計上としております。

9ページです。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、本年度4,927万4,000円、前年度比1,318万3,000円の増額です。一般会計繰入金の増額です。

繰越金、繰越金、繰越金、本年度1,000円、前年度同額計上です。

11ページをお願いします。町債、町債、下水道事業債、本年度5,560万円、前年度比790万円の減です。資本費平準化債の減額になります。

公営企業会計適用債、本年度580万円、前年度比580万円の増です。公営企

業会計適用債の増額です。

次のページをお願いします。諸収入、雑入、雑入、本年度2万円、前年度比1,000円の減額です。気象庁施設維持管理費の計上になります。

13ページをお願いします。財産収入、財産運用収入、利子及び配当金収入、本年度1,000円、前年度比1,000円の減額です。公共下水道事業基金利子の計上です。これにより、予算ベースの基金残高は3,499万3,437円。数字で申し上げます。34993437です。

14ページをお願いします。歳出です。

下水道費、下水道費、下水道総務費、本年度1,381万3,000円、前年度比596万9,000円の増額です。要因としましては、昨年度は、地方公営企業法適用業務委託が補正予算対応だったことによる当初予算の増額になります。主なものとしましては、報酬、給料、職員手当等、共済費など人件費関係の計上、委託料としまして、先ほど申し上げましたように、下水道部門にも地方公営企業法適用、公営企業会計化への移行を行うための業務委託料の計上になります。

15ページをお願いします。下水道維持費、本年度2,242万円、前年度比14万2,000円の増。こちらは、本格的な維持管理の時代に入ってきており、維持管理関係経費をほぼ例年どおり計上しているところです。主なものとしましては、役務費、水質法定検査手数料211万2,000円、汚泥引き抜き手数料61万5,000円、委託料としまして、南浄化センター及びマンホールポンプ保守点検委託料1,056万円、真空ステーション定期点検委託料187万円になります。

17ページをお願いします。公債費、公債費、元金、本年度9,000万1,000円、前年度比786万9,000円の増です。地方債償還金元金の増額です。

利子、本年度1,124万6,000円、前年度比77万6,000円の減額です。地方債償還金利子の減額になります。

18ページです。事業費、営業外費用、消費税、本年度251万7,000円、前年度比51万7,000円の増額になります。消費税、前年の実績見込み等による増額としております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 11時20分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

質疑に入る前に、総務課長から資料の説明があるそうでございますので、よろしくをお願いします。

はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 昨日の当初予算に入る前に予算に関する説明書ということで説明をさせていただきました。それを３ページめくっていただきますと、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書というのがナンバー１、ナンバー２とついておりますけれども、ナンバー２の特別会計分におきまして、水道事業特別会計の起債の見込額、当該年中増減見込額の起債の見込額、これが令和４年度分になりますけれども、先ほど建設課長が読み上げた分と数字が違っております。ですから、ここを後で差し替えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） それでは、質疑に入りたいと思えます。質疑ありませんか。
８番、穴井千秋議員。

○８番（穴井千秋君） 下水道のことからいいですか。私も下水道推進委員という職責をいただいておりますので、中身の精査といいますか、詳しく分かっておかないといけないという思いで質問させていただきたいと思えます。
予算的な収入でございますが、下水道のところでは。

○議長（平野昭夫君） 何ページですか。

○８番（穴井千秋君） ５ページでもいいです。収入が昨年より３００万円近く上げて計上しておりますが、令和３年度の実績が３，０００万円ほど収入的に上がってましたから、それで上げたのだらうとは思いますが、ほかに何か理由でもあればお伺いしたいなと、得策的なものがあればお願いしたいと思えます。

それから、総務費のところでは、今度は１４ページです。総務費が比較して５９０万円ほど上がっておりますけれども、その中の委託料の中に、先ほど説明がありましたけれども、地方公営企業法適用業務委託料という名目で上がっております。これはどういったものか分かりませんでしたので、御説明を再度いただきたいと思えます。それから、これが毎年あるのかということも併せてお伺いしたいと思えます。まず、それだけお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） まず、歳入の下水道収入、使用料及び手数料の中の現年度の使用料につきましては、お話のとおり、前年度実績、直近の調定等を考慮して、２４２万円の１２か月分ということで、２，９０４万円を計上させていただいております。

続きまして、歳出の地方公営企業法適用業務委託につきましては、先日の一般質問等でもありましたように、令和6年4月1日に現在の特別会計を地方公営企業会計に移行すると、その準備を令和3年度から進めております。令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年間の準備期間を設けて実施しているところです。ですので、令和4年度は中間年度、令和5年度が最終年度になりますので、令和5年までは地方公営企業法適用業務委託の計上が上がってくるような形になると思います。一般質問のときにも申し上げましたように、法適用に関しては、財務の一部適用ということで公営企業会計を導入すると、そのための準備委託料という形で御認識いただければと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 水道あたりにしても一緒なんだろうと思いますけれど、収入があって、経費が出ると、そういうことでの採算が取ればいいんでしょうけれど、町債もあって、その返還もあるということで、町債も返さないといけない。国でも毎年状況的には段階的に上がってきているという状況の中で、これから先、下水等の問題としては非常に採算的なものが、工事的なものも出てくると、非常に状況も変わってくるだろうと思いますが、収入を上げるか、経費を削減するかといった状況になるかと思えますけれど、そういったところは今後のやり方としてどのように考えているのかお伺いしたいなと思います。

○議長（平野昭夫君） 建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 先ほども申し上げましたように、令和6年4月1日の地方公営企業会計導入に向けて4特別会計を準備して進めているところです。下水道事業に関しましては、どちらかという、比較的施設が新しいと、料金の設定もある程度全国的に見ても平均より若干上なのかなということで、水道とはまた事情が違ってくるのかなという認識をしております。農業集落排水施設、公共下水道施設、長寿命化計画等も立てておりますので、今後ランニングコストというのは定期的に維持補修する分はやっぱり増えてくるかと思えます。今、4特別会計の財産調査をしておりますので、そのあたりの数字が整理できてから、移行前にどのような決算状況になるのかにもよるのかなと思っております。最初に申し上げましたように、水道関係は今後大型投資が出てくるという形で水道料金の改定の話もさせていただきましたが、下水道に関しては、資産調査の結果、それと今後のランニングコストの調整具合を見ながら検討していく必要はあるかと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですね。ほかに質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 基本的なことの確認ですが、私の認識では水道の使用料に応じて下水道の使用料もそれに準じてその収入、支払額が決まってくるという認識でありますけれども、来年の水道収入はコロナの影響を見越して360万円ほどの減収の見込みということなのですが、下水道は逆に260万円近くの増収見込みということで、これは私の認識からすれば相反しているのではないかと思います、そのあたりはどういう見込みでの予算の決定なのかということと、昨年時点で下水道の加入率が世帯比で約70%ということでしたが、その後1年間でどのくらいの推移があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 水道収入の減収に関しましては、やはり旅館関係、黒川温泉とか周辺の旅館関係の落ち込みが大きいということが一つの要因かと思います。下水道収入には直接影響が出てこない。下水道収入に関しましては、近隣のアパート等もできておりますので、現年の直近の調定を見て、増額見込みができるという判断をさせていただきました。

それと、下水道加入率ですけれど、現在のところ、令和3年度当初の数字になるかと思いますけれど、人口ベースで72.64%、世帯ベースで73.25%という形で若干は増えているかと思いますが、近隣のアパート等の増設等が若干影響してきているのかなと思いますけれど、そういった推移で進んでいるところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第8号、令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 9 号、令和 4 年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 10 号、令和 4 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 11 号、令和 4 年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 議案第 12 号 行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第 7、議案第 12 号、行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 12 号、行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第 12 号、行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。住民サービスの向上を目的として押印原則の見直し等による行政手続の簡素化を図る所要の改正を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に

より、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

本条例は、改正の目的が同じ8つの条例を一括して一部改正する条例でございます。1条ごとに1条例の改正となっておりますので、まず各条の本文のみ読み上げた後、新旧対照表を用いて改正内容を御説明させていただきます。

1ページをおめくりください。行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例。

南小国町議会委員会条例の一部改正。

第1条、南小国町議会委員会条例（平成3年南小国町条例第23号）の一部を次のように改正する。

続きまして、南小国町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正。

第2条、南小国町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年南小国町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。南小国町職員の旅費に関する条例の一部改正。

第3条、南小国町職員の旅費に関する条例（昭和36年南小国町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第4条、固定資産評価審査委員会条例（平成11年南小国町条例第17号）の一部を次のように改正する。

続きまして、南小国町地籍調査による標識等の管理保護に関する条例の一部改正。

第5条、南小国町地籍調査による標識等の管理保護に関する条例（平成6年南小国町条例第29号）の一部を次のように改正する。

4ページ、おめくりください。南小国町寝たきり老人等介護者手当支給条例の一部改正。

第6条、南小国町寝たきり老人等介護者手当支給条例（平成5年南小国町条例第18号）の一部を次のように改正する。

2ページ、おめくりください。南小国町火入れに関する条例の一部改正。

第7条、南小国町火入れに関する条例（昭和60年南小国町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。南小国町公民館使用条例の一部改正。

第8条、南小国町公民館使用条例（平成12年南小国町条例第34号）の一部を次のように改正する。

3ページ、おめくりください。新旧対照表を御覧ください。条ごとに新旧対照表を作成しておりますので、第1条から第8条までそれぞれ改正内容を御説明いたします。

まず、第1条、南小国町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、条文第27条中、下線部分「又は記名押印」を削ります。

次のページをお願いいたします。第2条、南小国町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、別記様式中、氏名の下「印」を削ります。

次のページをお願いいたします。第3条、南小国町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、別記第1号様式中、氏名欄の「印」を削り、併せて決裁欄や年号部分の軽微な改正を行います。

次のページをお願いいたします。第4条、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、条文第7条から第10条中、下線部分「を記載し」を「並びに」に、「がこれに署名押印」を「の氏名を記載」にそれぞれ改め、右側、改正前、条文第11条第1項中「し、委員会が記名押印」を削ります。

次のページをお願いいたします。第5条、南小国町地籍調査による標識等の管理保護に関する条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、様式1号、次ページ、2号及び次ページ、4号中、届出人氏名の「印」及び様式内の年号部分を削ります。

次のページをお願いいたします。第6条、南小国町寝たきり老人等介護者手当支給条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、第1号様式中、申請者氏名の右の「印」を削り、次のページ、右側、改正前、第2号様式中、医師の右の「印」を削ります。

次のページをお願いいたします。第7条、南小国町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、別記様式第1号中、申請者氏名の右の「印」を削ります。

次のページをお願いいたします。第8条、南小国町公民館使用条例の一部を改正する条例につきましては、右側、改正前、条文第2条と第3条の手続を合わせて、左側、改正後、条文の第2条とし、使用条件に関する第3項の規定を加えます。右側、改正前、条文の第3条を削ったことにより、右側、改正前、条文第4条以下は、左側、改正後、条文では1条ずつ繰り上がるため、左側、改正後、条文第3条以下について条ずれを調整する改正をそれぞれに行います。左側、改正条文では第3条に繰り上がる右側、改正前、条文第4条中、「前条」の次に「使用の」を加え、「又はこの条例に基づく規則」を削ります。次のページをお願いいたします。左側、改正条文では第9条に繰り上がる右側、改正前、条文第10条中「き損し」を漢字の「毀損し」に改めるとともに、「き損（亡失）届」を（様式第2号）として加え

ます。左側、改正条文では第10条に繰り上がる右側、改正前、条文第11条中、第4項と第5項の手続を合わせて、左側、改正後、条文第4項とします。2ページ、おめくりください。右側、改正前、第1号様式及び次のページ、第2号様式は、合わせて前ページ、左側、改正後、様式第1号とし、次ページの左側、改正後、様式第2号に「毀損（亡失）届」を加えます。

15ページ前にお戻りください。附則でございます。施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置です。この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の規定に基づいて行った申請、その他の行為は、この条例による改正後の規定により行ったものとみなす。

この条例は、行政手続における押印原則の見直しによりまして、町民の負担軽減と利便性を図ることにより行政サービスの向上へとつながるものであり、地方公共団体として積極的に取り組むように要請されているものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありますか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 職員の旅費に関する条例の一部改正、新旧対照表の中で伺い者の印鑑をなくすのはいいんですけど、決裁された方たちはサインですか、それともまた印鑑なんのでしょうか、教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 内部につきましては、印鑑で決裁を行います。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） そこは印鑑を廃止するとかサインにするというお考えというのは、今のところないんですか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） これは4月1日からやるようになっておりますけれど、今の段階では4月1日からとかはまだございません。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 12 号、行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 13 号 南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第 8、議案第 13 号、南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 13 号、南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第 13 号、南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。徴税吏員等に支給する税務手当の定額月額支給を勤務実績に応じた日額支給に改めるなどの改正を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 39 年南小国町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。

右側、税務手当第3条第2項でございます。「1月につき」を削除いたします。

そして、第4条第1項第2号、下線部「うち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻その」を削除いたします。そして、次の下線部「に対する」を、改正後、左側「確認された場合の」に改正いたします。

下の別表第1（第3条関係）でございますけれども、改正前の「職員の区分、徴税吏員又は分任出納員、税務手当月額、1,500円」というのを、左側の「要件・日額、庁舎外において町税等の徴収、納付相談又は調査を行ったとき、日額600円、庁舎外において財産等の差押え又は差押え物件の引揚げを行ったとき、1,000円」としております。

前のページへお戻りください。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

この条例につきましては、県から、月額支給から実績に応じた日額支給に改めるよう指導を受けておりますので、改正するものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 県からのということでありますけれども、この日額の額の設定も県からの指示での金額になるわけでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） これにつきましては、町のほうでやっております。各町村の状況等も見まして設定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） ここ数年、非常に滞納の分の徴収といいますか、そういった部分でかなり税務課の職員あたりは頑張っていただいて、私が監査委員になった当時よりもかなりの金額の徴収がなされていると思います。その反面、やはり町民から反感といいますか、非常に本人だけではなくて、その家族あたりも厳しい目で見られるような状況も伺っております。その仕事の苦勞に報いるためにも、できるだけ手厚い対応をしてあげたほうがいいと思いますので、そのあたりの金額が妥当であれば別に反対をするわけではありませんけれども、やはり通常の業務とはまた異なった業務になるかと思っておりますので、そのあたりの精査を十分やっていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 現在まで徴税吏員の辞令を持った職員に対して、1月（ひ

とつき)、税務手当を1,500円払っていたところでございます。この改正に伴いまして、今後は、庁舎外において町税等の徴収、納付相談とか、そしてまた財産の差押えまたは差押え物件の引揚げということを行った職員に対して、今度は日額で支払いをするものでございますので、金額的には増えるのかなと思っております。

以上です。

○議長(平野昭夫君) はい、3番、井野和哉議員。

○3番(井野和哉君) それから、阿蘇郡市内各連携をして、例えば他町村のそういった徴収あたりに出向いた際は何か別にそういった手当等があるのでしょうか。

○議長(平野昭夫君) はい、税務課長。

○税務課長(松岡 洋君) 他町村との差押え等の連携につきましては、特に別段手当というものはございませんで、今までどおりというか、今回の徴税吏員の手当のみでございました。

以上です。

○議長(平野昭夫君) はい、3番、井野和哉議員。

○3番(井野和哉君) では、町内、町外にかかわらず、そういう徴収等を行った場合は、この日額を追加するという今後の対応、形でいいわけですね。

○議長(平野昭夫君) はい、税務課長。

○税務課長(松岡 洋君) 町外におきましては、隣接町村以外は旅費で対応しております。

以上です。

○議長(平野昭夫君) いいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平野昭夫君) ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平野昭夫君) 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平野昭夫君) 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第13号、南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

1時まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

—————○—————

日程第9 議案第14号 南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第9、議案第14号、南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第14号、南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第14号、南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について。

南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例を別紙のように定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。住民サービスの向上を図ることを目的とした押印原則の見直し等に併せて実施した本町例規の点検結果により不要となった条例を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

1号、南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例（昭和60年南小国町条例第9号）。

2号、南小国町テレビジョン共同受信施設の設置費用負担金徴収条例（昭和57年南小国町条例第23号）。

3号、南小国町部落運動場設置事業補助金交付条例（昭和53年南小国町条例第22号）。

4号、南小国町山村地域農林漁業特別対策事業負担金徴収条例（昭和49年南小国町条例第22号）。

5号、南小国町特定中山間地域保全整備事業推進協議会設定条例（平成12年南小国町条例第28号）。

6号、南小国町農用地整備公団事業負担金等徴収条例（昭和57年南小国町条例第16号）。

7号、南小国町農村婦人健康生活施設の設置及び管理に関する条例（昭和63年南小国町条例第17号）。

8号、南小国町草地改良事業負担金の賦課徴収に関する条例（昭和43年南小国町条例第8号）。

9号、南小国町・県畜産開発公社営畜産基地建設事業分担金徴収条例（平成5年南小国町条例第22号）。

10号、南小国町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例（平成4年南小国町条例第16号）。

11号、南小国町交通指導隊の設置に関する条例（平成6年南小国町条例第17号）。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

この条例につきましては、施設の廃止、事業完了により必要がなくなったため、廃止をするものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 第9号の県畜産開発公社営畜産基地建設事業分担金徴収という項目の、ここは、現在、水道設備が残っていますよね。あれはどういう関係になっているのでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） すみません、水道施設と言われましたか。基本的に県の管理下であったものを、今、町に払下げになって、総務課の管財が管理しています。現実的にその水道部分に関しては恐らく単純に移管を受けただけであって、使用者としてはそこを賃貸している人が実際的には使っている。正直、現実的に今使っているかどうかというのは分からないところもあるんですけども、そういった管理下のもとではあるんですけども、あくまでもこの分担金の徴収条例という形に

なっていますので、そこは問題ないのかと思っています。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第14号、南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第15号 南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第10、議案第15号、南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第15号、南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第15号、南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。個人情報保護法の改正に伴う条例改正をするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

南小国町個人情報保護条例（平成16年南小国町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

まず、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、個人情報保護関係3法が整理されることに伴い、右側、改正前、条文第2条第1号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改めます。

次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、右側、改正前、条文第2条第3号中、第2項の次に「これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。」を加えます。

次に、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、右側、改正前、条文第25条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「もしくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者」に改めます。

次のページをお願いいたします。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、右側、改正前、条文第25条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改め、右側、改正前、条文第35条第1項中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改めます。

2ページ、お戻りください。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

この条例改正につきましては、個人情報保護法の改正に伴いまして、これらの法令を引用している本条例の改正が必要となるものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第15号、南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第16号 南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第11、議案第16号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第16号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第16号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条例改正をするために、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南小国町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正により、本条例にて引用している箇所条ずれが生じるため、右側、改正前、条文、下線部の第1条中「第19条第8号」及び第5条第1項中「第19条第9号」をそれぞれ「第19条第11号」に改めるものです。

前のページにお戻りください。附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

この条例についても行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴い、本条例で条文を引用している箇所があるため、改正が必要となるものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第16号、南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 7 号 南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第 1 2、議案第 1 7 号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 1 7 号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第 1 7 号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 3 月 8 日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、火薬取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）に基づく事務を所掌するに当たり、条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町手数料条例の一部を改正する条例。

南小国町手数料条例（平成 1 2 年南小国町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございます。改正前、第 2 条第 1 項第 1 号から第 2 2 号ございますけれども、そこに改正後に「第 2 3 号、県条例の規定に基づき本町が処理する火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査手数料（火薬類譲渡許可申請手数料） 1 件につき 1, 2 0 0 円。第 2 4 号、県条例の規定に基づき本庁が処理する火薬類取締法第 1 7 条第 1 項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査手数料（火薬類譲受許可申請手数料）。ア、火薬類が火工品のみの場合、1 件につき 2, 4 0 0 円。イ、火薬類（火工品を除く）の数量が 2 5 キログラム以下の場合、1 件につき 3, 5 0 0 円。ウ、その他の場合、1 件につき 6, 9 0 0 円。」を追加するものでございます。

前のページをお願いいたします。この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この条例につきましては、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴いまして、火薬類取締法に基づく事務、具体的には砕石場やトンネル工事等の際に爆発等を利用する場合の許可を所掌するに当たり、本条例の一部

を改正する必要があるものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第17号、南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第18号 南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第13、議案第18号、南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第18号、南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。民生の安定と福祉の増進のため、社会公共の利益に反することとなる

暴力団員等への公共施設の利用に関し使用を制限するために条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例。

南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成１５年南小国町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表でございます。第３条中「第８号、南小国町温泉館（昭和５４年南小国町条例第８号）」を削除します。そして、第９条から第１７条まで１号ずつ繰上げを行いまして、改正後、左側、第１７号に「南小国町きのか菌床培養等施設（平成７年南小国町条例第３７号）」、第１８号に「南小国町木材拠点施設（平成２９年南小国町条例第４号）」、第１９号に「南小国町営農林業担い手住宅（令和２年南小国町条例第２０号）」の３つを加えるものでございます。その次の改正前の第１８号から第２０号を第２０号、第２１号、第２２号と繰り下げるものでございます。

前のページをお願いいたします。附則、この条例は、公布の日から施行する。

本条例は、社会公共の利益に反することとなる暴力団員等への公共施設の利用に関し使用を制限するための条例であり、今回の改正では対象施設に含まれていなかった施設を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをします。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第１８号、南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 14 議案第 19 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（平野昭夫君） 日程第 14、議案第 19 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 19 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第 19 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 6 月 30 日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 3 月 8 日提出、南小国町長、高橋周二。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 3 条第 10 号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。

附則、施行期日、この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

経過措置、改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第 2 の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに新旧対照表がつけてありまして、変更後には「宇城市」が削られているというものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第19号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第20号 南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第15、議案第20号、南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第20号、南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定については、教育委員会事務局長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 議案第20号、南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

提出理由。南小国町立学校教職員住宅の入居資格を明確にするため、かつ、へき

地学校教職員住宅黒川団地（通称黒川教職員住宅）３戸のうち１戸を用途廃止、所管移転を行い、南小国町営農林業担い手住宅へと用途変更したいため、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例。

南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例（昭和４３年南小国町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。新旧対照表になっております。

右側、改正前の第４条中、下線部の「条件を具備する者でなければならない」を「各号に掲げる者とする」に改めます。同条の第１号中の「学校教職員及び学校事務職員又は１か月以内に本町立小中学校に勤務する学校教職員及び学校事務職員であること」を「職員」に改めます。同条に次の１号という形で第２号です。「前号に定める者のほか、教育行政に携わる者のうち町長が特に必要と認める者。」を加えます。

続きまして、別表第２の部分になりますが、下部のところですが。戸数のところを「３戸」から「２戸」へ改める形になります。

前のページにお戻りください。附則です。この条例は、令和４年４月１日から施行する。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、３番、井野和哉議員。

○３番（井野和哉君） 黒川教職員住宅は３戸ありますけれども、どの建物を用途変更を行うのか。それから、所管が変わりますけれども、維持管理はそれぞれの所管の部署で行うのか。使用者が教職員と農林業従事者の形になるかと思いますが、その維持管理あたりをどういうふうに考えておられるのか、お伺いします。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 建物につきましては、道路から下りてきまして、奥まっている形の１、２、３棟、奥からＡ、Ｂ、Ｃという形になってしまいます。手前からいくとＣ棟、Ｂ棟、Ａ棟となるんですけど、一番奥のＡ棟を所管の移管を考えているところです。

それから、管理につきましては、農林課のほうで一番奥の部分の管理等々は行っていただくことになります。教育委員会では手前のＣとＢの２棟を管理ということになっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 住宅敷地内の除草等は、今までは教育委員会の予算の中でシルバー人材センターなりに委託して整備をしていたかと思いますが、そのあたりの割合は1対2という形で維持管理を考えておられるのか、その点をお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 維持管理の部分になりますが、除草作業は道路下ののり面部分の除草を行っておりました。こちらは、引き続き教育委員会のほうで発注を考えております。

それから、併せまして浄化槽が3戸で1つの浄化槽となっております。こちらも基本的には教育委員会のほうで管理を行っていく形になると考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをします。討論もないようですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第20号、南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第21号 南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第16、議案第21号、南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第21号、南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定については、農林課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 議案第21号、南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。南小国町へき地学校教職員住宅黒川団地（通称黒川教職員住宅）3戸のうち1戸の所管移転を行い、南小国町営農林業担い手住宅へと用途変更したいため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページになります。南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例。

南小国町営農林業担い手住宅条例（令和2年南小国町条例第20号）の一部を次のように改正する。

次のページをお願いいたします。右側、改正前におきまして、第2条、第8条それぞれに別表第1、別表第2を記しておりましたが、改正後、それを1つにしめて、その上で黒川の住宅分を1戸追加するという形で改正を考えております。

令和2年度より農林課において農林業担い手住宅を実施しておりまして、現在、満願寺施設住宅のほうで2戸の住宅を提供し、いずれも使用されているところでございます。今回の移転替えに伴いまして、農林業者への町営住宅の追加提供という形でしたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第21号、南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

2時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第17 議案第22号 令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）

○議長（平野昭夫君） 日程第17、議案第22号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第22号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第22号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）。

次のページをお願いいたします。令和3年度南小国町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億7,420万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億8,842万8,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費。款、総務費、項、総務管理

費、事業名、工事協力等請求調停委託料26万4,000円、南小国町地籍調査事業8,225万6,000円、マイクロ水力発電施設導入実証事業補助金500万円。戸籍住民基本台帳費、住民記録システム改修業務211万2,000円。農林水産業費、農業費、令和3年度団体営農業農村整備事業1,100万円、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業20万円。林業費、親水公園トイレ給水工事78万6,000円、親水公園ボーリング工事268万円、林道維持事業400万円。商工費、商工費、南小国町3倍返し宿泊券発行事業補助金712万3,000円、南小国町「観光」商品券発行事業補助金950万円。土木費、道路橋梁費、町道瓜上矢田原線道路改良工事8,000万円、道路メンテナンス事業850万円、道路舗装事業500万円。河川費、河川維持事業130万円。住宅費、南小国町営市原団地2号棟外壁等改修事業1,399万4,000円、南小国町民間賃貸住宅確保プロジェクト補助金1,200万円。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、令和2年発生農地等災害復旧事業7,847万5,000円、公共土木災害復旧費、令和2年発生公共土木施設災害復旧事業4億157万1,000円。

次のページをお願いいたします。第3表、地方債補正。起債の目的、過疎対策事業債、今回830万円を減額し、7,690万円とするものでございます。現在の利率は0.2%でございます。緊急自然災害防止対策事業債、今回400万円を増額し、400万円とするものでございます。利率は0.7%でございます。一般単独災害復旧事業債2,647万円を減額し、4,000万円とするものでございます。現在の利率は0.5%でございます。小災害復旧事業債660万円を減額し、120万円とするものです。ただいまの利率0.03%でございます。臨時財政対策債、今回2,473万5,000円を減額し、6,553万9,000円とするものでございます。利率は0.5%でございます。緊急浚渫推進事業債、今回1,200万円を減額し、ゼロとするものでございます。公共施設等適正管理推進事業債、今回50万円を減額し、4,380万円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。歳入でございます。

町税、町民税、個人、今回1,662万円を増額し、1億1,740万9,000円とするものでございます。現年課税分の増でございます。法人、今回1万1,000円を減額し、1,560万2,000円とするものでございます。滞納繰越分の減でございます。

次のページをお願いいたします。町税、入湯税、入湯税、今回645万円を減額し、3,000万円とするものでございます。見込みによる減でございます。

次のページをお願いいたします。地方交付税、地方交付税、地方交付税、今回8,201万5,000円を増額し、20億7,049万9,000円とするものでござ

います。普通交付税の追加交付分でございます。

次のページをお願いいたします。分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、今回633万9,000円を減額し、1億5,002万2,000円とするものでございます。主なものは、施設型保育給付費個人給付相当分640万円の減となっております。

災害復旧費負担金、今回65万円を減額し、176万4,000円とするものでございます。農林水産施設災害復旧費負担金でございます。

衛生費負担金、今回9,000円を減額し、2万1,000円とするものです。養育医療費個人負担金でございます。

次のページをお願いいたします。使用料及び手数料、使用料、民生使用料、今回33万2,000円を減額し、94万円とするものです。介護保険関連サービス施設使用料の実績による減でございます。

土木使用料、今回125万2,000円を減額し、4,599万円とするものでございます。これにつきましても実績による減でございます。

教育使用料、今回14万6,000円を減額し、216万4,000円とするものでございます。実績による減でございます。

次のページをお願いいたします。手数料、衛生手数料、今回4万5,000円を減額し、16万5,000円とするものでございます。これも実績による減でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、今回345万7,000円を減額し、1億2,723万7,000円とするものでございます。主なものは、児童福祉負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増でございます。続きまして、障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金594万3,000円の減でございます。

続きまして、災害復旧費国庫負担金、今回3億2,730万1,000円を減額し、3億8,474万7,000円とするものでございます。理由といたしまして、精算及び不調によるものでございます。

続きまして、衛生費国庫負担金、今回7万4,000円を増額し、2,622万円とするものでございます。主なものは、保険基盤安定負担金の増でございます。

次のページをお願いいたします。国庫補助金、民生費国庫補助金、今回2,651万5,000円を減額し、1億2,276万6,000円とするものでございます。主なものは、社会福祉費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金、対象見込み世帯の減に伴うものでございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金200万円の減、これも実績による減でございます。

衛生費国庫補助金、今回99万6,000円を減額し、1,227万5,000円とするものでございます。保健事業費補助金、事業変更のための減でございます。

土木費国庫補助金1,043万8,000円を減額し、6,253万2,000円とするものでございます。主なものは、社会資本整備総合交付金、空き家再生等推進事業で対象物件等がなかったための事業費の減でございます。

教育費国庫補助金、今回67万2,000円を減額し、337万9,000円とするものでございます。寄宿舍居住補助金、実績による減でございます。

総務費国庫補助金、今回227万2,000円を増額し、1億2,267万8,000円とするものでございます。個人番号カード交付事務費補助金の減でございます。

続きまして、次のページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金233万4,000円の増でございます。国庫補助金、補助裏分の追加交付分でございます。

次のページをお願いいたします。委託金、総務費委託金、今回83万6,000円を減額し、384万4,000円とするものでございます。選挙費委託金で衆議院議員選挙の実績による減でございます。

民生費委託金、今回2,000円を増額し、163万8,000円とするものでございます。事業実績増に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、県負担金、民生費負担金、今回220万7,000円を減額し、5,315万7,000円とするものでございます。主なものは、子どものための教育・保育給付費県費負担金の増でございます。また、障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費県費負担金の減でございます。

衛生費負担金、今回148万3,000円を減額し、3,096万6,000円とするものでございます。保険基盤安定負担金の実績による減でございます。

農林水産業費負担金、今回88万4,000円を減額し、142万9,000円とするものでございます。農業委員会交付金の減によるものです。

次のページをお願いいたします。県補助金、総務費補助金、今回3,884万6,000円を増額し、9,436万8,000円とするものでございます。地籍調査費補助金、国交付金の前倒しによる増でございます。それと、移住支援金補助金150万円の減、実績によるものでございます。

民生費補助金、今回285万4,000円を減額し、931万4,000円とするものでございます。主なものは、障害者福祉補助金、熊本県障害者住宅改造助成事業費補助金、実績見込みによる減でございます。それと、老人在宅福祉事業補助金、住宅改造助成事業補助金、実績による減でございます。児童福祉補助金、一時預か

り事業県補助金、補助対象減額に伴う減でございます。次のページ、保健事業費補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金、補助基準減額のための減でございます。

続きまして、農林水産事業費補助金、今回384万9,000円を減額し、1億1,367万5,000円とするものでございます。農業関係補助金、主なものは、農業次世代人材投資事業補助金、実績によるものでございます。林業関係補助金13万2,000円、鳥獣被害防止総合対策緊急捕獲支援交付金増によるものでございます。

土木費補助金、今回535万6,000円を減額し、72万9,000円とするものでございます。主なものは、熊本県空き家活用促進モデル事業補助金、実績による減でございます。続きまして、土砂災害危険性住宅移転促進事業補助金300万円、実績による減でございます。

続きまして、教育費補助金20万円を減額し、44万4,000円とするものでございます。次のページをお願いいたします。水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、事業中止に伴う減でございます。

続きまして、災害復旧事業補助金、今回4,711万円を減額し、1億1,312万円とするものでございます。これにつきましても実績による減でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、委託金、総務費委託金、今回14万4,000円を減額し、533万2,000円とするものでございます。経済センサス活動調査委託金、実績による減でございます。

民生費委託金、今回5,000円を増額し、5,000円とするものでございます。今年度の均等割分の増額でございます。

次のページをお願いいたします。財産収入、財産売却収入、不動産売却収入、今回431万5,000円を増額し、1,939万4,000円とするものでございます。直営林売却収入の深久保地区の直営林、材積と単価増による増でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回4,714万4,000円を減額し、0円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。14億3,206万503円。数字で申し上げます。1432060503でございます。

地域福祉基金繰入金、今回74万4,000円を減額し、180万6,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。1億6,030万8,629円。数字で申し上げます。160308629でございます。

ふるさと納税基金繰入金、今回4,615万5,000円を減額し、3億549万5,000円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。6億

5,165万7,318円でございます。数字で申し上げます。651657318でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入、雑入、受託事業収入、今回6万円を増額し、1,225万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、保育園広域入所受託料、児童増に伴う増でございます。

続きまして、雑入でございます。今回18万7,000円を減額し、1,688万7,000円とするものでございます。保育園職員賄料収入、実績による減でございます。

次のページをお願いいたします。町債、町債、過疎対策事業債、今回830万円を減額し、7,690万円とするものでございます。

一般単独事業債、今回400万円を増額し、400万円とするものでございます。

災害復旧事業債、今回3,307万円を減額し、9,310万円とするものでございます。

臨時財政対策債、今回2,473万5,000円を減額し、6,553万9,000円とするものでございます。

緊急浚渫推進事業債、今回1,200万円を減額し、0円とするものでございます。

公共施設等適正管理推進事業債、今回50万円を減額し、4,380万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、議会事務局長。

○議会事務局長（河本孝博君） 続きまして、歳出でございます。

31ページをお願いいたします。議会費、議会費、議会費、今回430万3,000円を減額し、5,972万5,000円とするものです。主な要因といたしましては、支給率改定に伴います議員期末手当の減額、また新型コロナウイルス感染症拡大防止による職員並びに議員の研修中止に伴います普通旅費及び費用弁償の減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 総務費、総務管理費、一般管理費、今回478万3,000円を増額し、2億1,254万8,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、負担金補助及び交付金、南小国町派遣職員給与等負担金でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、文書広報費です。今回5,000円を減額し、489万2,000円とするものです。内容としましては、需用費5,000円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会と併せて開催される情報交換会等が中止となったことに伴います実績による食糧費の減額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、会計管理者。

○会計管理者（松岡 洋君） 続きまして、会計管理費です。今回2万1,000円を減額し、748万円とするものです。新型コロナウイルスの影響により会議等が中止になったことに伴う旅費の減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 財産管理費です。今回186万6,000円を増額し、2億9,104万4,000円とするものでございます。主なものは、委託料、次のページをお願いいたします。町有林素材生産委託料202万5,000円の増でございます。

続きまして、諸費、今回92万6,000円を減額し、1,036万7,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、部分林地元交付金、実績による減でございます。

続きまして、財政調整基金費でございます。今回1億1,529万円を増額し、5億5,683万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、財政調整基金積立金、歳出減に伴う積立てでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回3,746万円を減額し、1億3,286万6,000円とするものです。

主な要因としましては、報償費627万円の減額。それぞれの項目におきまして実績並びに実績見込みに伴う諸謝金、報奨金の減額です。

旅費88万円の減額。新型コロナウイルス感染症の影響により中止もしくはオンライン開催となった研修会等に係る実績による普通旅費の減額、総合計画策定推進協議会開催実績に伴います費用弁償の減額です。

委託料471万5,000円の減額。地域おこし協力隊支援業務委託料につきましては、新規2名分の採用がなかったことに伴います320万円の減額、空き家活用住宅整備設計監理業務委託料につきましては、対象がなかったことに伴います実

績なしによる全額減額となります。移住定住支援コーディネーター業務委託料につきましては、実績に伴う減額です。令和3年度ふるさと便業務委託料につきましては、実績に伴う減額です。

工事請負費1,475万円の減額。空き家活用住宅整備工事、不良空き家解体撤去工事ともに対象となる空き家がなかったことに伴います実績による全額減額です。

備品購入費150万円の減額。小国郷公共交通会議によりコミュニティバス導入に係る10人乗りハイエース購入の見積入札による入札残によります備品購入費の減額です。

負担金補助及び交付金895万5,000円の減額。各負担金におきまして、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会負担金、イーズ未来共創フォーラム参加料、エネルギー関係視察研修負担金、ローカルベンチャー事業参加負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止や縮小もしくは研修会の視察研修等の中止に伴う減額となります。各補助金につきましては、「日本で最も美しい村」づくり補助金、夢チャレンジ補助金、きよら祭り補助金、家財撤去補助金、引っ越し補助金、移住支援金補助金、太陽光発電設備等導入促進補助金につきましては、実績、実績見込みに伴います補助金の減額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 続きまして、地籍調査費です。今回5,737万2,000円を増額し、1億4,471万円とするものです。国の補正予算を受け、令和4年度申請分を前倒しにより追加することに伴う補正です。令和3年度予算の補正ではありませんが、事業自体は繰越しにより実施をいたします。なお、減額となっている費目は、令和3年度予算の実績に伴う補正となっております。

各費目の説明です。

報償費238万5,000円を増額です。調査に協力していただける地元選出の推進員さんへの日当でございます。

旅費2万円の減額です。令和3年度の研修会等が中止になったことに伴う減額でございます。

需用費59万7,000円を増額です。調査に必要な事務用品や公用車の燃料代並びに推進員さんの懇親会のための食糧費でございます。

役務費55万7,000円を増額です。地籍調査支援システムの保守手数料と傷害保険の保険料でございます。

委託料5,278万7,000円を増額です。一筆地調査及び測量に係る委託料の増額でございます。

工事請負費 5 万 8, 0 0 0 円の減額です。令和 3 年度の実績に伴う減額でございます。

備品購入費 4 万 5, 0 0 0 円の増額です。事務用ラベル印刷機の購入費です。

負担金補助及び交付金 3 万 2, 0 0 0 円の減額です。令和 3 年度実績に伴う負担金の減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、CATV運営事業費です。今回 5 万円を減額し、4, 2 9 6 万 7, 0 0 0 円とするものです。内容としましては、情報推進化協議会へアドバイザーを新型コロナウイルスの影響で招聘しなかったことに伴います報償金の減額です。

続きまして、情報電算管理費です。今回 1 6 4 万 3, 0 0 0 円を減額し、4, 0 7 5 万 6, 0 0 0 円とするものです。内容としましては、役務費 3 2 万 7, 0 0 0 円の減額、総合行政システム機器保守業務委託料の機器交換に伴う減額、並びに P C 等機器の廃棄手数料の実績に伴う減額です。委託料 1 3 1 万 6, 0 0 0 円の減額です。総合行政システムのアプリケーションソフト利用、並びに総合行政システムの改修に係る電算関係運営支援委託料の実績に伴う減額、並びに自治体間行政ネットワークであるイントラネット保守点検業務委託料の実績に伴う減額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 財政管理費です。今回 1 5 万 1, 0 0 0 円を減額し、1 0 億 5 4 1 万円とするものでございます。内容といたしましては、研修会等に参加しなかったための旅費の減でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 3 7 ページをお願いいたします。総務費、徴税費、税務総務費です。今回 1 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、5, 7 9 5 万 4, 0 0 0 円とするものです。新型コロナウイルスによる研修会等の中止に伴う旅費及び食糧費の減額でございます。

続きまして、賦課徴収費、今回 2 0 万 4, 0 0 0 円を減額し、1, 4 5 7 万 2, 0 0 0 円とするものです。こちらも同様に新型コロナウイルスによる研修会等の中止に伴う旅費及び食糧費、並びに研修会負担金の減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 38ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回36万2,000円を減額し、4,457万円とするものです。内容としましては、時間外勤務手当の15万円減額、普通旅費の12万円減額、食糧費の3万円減額、通信運搬費の6万2,000円の減額になります。時間外勤務手当は実績によるものですが、それ以外につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による来庁者の減と研修会等の中止によるものです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 39ページをお願いいたします。総務費、選挙費、衆議院議員選挙最高裁国民審査費、今回75万7,000円を減額し、367万6,000円とするものでございます。10月に実施された衆議院議員選挙最高裁国民審査の実施に伴う減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 40ページをお願いします。統計調査費、統計調査総務費です。今回16万8,000円を減額し、36万2,000円とするものです。いずれの費目につきましても統計調査実績に伴います減額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、議会事務局長。

○議会事務局長（河本孝博君） 41ページをお願いいたします。監査委員費、監査委員費、今回50万9,000円を減額し、76万3,000円とするものです。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による職員並びに監査委員の研修中止に伴います普通旅費及び費用弁償の減額でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 42ページを御覧ください。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回2,415万円を減額し、1億3,315万8,000円とするものです。報償費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により男女共同参画講演会の中止による減額でございます。需用費につきましては、各種懇親会等の中止による減額でございます。負担金補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、支給対象見込み世帯の減による減額でございます。

続きまして、老人福祉費です。今回653万4,000円を減額し、3,371万1,000円とするものです。需用費の食糧費につきましては、老人宿泊研修全体会の中止に伴う減でございます。委託料につきましては、介護予防生活支援事業委

託、緊急通報システム整備事業委託料ともに実績による減額でございます。使用料及び賃借料の車借上げ料につきましては、老人宿泊研修一部中止に伴う減額でございます。負担金補助及び交付金につきましては、寝たきり老人等介護者手当、住宅改造助成事業補助金、老人宿泊研修会補助金、敬老祝金ともに実績による減額でございます。扶助費につきましても、老人保護措置費、介護用品支給費ともに実績による減額でございます。

続きまして、障害者福祉費です。今回1,341万5,000円を減額し、1億9,327万3,000円とするものです。報償費の相談員謝礼につきましては、実績による減額でございます。負担金補助及び交付金の障害者住宅改造助成金につきましても、実績による減額でございます。43ページをお願いいたします。扶助費の自立支援医療（更生医療）診療報酬、重度心身障害者医療費助成金につきましては、ともに実績による減額でございます。地域生活支援事業費につきましては、実績による10万円の増額でございます。障害福祉サービス費につきましては、実績による減額でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 続きまして、国民年金事務費です。今回2万6,000円を減額し、45万3,000円とするものです。内容としましては、研修中止に伴う旅費の減額です。

続きまして、人権対策費です。今回6万2,000円を減額し、12万1,000円とするものです。内容としましては、人権対策関係行事の中止に伴う食糧費4万2,000円の減額と、新型コロナウイルス感染症によって活動減となりました更生保護女性会の補助金2万円の辞退による減額になります。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 続きまして、介護保険関連サービス施設管理費です。今回842万2,000円の財源組替でございます。

次のページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費です。今回1,061万8,000円の財源組替でございます。

続きまして、児童措置費です。今回911万5,000円を減額し、2億7,607万6,000円とするものです。役務費の通信運搬費でございますが、実績見込みによる減額でございます。負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金につきましては、認定こども園利用園児数の増に伴う100万円の増額でございます。施設型給付費公立保育園負担金につきましては、園児の増減に伴う減額でございます。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、実績見込みによる減額でございます。低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましても、実績による減額でございます。扶助費につきましては、児童手当、子育てのための施設等利用給付費ともに実績見込みによる減額でございます。

続きまして、母子父子福祉費です。今回60万円を減額し、242万6,000円とするものです。ひとり親家庭等医療費助成金につきましては、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回375万1,000円を減額し、1億8,551万9,000円とするものです。修繕料につきましては、市原保育園の屋根の修理を今回見送りましたので、減額としております。賄材料費につきましては、実績見込みによる減額でございます。

45ページをお願いいたします。民生費、災害救助費、災害救助費です。今回810万3,000円を減額し、1,318万7,000円とするものです。負担金補助及び交付金の熊本地震復興基金被災宅地復旧支援補助金、令和2年7月豪雨宅地復旧補助金ともに減額でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 46ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回467万5,000円を減額し、2億9,215万4,000円とするものです。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による会議・研修会の中止に伴う委員報酬9,000円、講師謝礼6万円、旅費10万3,000円、食糧費5万8,000円の減額になります。また、委託料は、胃がん検診など、各委託料の実績に伴う減額になっております。36万1,000円減額しております。負担金補助及び交付金につきましては157万9,000円の増額なんです。こちらは小国町外一ヶ町公立病院組合負担金の増額によるもの、成人歯周疾患健診補助金の実績に伴う減額によるものです。47ページをお願いします。引き続きですが、扶助費の190万円につきましては、子育て支援医療費助成金の実績に伴う減額になります。繰出金は376万3,000円の減額になりまして、国民健康保険特別会計繰出金518万9,000円の減額と、介護保険特別会計繰出金142万6,000円の増額によるものです。

続きまして、予防費です。今回45万7,000円を減額し、5,379万4,000円とするものです。内容としましては、研修等の中止に伴う旅費の減額2万円と、子供さん分の予防接種の実績に伴う43万7,000円の減額です。

続きまして、環境衛生費です。今回272万7,000円を増額し、1億9,61

4万円とするものです。内容につきましては、不法投棄パトロール中止に伴う報償費の5,000円の減額と、会議・研修会の中止に伴う旅費の5万円の減額、繰出金、水道特別会計繰出金578万5,000円の増額、特定地域生活排水処理特別会計繰出金9万6,000円の増額、公共下水道特別会計繰出金309万9,000円の減額です。

続きまして、後期高齢者医療費です。今回1万円を減額し、8,665万円とするものです。こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の1万円減額になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 48ページになります。農林水産業費、農業費、農業委員会費、今回77万4,000円を減額し、581万6,000円とするものです。主なものとしまして、報酬、委員報酬ですけれども、能率給と言われる活動実績に要する報酬の実績による減。続きまして、備品購入費20万円ですけれども、県内全ての農業委員会に対しまして、県農業会議からの補助を財源として現地調査等でのタブレットを導入、5台になるんですけれども、その予算を計上しております。県の補正予算対応となっておりますので、繰越事業として実施をすることにしております。

続きまして、農業総務費、今回507万5,000円を減額し、8,461万6,000円とするものです。主なものとしまして、報償費、旅費、負担金補助及び交付金に記載のある部分なんですけど、実績による減、それと開催回数等の減、中止等に伴う減となっております。49ページになります。繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金10万円の減です。

続きまして、農業振興費、今回2,349万6,000円を減額し、1億4,532万8,000円とするものです。主なものとしまして、委託料、図面作成等委託料なんですけれども、中山間直接支払いおける変更図面作成で、結果、変更がなかったことによる全額減、負担金補助及び交付金2,305万6,000円ですけれども、それぞれ実績に伴う減としております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 引き続き、49ページです。自然休養村センター管理費です。今回補正額21万円を減額しまして、353万3,000円とするものです。主な内容につきましては、光熱水費の実績見込みによる減額となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、都市農村交流費です。今回13万6,000円を減額し、0円とするものです。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響による楠団地との交流事業中止に伴う全額減額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 50ページになります。交流促進センター管理費、今回補正はございません。財源組替です。一般財源にしていたものをふるさと納税の基金を充てるということで財源組替を行っております。

51ページになります。林業費、林業振興費、今回2,122万円を減額し、6,395万7,000円とするものです。報償費に関しましては、開催回数の減によるものでございます。続きまして、委託料40万7,000円、工事請負費1,823万4,000円の減に関しましては、ファブラボの木材拠点施設におきまして倉庫建築、外構工事等を行うべく入札等を実施しましたが、結果、不落となり、その後の調整等におきましても現予算範囲の中では喫緊の資材の購入等の単価増等に伴いまして、今回全て見送るという形にしておりますが、委託料につきましては実施設計等まで行っておりますので、それ以外の部分を減としております。続きまして、負担金補助及び交付金186万8,000円の減ですけれども、実績による減、それと鳥獣被害防止総合対策緊急捕獲支援交付金につきましては交付金枠の増ということで13万2,000円の増となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 入会林野等整備事業費、今回10万4,000円を減額し、0円とするものでございます。事業申請がなかったため、全てを減額するものです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 52ページです。治山事業費、今回12万円を減額し、16万3,000円とするものです。治山林道協会負担金、本年度精算による減額です。

林道維持費、今回200万円を減額し、514万4,000円とするものです。工事請負費、林道維持工事につきまして、本年度実績減額による次年度計上等による減額になっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 53ページをお願いします。商工費、商工費、商工振興費です。今回378万円を減額し、8,409万1,000円とするものです。内容としましては、需用費169万2,000円の減額、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として配布しました抗原検査キット並びにアルコールディスペンサーの見積入札残に伴う消耗品費の減額です。役務費40万円の減額、郵便代実績に伴う通信運搬費の減額です。負担金補助及び交付金168万8,000円の減額、新型コロナウイルスに係る飲食店への営業時間短縮要請協力金の市町村一部負担金の実績に伴う減額です。

続きまして、観光費です。今回335万円を減額し、6,864万5,000円とするものです。内容としましては、旅費30万円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会・イベント等を中止、オンライン開催へと変更になったことに伴う職員の普通旅費の減額です。負担金補助及び交付金305万円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施ができなかったことに伴いますやまなみハイウェイ観光連絡協議会負担金、並びにシェアバイク実証事業負担金の減額、並びに実績に伴います観光促進事業補助金の減額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 54ページです。土木費、土木管理費、土木総務費、今回445万円を減額し、7,240万3,000円とするものです。負担金補助及び交付金、いずれも実績による減、申請取止め等による減額となっております。

55ページをお願いします。道路橋梁費、道路橋梁総務費、今回50万円を減額し、267万4,000円とするものです。道路台帳修正委託料、実績による減額です。

道路維持費、今回1,600万円を減額し、5,092万2,000円とするものです。工事請負費、災害復旧事業による労務者等不足のための未発注、執行残となっております。

道路新設改良費、今回2,025万円を減額し、8,127万円とするものです。役務費、委託料とも執行残による減額です。工事請負費につきましても執行残、実績等による減額となっております。

橋梁維持費、今回195万円を減額し、2,205万円とするものです。委託料、道路メンテナンス事業委託料、精算による減額です。

56ページをお願いします。河川費、河川総務費、今回2,300万円を減額し、873万円とするものです。委託料400万円の減、支障木伐採委託料につきまし

ては、当初は森林組合等の委託を考えておりましたが、建設業者による機械使用料等に対応できたための減額となっております。工事請負費１，９００万円の減額につきましても、河川掘削工事１，２００万円の減、河川維持工事７００万円の減、災害復旧事業や機器使用料等に対応できたための減額となっております。

５７ページをお願いします。住宅費、住宅管理費、今回補正の増減はございません。財源組替です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） ５８ページをお願いいたします。消防費、消防費、非常備消防費、今回１５２万円を減額し、１億１，８７７万７，０００円とするものでございます。コロナ禍における事業中止、縮小のための減でございます。旅費、需用費、負担金補助及び交付金ともに減額をしております。

続きまして、災害対策費、今回１万円を減額し、６９３万円とするものでございます。食糧費の実績による減でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） ５９ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、教育委員会費です。今回補正額１２万７，０００円を減額し、９３万２，０００円とするものです。負担金補助及び交付金の減となっております。補助金の確定及び負担金の実績による減額となります。

続きまして、事務局費です。今回補正額１２４万１，０００円を減額しまして、９，８２１万１，０００円とするものです。内容につきましては、報償費、講演会・研修会等が開催できなかったことに伴います講師謝礼の減額です。旅費１１万３，０００円も同様に会議等の中止による出張の減による実績の減額です。需用費、食糧費についても同様、会議の中止に伴いましての減額です。負担金補助及び交付金につきましても、負担金の確定に伴います減額です。貸付金につきましては、新規認定の実績なしに伴いまして減額としております。

続きまして、教職員住宅管理費です。今回補正額９万円を減額し、８０万９，０００円とするものです。内容につきましては、施工実績に伴います減額です。

次のページをお願いいたします。６０ページです。小学校費、学校管理費です。今回補正額１８２万６，０００円を減額し、１億５２２万２，０００円とするものです。内容につきましては、需用費、実績見込みに伴います光熱水費の減額です。委託料は、各種委託の実績に伴います減額となっております。使用料及び賃借料につきましては、車借上げ料です。実績に伴いましての減額です。続きまして、工事請

負費です。入札及び施工実績に伴います減額です。負担金につきましても、各種補助金の確定と負担金の実績による減額です。

次に、教育振興費です。今回補正額 24 万 8,000 円を減額し、46 万 3,000 円とするものです。負担金補助及び交付金につきましても、小学校の給食費補助金の確定に伴いましての減額です。扶助費につきましては、要保護及び準要保護の援助費の認定実績の見込みに伴います減額です。

次のページをお願いいたします。61 ページです。中学校費、学校管理費です。今回補正額 155 万円を減額し、3,981 万 5,000 円とするものです。需用費につきましては、実績見込みに伴います光熱水費の減額です。委託料につきましても、各委託の実績に伴います減額です。使用料及び賃借料につきましては、車借上げの実績に伴う減額となっております。負担金補助及び交付金、各種補助金・負担金の実績による減額です。

続きまして、教育振興費です。今回補正額 79 万円を減額し、76 万 1,000 円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金、補助金確定による実績の減額です。次に、扶助費です。要保護及び準要保護の援助費の認定実績見込みに伴います減額です。

次のページをお願いいたします。62 ページです。社会教育費、社会教育総務費です。今回補正額 200 万円を減額し、446 万 4,000 円とするものです。報酬は、会議を開催できなかったことに伴います委員報酬の減額となっております。報償費につきましては、放課後子ども教室中止に伴いまして、ボランティアへの謝礼の減額となっております。旅費につきましても、会議・研修等の中止に伴います減額です。需用費も同様、会議等の中止に伴います実績の減となっております。役務費につきましては、成人式の参加者の減によります PCR 検査手数料の減額となります。使用料及び賃借料は、車両借上げの実績及び映画放映中止に伴います減額となっております。負担金補助及び交付金につきましては、各種補助金の確定、負担金の実績による減額です。

続きまして、公民館費です。今回補正額 167 万 4,000 円を減額し、396 万 8,000 円とするものです。内容につきましては、工事請負費 140 万円の減額となります。県発注の河川工事の進捗によります減額となります。令和 4 年度に改めて発注することにしております。

次のページをお願いいたします。63 ページです。社会教育費、文化財保護費です。今回補正額 38 万 4,000 円を減額し、65 万 7,000 円とするものです。内容につきましては、旅費、会議と研修会等の中止による実績です。使用料及び賃借料も同様に車借上げの実績に伴う減となっております。負担金補助及び交付金に

つきましても補助金の確定による減です。

続きまして、図書館費です。5,000円を減額し、123万2,000円とするものです。負担金の確定に伴います減額です。

次のページをお願いします。64ページです。保健体育費、保健体育総務費です。今回補正額265万7,000円を減額し、609万5,000円とするものです。報酬につきまして、委員会等を開催できなかったことによります委員報酬の減額です。報償費です。同様に委員会を開催できなかったことに伴います講師謝礼の減額となります。旅費も、会議、また郡民体育祭等の中止に伴います出張がなかったことに伴います実績に伴う減額です。負担金補助及び交付金、補助の確定、負担金の実績に伴います減額となっております。

続きまして、学校給食費です。今回補正額6万8,000円を減額し、3,984万2,000円とするものです。役務費につきましては、各種検査手数料、車検時の保険料の実績に伴います減額です。負担金補助及び交付金は、負担金の確定による減額です。公課費につきましては、車検時の自動車重量税の実績に伴います減額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 65ページです。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧費、今回1,950万円を減額し、3,804万円とするものです。工事請負費の減額については、いずれも精算による減額や未発注、次年度再計上等による減額となっております。

農業用施設災害復旧費、今回4,521万円を減額し、9,560万1,000円とするものです。役務費、手数料につきましては、該当事業がなかったことによる減額です。委託料につきましては、執行残、精算による減額となっております。工事請負費4,200万円の減額は、精算及び未発注による次年度再計上等に伴う減額です。公有財産購入費につきましては、未執行による事業案件がなかったことによる減額です。

66ページです。公共土木災害復旧費、公共土木災害復旧費、今回3億3,336万9,000円を減額し、5億637万4,000円とするものです。役務費、手数料につきましては、事業案件がなかったことによる減額です。委託料、発注者支援業務委託料につきましては、実績による減額です。工事請負費につきましては、精算及び未発注等による次年度再計上のための減額となっております。公有財産購入費30万円は、該当事業がなかったことによる減額です。立木補償費16万9,000円につきましては、執行残、精算による減額となっております。

応急災害復旧費、今回補正の増減はございません。財源組替です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 3時20分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時07分

再開 午後3時20分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

それでは、本案の質疑を行います。質疑はありますか。

はい、一番早いのが、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 16ページの土木使用料で公共住宅使用料の現年度分が125万2,000円減額されていますけれども、これは、空きが増えたのか、それとも入居世帯の所得減少によって予定していた使用料が取れなくなったとか、そういう何らかの要因があると思いますけれど、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 住宅使用料ということで、特公賃の住宅を中心に空きも若干あります。その他、収納率が調定額の98%ぐらいに設定していたものが若干落ちて、見込みでいきますと、2月までの直近の調定に96%ぐらいの収納率を掛けて算出しているという感じで、特公賃住宅の空き家の落ち込みといいますか、使用料減と収納率の低下、一部分に支払いが困難な相談を受けている案件もありますので、そういった総合的な要因による減額となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ケーブルテレビでも空いているところに関して募集とかをかけていたと思います。それでもやっぱり入居がなかったということ。ただ、移住希望者は何か増えているみたいなんですけれど、そういうところに提供するという形もできるかと思うんですけれど、いかがですか。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 特公賃住宅につきましては今も公募をとっておりますので、今回の公募で今空いている2件は埋まる予定になっておりますので、空室が続くことはないかと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 分かりました。

もう一つ、自然休養村センター管理費、49ページのところで、玄関前のところに陥没がまだ見られると思うんですけれども、あの処理についてはどんな予定が立っているのか教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 現在のところ、まだ処理方法については検討しておりません。早急に検討をやりたいと思います。あれにつきましては、今まで3回ぐらい掘って、埋め戻しをしたんです。しかし、やはり下がるということで、昨年お金をかけて調査をしたんですけれども、中に隙間が空いているということで、建物上その基礎があるから落ちるとか、そういうことはないですけれども、隙間があるということで言われていますので、工事のやり方なんかを今検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 管理センターは多くの方が利用されますし、正面玄関のところでもありますので、早急に対策を講じないと何かあってからでは遅いと思いますので、対応を急いでいただきたい。お願いします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。質疑のある方はおられますか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 34ページの総務費の中の委託料、本年度ふるさと便の業務委託の分の実績と令和2年度分と対比してどのくらいの増減があったのか。

それから、次のページのきよら祭りの補助金、これは町民のために使われた100万円の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回ふるさと便につきましては、131名の方に送付をさせていただきました。商品総額が65万5,000円というところで、総額が125万5,000円となりました。今回、最初のうちは条件を18歳以上25歳以下の高校生を除きます町内出身かつ町外在住の方で親族の方が希望される場合に、町外に町内出身者がおられる方にふるさと便という形で送らせていただいたものです。しかしながら、なかなかコロナ禍で何度かする中で募集につきましても少なかった部分もありましたので、30歳以下という形で条件を緩和させていただいて、最終的には131名の方という形になったところでございます。

あと、きよら祭りの補助金関係ですけれども、資料の内訳を私のほうで持ち合わせておりませんので、また後ほど資料として提示させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） すみません、きよら祭りの補助金なんですけれども、詳細な個別の金額までは出せないんですけれども、どういうふうに使ったかというところで説明させていただきます。

前回の議会の中でも指摘があったかと思っておりますけれども、その点については、申し訳ございませんでした。その上で、今回は、お正月に合わせた抽選の総額が大体40万円ぐらいだったと思います。それと、小学生、中学生に配布しました図書券、確か1人当たり1,000円だったと思います。それと、各保育園に遊具をお配りした分、すみません、そこら辺の金額は明確ではないのですがその代金となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 別に使ったのが駄目ということじゃなくて、町民のためにこういった使われ方をされたんですから、やはり議会にそういうイベントの機会がないので町民のためにということで一言報告があれば私たちも町民に説明のしようがあったのかなと思いますので、今後そういったことがあれば中間報告なり、終わった後にでもこういう形で使わせていただきましたという話を一言いただければ別に問題ないかと思います。

それから、ふるさと便は、令和2年度から新型コロナウイルスの影響でアルバイト等ができずに非常に生活に困窮している学生や地元を離れて働く人たちを少しでもふるさとから応援しようということで始めていただきました。昨年は、131名の方が利用されたということで、令和2年度は学生以外のふるさと便を利用された方にアンケートも送付して、例えば将来、地元に戻ってくる意思があるのかとか、そういったいろんなアンケートも中に入れて、まちづくりの一役を担ったのかなと思いますけれども、来年度はそういった予算の計上がありませんでしたので、例えば令和2年、令和3年の実績を見て、今、まちづくり課長が言われたように、昨年は、募集をしたにもかかわらず、思ったような申込みがなかったということで、今後こういったまた新型コロナが続けば、今、地元を離れて働いている子供たちの支援もやはり必要になってくるかと思いますので、そのあたりの実績等を見極めながら、また新たな追加予算でも組んでいただいて、そういった子供たちのための支援

をお願いしたいと思いますので、令和２年度と令和３年度の実績が分かればと思いますので、また後ほどでも構いませんので、そのあたりのデータを教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに。

はい、７番、児玉秀次郎議員。

○７番（児玉秀次郎君） これはお尋ねですけれど、もちろん質問ですけれど。４２ページの社会福祉総務費の中の負担金補助及び交付金の中で住民税の非課税世帯等臨時特別給付金の２，４００万円の減ということでございまして、これにつきましては１９ページの上のほうに民生費国庫補助金のほうで同じく２，４００万円の減ということでこの数字がこちらに上がっていると思うんですけれど、この数字の金額について２，４００万円というのは非課税世帯に対しての１０万円をお配りするという金額ですよ。これでいくと、２，４００万円というと２４０世帯になるから、この数字そのものがよく分からない。令和４年度の予算では３００万円ほどの金額で組んでいますので、この２，４００万円の数字について教えていただきたいと思っています。

それと、今回の補正につきましては、軒並み減額補正と、コロナ関係もあれば、入札の不調もあったということでございますけれども、５５ページ、道路維持費あたりの減額等につきましては、別にお金を残さんでいいんじゃないかなと思って、例えば町道の草切り等の維持工事の１，６００万円の減とか、実際草切り等に関しましては、盆前あたりに業者依頼をして、県道、国道、あるいはそういうところの草切り等を行っていますけれど、早くしたところはそれだけ後々また草が伸びて、見通しの悪い状況のところも見受けられますので、使い切れとは言わないけれど、残す必要もないんじゃないかなと僕なりに思って、せっかく組んだ予算ですので、これは道路の維持費につきましても同じです。やっぱり入札があるんですけれど、入札をした結果の残ということになるでしょうけれど、せっかく予算を組んでもらったから、陥没している道路もあれば、そういうところもありますので、そういうところに要望等もあれば使ったらどうかと思っていますので、あまりこれは残す必要はないんじゃないかなと考えていますので、そこのところはまたどういうお考えなのかをお聞かせください。

それと、もう一つ、５１ページ、例の木材拠点施設、これにつきましては、材料等が高騰したために入札が不調に終わったということで、今回は見送ったということなんですけれども。ということは、来年度この予算には上がっていなかったから、また補正か何かを組んで出すかもしれませんけれど、金額を上げた中での再入札にするのか、どのようにして行うのかをお尋ねしたい。ファブラボに新しい今のあると

ころにこれをつくるという主な理由としては、ドローンとか3Dプリンター等が旧星和小学校に置いてあったのを利便性等の関係でこっちに持ってくると、去年はそういう説明だったかと思いますけれど、あまり高くなるなら持ってこなくてもいいんじゃないだろうかという僕なりに考えもありますので、先ほど委託を頼んでいるからなかなかという話もおっしゃったけれど、それも併せてどういうお考えなのかをお尋ねします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

金額が2,400万円と大きくて申し訳ないんですけども、国からお金が入ってくるというのもありまして、それと予算のときにまだ課税状況の確認、システムが入っておりませんでしたので、確実な数字がまだありませんでしたので、少し大きめの数字で上げておりました。ただ、その後にシステムの改修も行って、金額がこのあたりで少し大きくなって減額というところで、現在は非課税世帯が438件の申請、それと家計急変の世帯が今2件の申請が入っております。

以上でございます。内容はそういうところでございます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 道路維持、道路新設改良の工事費の残ということの御質問だったかと思いますが、令和3年度、令和4年度もそうですけれど、やっぱり災害復旧事業を優先しなければならないというのが大前提にございまして、災害復旧関係が不調に終わってしまう状況です。仮に道路改良維持工事を災害復旧と一緒にしてしまうと、どうしても維持工事だったり改良工事だつたりに流れてしまうんです。災害復旧事業は、施工条件、場所も悪くて、経費もちょっと抑えられている面がありますので、そのあたりは考えないと、いつまでも災害復旧が残ってしまうと。不調により令和4年度に再計上しなくてはならない状況の中で、したくてもできなかった。業者に発注すれば、それだけまた時間も維持工事、改良工事にとられるわけですので、ますます災害復旧工事関連が遅れてくると思います。限られた業者の中で、令和3年度、令和4年度はまだまだ災害復旧工事を中心にやっていかなければならないという事情を御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 防災拠点施設ファブラボの倉庫建築なんですけれども、農林課としては、できる限り早急な形で倉庫建築を実施したいということは考えておりますが、今年度入札を行いました結果、最低価格で入札をされた業者さんとう

ちの設計書の価格差というのが相当な金額がございました。その要因として、今年度からあっていますウッドショック、それと資材入手困難、それと月単位での資材単価の変動というのが極端な価格で変動しております。そういった中で、設計書をつくる上においては、何月何日時点での価格になってくるものですから、当然単価スライド方式というやり方等はあるんですが、それを上回るような市況の変動、そういったところが見受けられます。今回の予算を計上する際に対して、この工事請負費の枠として、これを上限として審議をさせていただいたと思っています。ですので、それを上回るような形になるものですから、市況を今後の状況等を判断しながら、ある程度下がった時期、当然そのメインとして小国杉を使っていますので、その部分の木材が上がると、単価が上がるということに関して言えば、ある意味ではうれしい限りなんですけれども、全般的な総事業費がかさみ過ぎるという形になりますと異常な形になるかと思いますので、今の予算よりも、もう一度審議を願う際には、価格が上がる可能性というのが極めて高いのかなと思っていますけれども、今後の状況を見ながら適切な時期にまた御審議をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） 今のファブラボ、木材、言うならば倉庫ですね。違うと。図面か何か出しましたか。見てないね。倉庫ですね。だから、もうちょっと簡素化した倉庫を建てればいいかなと。要するに、安易な簡単な倉庫でもいいかなと。あまり金額を膨らませてもと思います。先ほどの建設課長の言うのも十分分かった上での質問でしたけれど、せっかく組んだ予算ですのでということで、町内の業者が少ないというのもあると思うんです。なかなか業者の育成といっても難しいところがありますので、そこは理解した上での質問でしたので、できるだけよろしくお願いします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 44ページの児童福祉施設費の修繕料に当たるかどうか分かりませんが、中原保育園のフェンス、確かこの前ある方から30万円ではどうしようもない、全部取り替えないと仕方ないじゃないかと言ってまいりましたけれど、その後どうなっていますでしょうか。フェンス工事です。腐ってしまっていると思うんです。園そのものもかなり建て替え時期にきているかと思いますが、フェンスの情報が入っているものですから、今後それをやってしまったらいかがかなと

思いまして、質問いたします。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今年度の初めに中原保育園のフェンス、運動場の外周にぐるっとフェンスがあります。その悪いところは一部分なんです。ほかはまだ全然大丈夫なんですけれど、その悪い部分をお願いするのに30万円ぐらいでお願いしますと。昨年の5月ぐらいいまでをお願いをしますという形でお願いしていたんですけど、その後なかなか御返答がなく、年末か年明けてから、また別に新しく100万円以上の見積りを持ってこられて、全部したほうがいいですよということでしたので、こちらとしては予算もその金額ですし、お願いもしておりましたので、それはできませんと、もとのお願いのままをお願いしますという話をして、まだそのままになっています。期間が少なくなっていますので、福祉課の中では、今話しをして、どうしようかということになっております。現状はそういうことです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 早い話、業者を変えてでも、やはり悪いところは直しておいたほうがいいかなと思いますし、そういう検討をなさったらいいんじゃないですか。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 今、ファブラボにつきまして非常に手厳しい意見をいただきまして、一言言わせていただきたいと思います。

あそこにおいても平にできているファブラボについてもいろんなお客さんがいらしております。ファブラボから星和小学校を見に行くと、あまりにもあそこが遠すぎるものですから、なかなか息子も案内的なものできないような状況のときもあるらしくて、どうしてもああいった施設はまとめてつくというのが一番大事なことでなかろうかと思います。それで、ウッドショックによって木材が上がったと。木材だけではなくて、今度は人件費あたりも上がったんじゃないかという気はいたしますけれど、この建物、先ほど言われたとおり、今、倉庫ですよ。中に何も部屋もない。そういう機械を置くだけの建物ということであれば、入札方法も変えたような状態で、工事などの一般の大工さんあたりに、早い話で言えば、これぐらいでできんねといった状態で見積もってもらおうということもできるんじゃないかとは思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 8番、7番議員さんには大変失礼なんですけれども、農林課としても、倉庫といいますか、倉庫の部分の必要性については理解を持った上での審議をお願いするという立場であります。いろんな御意見があるかと思えますけれども、今後の状況を踏まえた中での御審議という形でお願いできればと思っています。

その上で、発注の方針なんですけれども、やはり公共工事としてやる中においては、適正な指名競争入札、もしくは地元企業の育成、そういったところも踏まえてやる必要があるのかなと思っています。また、設計書をつくるということに関して言えば、予定価格の作成、要は入札された金額が適正かどうかという判断をする一つの基準でもございます。中には小さい工事、100万円以下とかだったりとか、随意契約が130万円以下の工事とか、そういったものがございすけれども、そういったものに関しては入札等を行わずに直接何らかの理由により早期着手ができるとか、そういった部分においての130万円以下の随意契約という部分はございすけれども、基本的には町発注の工事におきましては何らかの入札方式を取るのが原則であり、その入札に参加する資格、そういったところも含めて決められている部分もございすので、単に安くしてしまえばいいかどうか、それは品質、そういったものまで含めた話になるんですけれども。ただ、おっしゃるとおり、単なる倉庫にそこまでいろんなことが必要かという思いもあるのは理解した上でなんですけれども、できる限り経費を抑えられるような取組を考えていきながら、またその際には御審議をお願いできればと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 公共的なものですから、そういった話になるかなという思いは持っておりましたけれど、私としては建てていただくことが大事だと思っていますので、それによって縮小するとか、小さめにするとかいうこともやっぱりそういう考えでしたら仕方ないというか、そういうのを考えていただくわけにはいかないなという思いもございすので、令和4年度でどうなるか分かりませんが、よろしく願いしたいなと思います。

それから、非常に今日の補正予算、全体的に減額の項目が多いわけでございます。増額も多少ありましたけれど、この減額はまた決算のときに不用額として恐らく出てくるものだと思いますが、3月の時点でこうして減額が出てございますから、各課の減額の金額がどのくらいあるのか。それと、コロナによって減額しなければいけない、やめられたという事業があるかと思えますけれども、減額の金額のうち、コロナによっての減額が、各課によって違うとは思いますが、どのくらいあるの

かということ、今日じゃなくていいです。明日中でもいいですから、出るものなら、よろしくお願いしますと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 8番議員さんの質問にお答えいたします。

コロナ禍等で削減したといいますが、ほとんどがコロナ禍等によって事業ができないとか、それによって、例えば夢チャレンジ補助金とかもコロナ禍等があるから見合わせるとか、そういうのが非常に多いんです。先ほど災害関係はコロナ禍もありますし、災害復旧を優先するということで減額をしておりますけれども、やはりかなりコロナ禍の影響というのがございますので、それを各課ベースで出せとかいうのはなかなか困難なのかなと思って、ほとんどがコロナ禍の影響によるものかなと思っている次第でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） それでも違うものの中にはあるわけですから、各課によって何%ぐらいがコロナによって事業ができなかったと、減額したといったことは出ませんか。出せないということであれば、そう無理に私も言いませんけれど。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） ほとんど何がしかありますので、じゃあ、落とした金額が、先ほど言いました災害復旧費等が該当しないかもしれませんが、ほかの課に関してはほとんどがそういうものもあるのかなと思います。ですから、出せということであれば、減額率、減額した金額を元数で割って出すということは可能かと思えます。

○議長（平野昭夫君） 今の答弁でいいですか。

はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 明日までというのも非常に難しいのかなと思いますので、もうちょっと丁寧に書類をつくるとなれば時間がかかるのかなと思うところがございます。明日まででなくてよろしければ。明日までがよろしいでしょうか。

○議長（平野昭夫君） ちょっといいですか。各課からやっぱりいろいろ減額の理由とか、そういうのを書かなくてははいけませんので、今、議会中でもありますし、明日中にはなかなか無理がいくのではないかなと思います。どうしても明日中というとなかなか負担が重くなるのではないかなという感じがいたします。後からでも。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 全部関わっているということであれば、それはそれで出す必要

はないだろうとは思いますが、各課ごとにコロナによってどのくらいの影響が出たのかなという思いがしたものですから、各課全体で100%に近いような状態で減額したものが影響あったということであれば、それは仕方ないですから、無理には言いません。明日中でなくても、もちろんいいです。

○議長（平野昭夫君） もうすぐ4時になります。会議を延長させていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 細かな数字で申し訳ないんですが、64ページの学校給食費の中の公課費、自動車重量税で1万8,000円の減ということで、当初、来年の予算も3万5,000円計上されておりますが、自動車重量税であればあらかじめ幾らかかるか数字としては分かると思いますが、例えば何か減税みたいなものがあったのか、そのほかに何か公課費で使う予定のものがあったのか、その点をお伺いできればと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） これが昨年計上するときに、その前の部分を参考に計上を行った上で見積りを取っていませんでした。その確認を怠った部分で過剰に計上してしまった部分になっていたと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） であれば、来年度の予算も3万5,000円計上されてはいますが、2万円ぐらいでいいのではないかと思いますけれども、またいずれ補正をするのであれば、そのあたり確認をしていただいたほうがよかったのかと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 今回は、確認を行った上でしております。車両を購入したときの価格を確か参考に昨年は上げていたかと思います。その部分で少し差額が大きかったと私は記憶しております。よかったらまた少し確認をさせてもらえたらと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第22号、令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後4時02分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4 番

会議録署名議員 6 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 1 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 3 月 11 日（金）開会

（ 第 4 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第1回南小国町議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月11日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第23号 令和3年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

日程第3 議案第24号 令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）

日程第4 議案第25号 令和3年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第4号）

日程第5 議案第26号 令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）

日程第6 議案第27号 令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第7 議案第28号 令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）

日程第8 議案第29号 令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第9 議案第30号 南小国町総合物産館の指定管理者の指定について

日程第10 議案第31号 南小国町交流促進センターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第32号 南小国町きのか菌床培養等施設の指定管理者の指定について

日程第12 議案第33号 南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定について

日程第13 議案第34号 南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第35号 工事請負変更契約の締結について

日程第15 議案第36号 町有林野部分林契約について

日程第16 議案第37号 町有林野部分林契約について

日程第17 委員長報告 南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会
南小国町議会における議員定数削減に関する事項

日程第18 陳情第1号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
日程第19 議員派遣報告について

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設
常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特

別委員会／南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会／
議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	穴 井 則 之	2 番	佐 藤 毅
3 番	井 野 和 哉	4 番	井 上 則 臣
6 番	下 城 孔志郎	7 番	児 玉 秀次郎
8 番	穴 井 千 秋	10 番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(2名)

5 番	矢津田 道 夫	9 番	森 永 一 美
-----	---------	-----	---------

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	河 本 孝 博	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	建 設 課 長	北 里 能 蔵
福 祉 課 長	朝 日 康 博	農 林 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。本日も、会議規則第 2 条の規定により、5 番、矢津田道夫議員と 9 番、森永一美議員から欠席届が提出されておりますので、出席議員は 8 名でございます。定足数に達していますので、ただいまから令和 4 年第 1 回南小国町議会定例会の第 4 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、7 番、児玉秀次郎議員、8 番、穴井千秋議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 23 号 令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）

日程第 3 議案第 24 号 令和 3 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）

○議長（平野昭夫君） 日程第 2、議案第 23 号、令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）を議題といたしますが、議案第 23 号と議案第 24 号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、異議なしと認め、議案第 23 号、令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）、議案第 24 号、令和 3 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 23 号、令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）、議案第 24 号、令和 3 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）については、町民課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第 23 号、令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）。

1 ページをお願いします。令和 3 年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,312万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,201万5,000円とする。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税です。今回90万円を減額し、9,318万2,000円とするものです。内容としましては、実績に基づく減額となります。

7ページをお願いします。県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。今回1,310万円を増額し、4億4,885万2,000円とするものです。保険給付費等交付金の普通交付金分が1,299万6,000円、保険給付費等交付金の特別交付金分が10万4,000円になります。普通交付金分につきましては、医療給付実績による増額になります。特別交付金分につきましては、保険者努力支援分の上乗せ交付及び特別調整交付金の実績による増額でございます。

次のページをお願いします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金です。今回518万9,000円を減額し、3,958万3,000円とするものです。保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が202万6,000円の減額、保険基盤安定繰入金の保険者支援分が24万6,000円を増額、職員給与費等繰入金が14万3,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金が326万6,000円の減額となっております。内容としまして、節1と節2につきましては実績による増減でございます。節4、職員給与費等繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症関係に伴う研修会等の中止に伴う旅費の減額です。節6の財政安定化支援事業繰入金につきましては、こちらも実績による減額でございます。

9ページをお願いします。繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回611万7,000円を増額し、2,902万5,000円とするものです。内容としましては、保険税収納見込額減のため、増額となっております。これにより、予算ベースでの基金残高は7,729万3,742円になります。数字で申し上げますと、77293742でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回15万3,000円を減額し、276万円とするものです。内容としましては、旅費、需用費につきましては、出張や研修の中止に伴う減額になります。役務費につきましては、第三者行為求償に関する見込み件数の減に伴う減少です。

11ページをお願いします。総務費、運営協議会費、運営協議会費。今回1万4,000円を減額し、22万8,000円とするものです。内容としましては、こち

らも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止関係で研修会が中止になったことに伴う旅費の減額になります。

次のページをお願いします。保険給付費、療養諸費、一般被保険者等療養給付費。今回1,237万7,000円を増額し、3億7,073万7,000円とするものです。内容としましては、医療費の増加見込みによる負担金補助及び交付金の増額となります。

13ページをお願いします。保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費です。今回98万5,000円を増額し、5,938万5,000円とするものです。内容としましては、医療費の増加見込みによる負担金補助及び交付金の増額になります。

次のページをお願いします。国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分です。今回補正の増減はなく、財源組替でございます。

15ページをお願いします。国民健康保険事業費納付金、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分です。今回補正の増減はなく、こちらも財源組替でございます。

次のページをお願いします。国民健康保険事業費納付金、介護納付金分、介護納付金分。こちらも今回補正の増減はなく、財源組替でございます。

17ページをお願いします。保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費です。今回8万円を減額し、607万8,000円とするものです。内容としましては、特定健診等委託料の実績による減額でございます。

次のページをお願いします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回1万3,000円を増額し、17万5,000円とするものです。内容としましては、国民健康保険療養給付費等返還金の増額でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第24号、令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）。

1ページをお願いします。令和3年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,446万1,000円とする。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金です。今回1万円を減額し、88万2,000円とするものです。実績に伴う減額でございます。

7 ページをお願いします。諸収入、受託事業収入、後期高齢者医療広域連合受託事業収入です。今回 5 1 万 8, 0 0 0 円を減額し、2 6 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。内容としましては、医科健診、歯科健診の実績に伴う減額でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回 1 万円を減額し、5 2 万円とするものです。内容としましては、中止及びウェブ開催となった出張研修の旅費の減額になります。

9 ページをお願いします。保健事業費、健康保持増進事業費、健康診査費。今回 5 1 万 8, 0 0 0 円を減額し、2 7 6 万円とするものです。内容としましては、医科健診、歯科健診の実績に伴う減額でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 2 3 号、令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 2 4 号、令和 3 年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 2 5 号 令和 3 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第 4 号）

○議長（平野昭夫君） 日程第４、議案第２５号、令和３年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第４号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第２５号、令和３年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第４号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第２５号、令和３年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第４号）。

１ページをお願いいたします。令和３年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３２０万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億５,１５３万６,０００円とする。

令和４年３月８日提出、南小国町長、高橋周二。

６ページをお願いいたします。歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、調整交付金です。今回７４２万３,０００円を増額し、６,０６２万２,０００円とするものです。内容としましては、国の交付割合による増額でございます。

続きまして、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）です。今回１３万２,０００円を増額し、５０３万８,０００円とするものです。内容としましては、交付決定による増額でございます。

続きまして、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）です。今回１８８万３,０００円を減額し、５０４万１,０００円とするものです。こちらにも内容としましては、実績見込みによる減額でございます。

７ページをお願いいたします。支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金です。今回２３万８,０００円を減額し、１億６,０７７万３,０００円とするものです。内容としましては、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、地域支援事業支援交付金です。今回４６万３,０００円を減額し、４８３万７,０００円とするものです。こちらにも実績見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、県負担金、介護給付費負担金です。今回１０３万８,０００円を増額し、８,５６８万４,０００円とするものです。内容としましては、実績見込みによる増額でございます。

９ページをお願いいたします。県支出金、県補助金、地域支援事業交付金（介護

予防・日常生活支援総合事業）です。今回24万円を減額し、221万3,000円とするものです。内容としましては、地域支援事業費の減額による負担分の減額でございます。

続きまして、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）です。今回94万1,000円を減額し、252万円とするものです。こちらも地域支援事業費の減額による負担分の減額でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金です。今回14万6,000円を増額し、878万2,000円とするものです。内容としましては、実績による増減でございます。

続きまして、その他一般会計繰入金です。今回246万8,000円を増額し、873万5,000円とするものです。内容としましては、包括的支援事業費が補助基本額の上限を超過するため、増額としております。

続きまして、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）です。今回24万3,000円を減額し、221万5,000円とするものです。内容としましては、地域支援事業費の減額による負担分の減額でございます。

続きまして、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）です。今回94万5,000円を減額し、252万1,000円とするものです。こちらも地域支援事業費の減額による負担分の減額でございます。

11ページをお願いいたします。基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金です。今回238万3,000円を減額し、285万5,000円とするものです。内容としましては、地域支援事業費の減額による基金からの繰入れを減額するものでございます。これにより、予算ベースでの基金残高は4,311万6,459円。数字で申し上げますと、43116459でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入、雑入、雑入です。今回66万4,000円を減額し、10万5,000円とするものです。内容としましては、新型コロナウイルス感染対策により、介護予防教室等の参加料の減や湯夢プラザでの入浴料、弁当代の収入に伴う減額でございます。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回7万8,000円を減額し、163万2,000円とするものです。報酬につきましては、地域密着型サービス運営委員会会議の開催が見込まれず、旅費につきましても同じ内容により減額としております。

次のページをお願いいたします。介護認定審査会費、介護認定審査会費です。今回34万円を減額し、184万8,000円とするものです。内容としましては、

第5期介護認定審査会負担金額調整に伴う減額でございます。

続きまして、認定調査等費です。今回40万円を減額し、168万8,000円とするものです。内容につきましては、主治医意見書作成料の実績見込みによる減額でございます。

15ページをお願いいたします。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費です。今回919万3,000円を増額し、5億5,098万7,000円とするものです。負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金につきましては、実績見込みによる増額でございます。施設介護サービス給付費負担金、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費ともに年間支出見込額の減に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。その他諸費、審査支払手数料です。今回3万円を増額し、61万円とするものです。内容としましては、実績に伴う増額でございます。

17ページをお願いいたします。高額介護サービス等費、高額介護サービス費です。今回100万円を減額し、1,120万5,000円とするものです。内容としましては、実績に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、総合相談事業費です。今回補正の増減はありません。財源組替でございます。

続きまして、権利擁護事業費です。今回63万円を減額し、29万8,000円とするものです。成年後見制度利用支援事業助成金の実績見込みによる減額でございます。

続きまして、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費です。今回7万7,000円を減額し、4万5,000円とするものです。報酬、旅費ともに実績による減額でございます。

続きまして、任意事業費です。今回7万8,000円を減額し、75万9,000円とするものです。内容としましては、感染症対策により介護相談活動の実施が困難であったため、減額でございます。

続きまして、在宅医療・介護連携推進事業費です。こちらは、補正の増減はありません。財源組替でございます。

続きまして、生活支援体制整備事業費です。今回79万5,000円を減額し、1万6,000円とするものです。生活支援コーディネーター業務委託料ですが、令和3年度はシルバー人材センターで調整をしておりましたが、人材が少し見つからずに、令和4年度では社会福祉協議会へ委託をお願いする予定でございます。

続きまして、認知症総合支援事業費です。今回2万8,000円を減額し、19

2万2,000円とするものです。阿蘇行政体連携認知症初期集中支援チーム負担金でございますが、感染症対策により合同チーム会議等の活動ができないため、減額でございます。

19ページ、お願いいたします。介護予防・生活支援サービス事業費、介護予防・生活支援サービス事業費です。今回168万3,000円を減額し、1,133万7,000円とするものです。需用費、委託料、負担金補助及び交付金ともに介護予防教室等の休止による実績見込みの減額でございます。

続きまして、総合事業費精算金です。今回19万6,000円を減額し、ゼロとするものでございます。役務費、負担金補助及び交付金ともに住所地特例者が総合事業サービスを受けた場合の精算金ですが、対象者がいなかったために減額しております。

次のページをお願いいたします。一般介護予防事業費、一般介護予防事業費です。今回71万1,000円を減額し、545万9,000円とするものです。内容としては、報償費につきましては、いきいき100歳体操等へリハビリ専門職の方を派遣予定でしたが、新型コロナウイルス感染対策により実施できずに減額としております。委託料につきましては、元気アップ教室等が休止となり、実績による減額でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 15ページの介護サービス等諸費で、今年度、居宅介護サービス給付費負担金が1,000万円ほど追加になっていきますけれども、これは例年大体当初の見込みよりもこのくらいの増額があり得るのか、新型コロナウイルスの影響でか、施設介護は下がっていて、その影響で在宅介護が増えたのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） この金額は、毎年必ず上がるようなものではございませんが、今現在は要介護の方の人数がやはり増えてきております。途中で地域支援事業費というところが出てきましたけれども、地域支援事業費というのが介護認定されていない方の部分というのがあります。その辺が下がるということは、本当は一般の方、介護認定を受けていない方のサービスの金額を上げて、要介護の金額を下げたほうが町としてはよろしいんですけれども、どうしても要介護の方の認定が増えて、介護度が上がり、保険料にも飛んでくるという現状ですので、もう少し要介護の居宅介護サービス等をできる限り下げられるように努力していきたいと思ってお

ります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第25号、令和3年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第26号 令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）

日程第6 議案第27号 令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）

日程第7 議案第28号 令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）

日程第8 議案第29号 令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）

○議長（平野昭夫君） 日程第5、議案第26号、令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）を議題といたしますが、議案第26号から議案第29号までは議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、異議なしと認め、議案第26号、令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）、議案第27号、令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）、議案第28号、令和3年度南小国

町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）、議案第29号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第26号、令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）、議案第27号、令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）、議案第28号、令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）、議案第29号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）については、建設課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 議案第26号、令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）。

次のページをお願いします。令和3年度南小国町の水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ841万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,228万8,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正。起債の目的、簡易水道事業債、今回440万円を減額し、780万円とするものです。現在の利率は0.7%です。公営企業会計適用債、今回170万円を減額し、760万円とするものです。利率については、契約による銀行等民間引受資金です。地方公営企業等災害復旧事業債、今回210万円を減額し、350万円とするものです。現在の利率は0.6%です。

7ページをお願いします。歳入です。

水道収入、水道収入、使用料及び手数料、今回600万円を減額し、7,818万2,000円とするものです。使用料現年度600万円の減額になります。コロナウイルス感染症の影響等により宿泊施設の使用料の減収になります。

8ページをお願いします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回578万5,000円を増額し、3,322万1,000円とするものです。一般会計繰入金の増額です。

9ページです。町債、町債、簡易水道事業債、今回440万円を減額し、780万円とするものです。簡易水道事業債の減額です。

公営企業会計適用債、今回170万円を減額し、760万円とするものです。公

営企業会計適用債の減額です。

地方公営企業等災害復旧事業債、今回210万円を減額し、350万円とするものです。地方公営企業等災害復旧事業債の減額です。

10ページをお願いします。歳出です。

水道費、水道管理費、水道総務費、今回199万7,000円を減額し、2,525万8,000円とするものです。職員手当等、時間外勤務手当については、精算見込みによる減額です。委託料、公営企業法適用業務委託料につきましては、入札残、精算による減額です。

水道維持費、今回450万5,000円を減額し、4,465万9,000円とするものです。委託料、簡易水道配水管布設替工事設計業務委託料につきましては、橋梁工事が実施できなかったことによる未執行減になります。脇戸地区災害復旧に伴う測量設計業務委託につきましては、精算による減額です。

11ページです。事業費、営業外費用、消費税、今回191万3,000円を減額し、684万円とするものです。消費税、本年度の消費税納付額確定による減額です。

以上です。

続きまして、議案第27号、令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）。

次のページをお願いします。令和3年度南小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,145万8,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正。起債の目的、下水道事業債、今回50万円を減額し、400万円とするものです。現在の利率は0.5%です。過疎対策事業債、今回50万円を減額し、0円とするものです。

7ページをお願いします。歳入です。

分担金及び負担金、負担金、集落排水負担金、今回10万円を増額し、10万円とするものです。農業排水負担金、新規分1件の増額です。

8ページです。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回10万円を減額し、1,762万7,000円とするものです。一般会計繰入金の減額です。

9ページです。町債、町債、下水道事業債、今回50万円を減額し、400万円とするものです。下水道事業債の減額です。

過疎対策事業債、今回５０万円を減額し、０円とするものです。

１０ページをお願いします。歳出です。

集落排水費、集落排水管理費、集落排水維持費、今回１００万円を減額し、７６万４千１００円とするものです。農業集落排水管渠布設替工事に伴う測量設計業務の減額になります。

以上です。

続きまして、議案第２８号、令和３年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第３号）。

次のページをお願いします。令和３年度南小国町の特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１４２万７、０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１、９７６万３、０００円とする。

第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和４年３月８日提出、南小国町長、高橋周二。

４ページをお願いします。第２表、地方債補正。起債の目的、下水道事業債、今回２０万円を減額し、２１０万円とするものです。現在の利率は、０．７％が下水道事業債、０．５％が資本費平準化債になります。過疎対策事業債、今回１０万円を減額し、１３０万円とするものです。現在の利率は０．２％です。

７ページをお願いします。歳入です。

分担金及び負担金、負担金、特定地域生活排水処理事業負担金、今回２１万円を減額し、３４万円とするものです。実績見込み等による負担金の減額になります。本年度の設置基数は３基になります。

８ページをお願いします。国庫支出金、国庫補助金、特定地域生活排水処理事業国庫補助金、今回１０１万３、０００円を減額し、７２万５、０００円とするものです。実績による減額です。

９ページをお願いします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回９万６、０００円を増額し、５２６万２、０００円とするものです。一般会計繰入金の増額です。

１０ページです。町債、町債、下水道事業債、今回２０万円を減額し、２１０万円とするものです。下水道事業債の減額です。

過疎対策事業債、今回１０万円を減額し、１３０万円とするものです。過疎対策事業債の減額です。

１１ページをお願いします。歳出です。

生活排水処理費、生活排水処理費、生活排水処理総務費、今回１４２万７、００

0円を減額し、1,640万4,000円とするものです。浄化槽設置工事精算見込みによる減額です。設置基数は、先ほど申しましたように3基になります。

以上です。

議案第29号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）。

次のページをお願いします。令和3年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ169万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,641万円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正。起債の目的、公営企業会計適用債、今回120万円を減額し、530万円とするものです。利率については、契約による銀行等民間引受資金になります。

7ページです。歳入です。

下水道収入、下水道収入、使用料及び手数料、今回260万円を増額し、2,905万1,000円とするものです。使用料現年度実績見込みによる増額です。

8ページです。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回309万9,000円を減額し、2,835万3,000円とするものです。一般会計繰入金の減額です。

9ページです。町債、町債、公営企業会計適用債、今回120万円を減額し、530万円とするものです。公営企業会計適用債の減額です。

10ページです。歳出です。

下水道費、下水道費、下水道総務費、今回124万円を減額し、1,836万円とするものです。職員手当等につきましては、時間外勤務手当実績見込みによる減です。委託料、公営企業法適用業務委託料につきましては、入札残、精算見込みによる減額です。

11ページです。事業費、営業外費用、消費税、今回45万9,000円を減額し、161万8,000円とするものです。消費税、令和3年度消費税納付額確定による減額です。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 私の勘違いなら申し訳ないんですけど、水道事業の5ページ、

繰入金の補正と合計、そして8ページですか、繰入金があります。この金額が違うんですけど、これは別に何かあるんですか。一番最初の2ページの繰入金のところですね。

○議長（平野昭夫君） 議案第26号か議案第27号か議案第28号か議案第29号、どこの部分のあれですか。水道事業ですね。

○8番（穴井千秋君） 合計で3,500万円。5ページ。これは違っていてもいいのかな。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 総括表の中の繰入金には、多分、消費税の納付の際の基金繰入金があったと思います。12月補正ですか、その分の合計がそこに入ってきていると認識しております。

○議長（平野昭夫君） 確認しますので、休憩いたします。11時5分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 失礼いたしました。では、2ページのほうで御説明させていただきます。

こちらは総括表になるかと思いますが、繰入金の部分で上段3,515万円、これが繰入金の総額になります。下の他会計繰入金3,322万1,000円が一般会計からの繰入金です。その差額192万9,000円は、基金からの繰入金になります。基金からの繰入金に関しましては、消費税の納付に伴う専決を補正第3号で160万円させていただいております。その後、加算金、延滞税に伴う納付額の増額を補正第4号で32万9,000円実施しております。よって、他会計繰入金総括の繰入金の差が生じているということになります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それで、いいですか。いいですね。ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 各事業ごとに滞納金等があればどれぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 1月末現在になってくるかと思います。

水道事業が、使用料、督促料合わせて238万8,444円が総額です。現年度に関しましては、令和3年度、46万7,910円。

農業集落排水事業につきましては、総額が13万4,280円。令和3年度に限りましては、9万5,580円。

合併浄化槽事業につきましては、総額が2万3,150円。令和3年度分がそのまま2万3,150円になります。

公共下水道事業につきましては、総額が145万510円。令和3年度現年度分につきましては、36万7,260円となっているところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） この傾向としては、どうでしょう、コロナ禍において支払いが令和3年度増えてきているとか、そういう状況下にあるのか。水道であれば、今、未納者のところは停水するような形ができていますけれども、230万円もありますので、その後の回収見込みについて教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 滞納の状況につきましては、やはり様々な要件が重なっているかと思います。コロナの影響による収入減で御相談いただいている部分もありますし、また個別に対応いたしまして、本当に収入減の影響があるのかとか、悪質ではないのかといった調査は進めておりまして、水道はそういう傾向が見られれば停水をしております。滞納者の傾向としましては、水道料だけではなく、やっぱり使用料からいきますと住宅、水道料、下水道料と総合的に関わってきますので、そこらあたりは町税とも絡んできますので、税務課と協力しながら徴収を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑のある方。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 排水方法が、今、農業排水、それと特定生活排水と公共下水とありますけれども、排水方法の浄化基準、10ppmとか20ppmとかあるでしょうから、これ3つとも同じ基準ですか、それともどういう基準でやっているのか教えていただきたいと思います。といいますのは、中の機械の設備がppmによっては全く違ってきますので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） みなみ浄化センターとかに関しましては、毛管浄化システ

ム等に委託しておりまして、月次の水質検査、水温とか透視度とかpHとかで実施して水質検査もしているところですが、基準に合った検査をしていると思いますけれど、詳細な資料等が準備できておりませんので、よければ窓口で詳しく御説明させていただきたいと思いますが、水質基準に基づいて適切に実施しているということで御了承いただければと思っております。詳細につきましては、調査結果は担当係にありますので、それを見ていただいたほうが一番分かりやすいのかなと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 処理方法によっては10ppmと20ppmでは全く設備の投資内容が変わってしまいます。そのあたりがどういう基準でやっているのかなというのだけお伺いしたかったので。それによって今後の企業としての意向もいろいろ対策があるかなと思いました。できればその基準がきちんと示されれば一番いいのかなと思いますので、参考にいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 僕は一般質問のときから水道の話をしているものですから聞きたいんですけど、令和6年から公営企業会計になったとき、滞納金の扱いというのはそのまま引き継いでいって、売掛金みたいな形で計上する予定でしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 基本的にはそのまま引き継がれるという認識をしております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 26 号、令和 3 年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第 6 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 27 号、令和 3 年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第 4 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 28 号、令和 3 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第 3 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 29 号、令和 3 年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第 4 号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 30 号 南小国町総合物産館の指定管理者の指定について

○議長（平野昭夫君） 日程第 9、議案第 30 号、南小国町総合物産館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 30 号、南小国町総合物産館の指定管理者の指定については、農林課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 議案第 30 号、南小国町総合物産館の指定管理者の指定について。

南小国町総合物産館の指定管理者を次のように指定する。

令和 4 年 3 月 8 日提出、南小国町長、高橋周二。

- 1、施設の名称、南小国町総合物産館。
- 2、施設の所在地、南小国町大字赤馬場1789番地の1外4筆。
- 3、指定管理者の名称、株式会社SMO南小国、代表取締役、高橋周二。
- 4、指定管理者の所在地、南小国町大字赤馬場1789番地の1。
- 5、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに南小国町総合物産館設置条例（平成4年南小国町条例第17号）第10条第1項の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページから南小国町総合物産館の管理運営に関する協定書、数枚めぐりまして、南小国町総合物産館の指定管理者の仕様書（案）、次にリスク分担表（案）を資料として添付しております。

御承知のとおり、総合物産館については、指定管理制度を利用して、現在、株式会社SMO南小国に管理運営を依頼しておりますが、その期間が令和4年3月31日をもちまして満了を迎えます。そのため、令和4年2月21日を締切りとして公募を行い、結果、現在の指定管理者である株式会社SMO南小国のみの申請となりました。その申請を受けまして、南小国町指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、町長による判断も踏まえ、今回の議案提出としております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありますか。ないですね。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） この指定管理とは関係ないかもしれませんが、今、物産館の土地がリース部分と持ち分と分かれていると思うんですけど、この場合、リース部分は町のほうでやって、物産館からじゃなく、そのあたりがどうなるのかなと思ひまして、お尋ねいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 土地につきましては、令和4年度の当初予算でも計上されておりますけれども、物産館だけではなく、ほとんどの施設が賃貸契約という形になっております。その中で、町のほうからその分は支出を行っております。ただ、今回、SMOの場合は特段別なんですけれども、指定管理委託料が0円という形になるんですが、元来は土地賃借料分を指定管理委託料から差し引いた状態で委託費として支出をしておりました。結果的には指定管理委託料は0円という形になるかと思ひますので、町が賃貸分をお支払いしているという形になります。ただ、一方で、以前の議会の中でも話があったと思ひますが、今後の土地の在り方についての

協議を進めろという話を受けておりますので、今年度も数回にわたり協議した経緯はございますけれども、現状としてはまだ賃貸という形になっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 重々内容は分かっておりますけれど、物産館が早く黒字になって、そのあたりの地代もできれば税金で補わないで、指定管理者のほうで少しでもできればと思って、質問させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第30号、南小国町総合物産館の指定管理者の指定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第31号 南小国町交流促進センターの指定管理者の指定について

○議長（平野昭夫君） 日程第10、議案第31号、南小国町交流促進センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第31号、南小国町交流促進センターの指定管理者の指定については、農林課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 議案第31号、南小国町交流促進センターの指定管理者の指定について。

南小国町交流促進センターの指定管理者を次のように指定する。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

- 1、施設の名称、南小国町交流促進センター。
- 2、施設の所在地、南小国町大字赤馬場3396番地の1外3筆。
- 3、指定管理者の名称、ヤークママ、代表、平野由利。
- 4、指定管理者の所在地、南小国町大字中原414番地。
- 5、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに南小国町交流促進センター設置条例（平成7年南小国町条例第1号）第9条第1項の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに南小国町交流促進センター管理運営に関する協定書（案）、数枚めぐりまして、同様の指定管理者の仕様書（案）、またリスク分担表（案）を資料として添付しております。

交流促進センターにつきましても指定管理者制度を利用し、現在、ヤークママに管理運営を依頼しておりますが、その期間が同様に令和4年3月31日をもって満了を迎えますことから、2月21日を締切りとして公募を行いました。結果、2社からの申請がございまして、南小国町指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、また町長による判断を踏まえ、今回の議案提出としております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 1点、交流促進センターの目的の中に農林業その他産業の振興なり観光への連携ということがうたってあると思いますけれども、今現在、温泉館プラス上にマッサージという施設になっていると思うんですけど、本来持っている交流促進センターの意味からすると、やや少しかけ離れているような運営になっているのではないかと思いますけれど、その辺の御意見はいかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） まず、今回の指定に伴う前の現在までの期間についてなんですけれども、当初、現在の指定管理者になる前の話からになってくるんですけども、急遽、指定管理者制度をやめたいというお話から、また体調等の不具合等で急遽やめたいとか、そういった関係からいろいろと、当時、現在の指定管理者になってもらう際にいろんな公募をやったけれども、結果的にいなかったりとか、誰

かどうしてもやってほしいという方を早急に見つけた経緯がございます。そういった結果から、例えばなんですけれども、交流促進センターにおけるレストラン、食事の提供とか、そういった部分もございますけれども、一番の目的である入浴としての利用という部分の観点からそこを重視しまして、ある意味では条例の中にある部分が満足にできていない部分もあるんですけれども、入浴を目的とした運営だけは何とかやってほしいという経緯の中で現在の管理運営者に委託をしているという状況です。そこから、期間が非常に長く発生しまして、結果的に2階の調理場の施設という部分におきましても未使用のままという形になり、結果、ここを利用する上においてはその設備改修を大幅にやらなければならないという現状に至っております。

今回の申請を踏まえる上においては、当然、条例の中に交流センターの目的という部分を踏まえた上で申請書の記載にもある程度、例えばカフェの営業だったりとか、そういった部分の記載も踏まえた中で、今後の協議としてなんですけれども、やはり先ほどの町としての設備の導入、改修、そういった必要性を協議を踏まえて、もしかしたら町ではなく、指定管理者のほうでやるという話にもなるかもしれませんし、そういった協議を踏まえた上で、かつ、もしかしたら条例の一部改正、そういったことも必要になるかもしれませんが、そこら辺は今後の協議になるかと思えますけれども、基本的には今の条例を主に考えて運営していくという申請の方法で上がってきているのが現状でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 経緯はそうあれ、結果的に温泉館を維持するという結果なのかなと思います。隣の今度、ストロベリーハウス、今、看板が上がっていますけれど、あそこにきのこですか、栽培で観光客なり、そういう事業を展開する上において、どうしてもやっぱりそこ辺は椎茸ですか、原木椎茸の飲食につながる部分だとか、当然入浴も含めて、交流センターの上にそういう飲食スペースがあれば、そういう椎茸を使ったとか、あの隣にはイチジクだとかも栽培されていると思いますけれど、そういう拠点としての本来持っている意味、交流センターという役割がまた見えてくるのではないかと思いますので、その辺は、今後、指定管理の方と協議しながら2階のスペースなりを上手に使っていただいて、限られた場所ではありますが、また町の魅力ある拠点にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 御指摘については、まさしくそのとおりだと思っております。ただ、一方で、隣の観光農園施設を使用している方の御意見とかを踏まえた上になるんですけれども、当然あそこの一帯の各事業者間が交流することによって、

またそこから生まれる地元住民との触れ合いだったりとか、観光客との触れ合いだったりとか、その上において2階部分をどう利用していくかというのは今後の協議になるかと思います。もしかしたら交流促進センターではなく、観光農園の場所を利用した中での同一経営、交流の上での食事の提供という場もあるかもしれませんし、そういったところも踏まえながら、御指摘のところは当然として進めていきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第31号、南小国町交流促進センターの指定管理者の指定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第32号 南小国町きのか菌床培養等施設の指定管理者の指定について

○議長（平野昭夫君） 日程第11、議案第32号、南小国町きのか菌床培養等施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この議案につきましては、地方自治法第117条の規定によって、下城孔志郎議員の退場を求めます。

〔下城孔志郎氏 退場〕

○議長（平野昭夫君） それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第32号、南小国町きのか菌床培養等施設の指定管理者の指定については、農林課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 議案第３２号、南小国町きのこ菌床培養等施設の指定管理者の指定について。

南小国町きのこ菌床培養等施設の指定管理者を次のように指定する。

令和４年３月８日提出、南小国町長、高橋周二。

- １、施設の名称、南小国町きのこ菌床培養等施設。
- ２、施設の所在地、南小国町大字中原４２４９番地。
- ３、指定管理者の名称、株式会社ＡＳＯ小国ファーム、代表取締役、下城孔志郎。
- ４、指定管理者の所在地、南小国町大字中原５１１番地。
- ５、指定の期間、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで。

提案理由。地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項並びに南小国町きのこ菌床培養等施設設置条例（平成７年南小国町条例第３７号）第９条第１項の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

先ほどまでと同様になりますけれども、次のページ以降に南小国町きのこ菌床培養等施設の管理運営に関する協定書（案）、数枚めぐりまして、同様の指定管理者の仕様書（案）、またリスク分担表（案）を資料として添付しております。

きのこ菌床培養等施設につきましても指定管理者制度を利用し、現在、株式会社ＡＳＯ小国ファームに管理運営を依頼しております。他と同様に令和４年３月３１日で期間の満了を迎えることから、令和４年２月２１日を締切りとして公募を行いました。結果、現在の指定管理者のみの申請があり、南小国町指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、町長による判断を行い、今回の議案提出としております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありますか。ありませんね。ありますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第３２号、南小国町きのか菌床培養等施設の指定管理者の指定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

下城孔志郎議員は、議場へお戻りください。

[下城孔志郎氏 入場]

—————○—————

日程第１２ 議案第３３号 南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（平野昭夫君） 日程第１２、議案第３３号、南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この議案につきましては、地方自治法第１１７条の規定によって、穴井千秋議員の退場を求めます。

[穴井千秋氏 退場]

○議長（平野昭夫君） それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第３３号、南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定については、農林課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（本田圭一郎君） 議案第３３号、南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定について。

南小国町木材拠点施設の指定管理者を次のように指定する。

令和４年３月８日提出、南小国町長、高橋周二。

１、施設の名称、南小国町木材拠点施設。

２、施設の所在地、南小国町大字満願寺３０番地。

３、指定管理者の名称、株式会社 F o r e q u e、代表取締役、穴井俊輔。

４、指定管理者の所在地、南小国町赤馬場２０８２番地。

５、指定の期間、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで。

提案理由。地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項並びに南小国町木材拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成２９年南小国町条例第４号）第１０条第１項の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出

する理由である。

先ほどまでと同様に、次のページ以降、管理運営に関する協定書（案）、数枚めぐりまして、指定管理者の仕様書（案）、リスク分担表（案）を資料として添付しております。

木材拠点施設についても指定管理者制度を利用し、現在、株式会社F o r e q u eに管理運営を依頼しておりますが、同様に令和4年3月31日をもちまして期間の満了を迎えることから、令和4年2月21日を締切りとして公募を行いました。結果、現在の指定管理者のみからの申請があり、南小国町指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、また町長による判断を踏まえ、今回の議案提出としております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第33号、南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

穴井千秋議員は、議場へお戻りください。

〔穴井千秋氏 入場〕

—————○—————

日程第13 議案第34号 南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定について

○議長（平野昭夫君） 日程第13、議案第34号、南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第34号、南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定については、まちづくり課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 議案第34号、南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定について。

南小国町多目的集会施設の指定管理者を次のように指定する。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

- 1、施設の名称、南小国町多目的集会施設。
- 2、施設の所在地、南小国町大字満願寺6595番地3。
- 3、指定管理者の名称、黒川温泉自治会、会長、松崎郁洋。
- 4、指定管理者の所在地、南小国町大字満願寺6595番地3。
- 5、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに南小国町多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成15年南小国町条例第24号）第8条の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

なお、本議案文の後に資料としまして、協定書（案）、仕様書（案）を添付しております。

内容は、現行から特に変更はございません。指定管理者制度を利用し、管理運営を行っており、現在、指定管理期間満了が令和4年3月31日であり、4月1日からの指定管理者を現管理者の黒川温泉自治会に指定するものです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 基本的なことを伺いますが、今までの指定管理者との契約は3年間で、この多目的集会施設は5年間の契約ということで、契約期間というのはこれが適当なのか。それから、通称べっちゃん館ですよね、今、黒川温泉の観光協会がその一角を使用していると思いますけれども、そちらはどのような、町から借り受けて、あそこを利用しているのか、自治会との契約であそこのスペースを利用しているのか、そのあたりを教えてくださいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

ほかの指定管理とは別に施設の状況であるとか目的であるとかによりまして、期

間はそれぞれ設定をしております。この集会施設の性質上、やはり5年という期間は妥当であると思っております。また、黒川温泉の観光協会があの施設の一角に入っておりますけれども、そちらは黒川温泉自治会と観光協会の契約という形で入っておりますので、町のほうで特段その施設を利用するとかいう契約を行っていることはございません。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） では、観光協会は自治会との契約ということですが、通常の水道光熱費あたりは観光協会が自治会に納めているという形になるんですか。べっちゃん館の中で全て水道光熱費は取りまとめて、町が払っている形になるんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 光熱費につきましては、町からの負担は行っておりませんので、自治会と観光協会との契約の中で、指定管理者が黒川温泉自治会となっておりますので、自治会が支払って、負担分についてはそれぞれの契約に基づいた案分等に対応しているかと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第34号、南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

————○————

日程第14 議案第35号 工事請負変更契約の締結について

○議長（平野昭夫君） 日程第14、議案第35号、工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第35号、工事請負変更契約の締結について、建設課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） 建設課長。

○建設課長（北里能蔵君） 議案第35号、工事請負変更契約の締結について。

普通河川小田川⑫災害復旧工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

1、工事名、普通河川小田川⑫災害復旧工事。

2、工事場所、南小国町大字満願寺字瀬ノ本地内。

3、契約金額、変更前4,961万円、変更後5,122万9,424円、増額161万9,424円。

4、契約の相手方、熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1824番地、有限会社井上建設、代表取締役、井上幸一。

提案理由。普通河川小田川⑫災害復旧工事のため、地方自治法第96条第1項第5号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。普通河川小田川⑫災害復旧工事は、令和3年7月31日に町内業者5社で指名競争入札を行い、4,961万円で有限会社井上建設が落札し、令和3年8月6日付、契約締結したものです。そして、今回、令和4年2月18日付で161万9,424円の増額変更仮契約を行ったところです。増額の主な要因としては、実績による残土処理の運搬距離が当初設計2キロから変更9.5キロに延長になったことによる増額です。

次のページをお願いします。施工位置図を添付しております。国道442号線沿い、瀬ノ本地区、小田川の最上流部に当たります。

次のページをお願いします。平面図、横断図を添付しております。1工区、右岸側、復旧延長42.5メートル、2工区、左岸側86.5メートルになります。工事概要としましては、掘削工456立米、盛土工320立米、ブロック積工571平米、石積工一式、構造物取壊工一式、仮設工一式となっているところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 3 5 号、工事請負変更契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 5 議案第 3 6 号 町有林野部分林契約について

○議長（平野昭夫君） 日程第 1 5、議案第 3 6 号、町有林野部分林契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 3 6 号、町有林野部分林契約については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第 3 6 号、町有林野部分林契約について。

町有林野部分林契約を次のとおり締結する。

令和 4 年 3 月 8 日提出、南小国町長、高橋周二。

1、組合名称及び代表者、2、所在地及び面積、3、存続期間、4、樹種及び見込本数、5、植栽期間及び方法、6、伐採時期及び方法、7、林野保護に関する事項、8、収益分収の割合、9、違約組合に対する措置を横に順に読み上げていきたいと思ひます。

瓜上菰田造林組合、中島智明外 9 名、南小国町大字中原字菰田 3 1 6 7 の 3 4、1. 7 5 3 6 ヘクタール、8 0 年、杉 2, 0 0 0 本、平成 3 0 年 3 月植栽、令和 7 9

年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

続きまして、瓜上菰田造林組合、中島智明外 9 名、南小国町大字中原字箱城 3 0 8 9、0.68 ヘクタール、80 年、杉 1,000 本、昭和 35 年 3 月植栽、令和 2 年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

提案理由。部分林契約のため、南小国町町有林野部分林設定条例第 4 条の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

この議案については、一番上の字菰田については、長年、牛の草場として利活用しておりましたが、ここ数十年、野焼きを行うだけで、近年、組合員の高齢化により、野焼きも困難になってきたため、植林を行ったものです。箱城については、平成 19 年に部分林契約を結んだ際に漏れておりましたので、今回併せて契約をするものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第 36 号、町有林野部分林契約についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 37 号 町有林野部分林契約について

○議長（平野昭夫君） 日程第 16、議案第 37 号、町有林野部分林契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第37号、町有林野部分林契約については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第37号、町有林野部分林契約について。

町有林野部分林契約を次のとおり締結する。

令和4年3月8日提出、南小国町長、高橋周二。

1、組合名称及び代表者、2、所在地及び面積、3、存続期間、4、樹種及び見込本数、5、植栽期間及び方法、6、伐採時期及び方法、7、林野保護に関する事項、8、収益分収の割合、9、違約組合に対する措置を順に横に読み上げていきたいと思います。

志津三山造林組合、坂本講一外31名、南小国町大字満願寺字西十三部1670の1、0.249ヘクタール、80年、杉300本、昭和50年植栽、令和36年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

続きまして、同じく志津三山造林組合、坂本講一外31名、南小国町大字満願寺字西十三部1670の2、0.0603ヘクタール、80年、杉90本、昭和50年植栽、令和36年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

続きまして、同じく志津三山造林組合、坂本講一外31名、南小国町大字満願寺字西十三部1760の1、1.3949ヘクタール、80年、杉2,000本、昭和50年植栽、令和36年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

次に、志津三山造林組合、坂本講一外31名、南小国町大字満願寺字尾又2767、0.7329ヘクタール、80年、杉1,000本、昭和54年植栽、令和40年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

続きまして、同じく志津三山造林組合、坂本講一外31名、南小国町大字満願寺字立石3655の4、1.4512ヘクタール、80年、杉2,000本、昭和39年植栽、令和25年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

同じく志津三山造林組合、坂本講一外31名、南小国町大字満願寺字立石3655の7、0.3901ヘクタール、80年、杉500本、昭和39年植栽、令和25年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

続きまして、志津三山造林組合、坂本講一外 31 名、南小国町大字満願寺字西蔵迫 2870、1.5849ヘクタール、80年、杉2,000本、昭和56年植栽、令和43年全伐、除伐及び防火線の設置、南小国町町有林野部分林設定条例による、契約解除。

提案理由でございます。部分林契約のため、南小国町町有林野部分林設定条例第4条の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

この7筆については、以前、志津造林組合、立石造林組合、志津白丹様造林組合が部分林契約を行い、管理しておりましたが、各組合の組合員の減少と高齢化により管理ができなくなったため、部分林解除願を提出して、新たに造林組合を合併して、部分林契約を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 年代的には40年以上たっている状況だろうと思いますが、今までの管理は町がしていたわけですか。それと、収益分収の割合について教えてくださいたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 管理につきましては、当然この造林組合が管理をしております。それと、分収割合につきましては、造林組合8、町が2となっております。以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。いいですね。ほかに質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第37号、町有林野部分林契約についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第 17 委員長報告 南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会

南小国町議会における議員定数削減に関する事項

○議長（平野昭夫君） 日程第 17、委員長報告を議題といたします。

井上委員長より報告を求めます。

はい、井上委員長。

○南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会委員長（井上則臣君） 委員会調査報告書。

南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会委員長、井上則臣。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

1、調査事件名、南小国町議会における議員定数削減に関する事項。

2、調査の結果、本特別委員会は、議員定数削減についての調査研究を行うため、議長を除く 9 人の委員により、令和 2 年 3 月定例会において設置されました。

まず、令和 2 年 7 月 29 日に第 1 回委員会が開催され、今後の進め方について協議がなされました。いつまでに結論を出すべきなのか、町民の意見を聞き取る期間が必要、他の自治体の状況を踏まえながら進めていきたいなどの意見が出されました。その中で、前回改選時に 12 人から 10 人に削減した小国町議会と定数 8 人で活動されている産山村議会の状況が知りたいとの意見が出され、コロナ禍ということもあり、正副委員長と事務局で調査することになりました。

令和 3 年 1 月 28 日、第 2 回委員会として小国町議会へ、同年 3 月 24 日、第 3 回委員会として産山村議会をそれぞれ訪問し、議長並びに議会事務局長と意見交換を行いました。それぞれのメリット、デメリットや削減に至った経緯など、参考とさせていただき貴重な御意見を聞くことができました。

令和 3 年 11 月 5 日、第 4 回委員会を開催し、小国町議会並びに産山村議会の調査結果、及びこの 1 年間に議員定数の削減を行った県内町村の報告を行いました。その後、全委員それぞれの考え方や意見をお聞きしました。全ての意見を踏まえ、本特別委員会としては「全会一致」が望ましいものの採決により決定した旨の提案を行いました。

令和 4 年 1 月 21 日、第 5 回委員会を開催し、定数削減をするか否かの採決を採り、挙手採決により、賛成多数で可決されました。

令和4年2月18日、第6回委員会を開催し、1人減の定数9人と、2人減の定数8人の採決を採り、挙手採決により、1人減の定数9人が多数となりました。

3、調査の結果、以上のことから、本特別委員会としては、1人減の定数9人の議員定数案を決定しましたので、報告いたします。

○議長（平野昭夫君） 以上で、委員長報告を終了いたします。

なお、当初日程にありました発議第1号につきましては、昨日お配りしたとおり、事件撤回請求書が提出されておりますので、御報告をいたします。

はい、井上委員長。

○南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会委員長（井上則臣君） 事件撤回請求書。

令和4年3月8日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

件名、南小国町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

理由。議員定数の削減という今後の議会運営において最も重要な案件であるにもかかわらず、一身上の都合により2名の議員が採決に欠席する状況になった中で、今会期中に採決すべきではないと判断したためです。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） 今、委員長の言われたとおりでございます。

○2番（佐藤 毅君） 意見を求めます。

○議長（平野昭夫君） これは、報告ですので、意見は受け付けません。委員長報告のときの委員会で撤回しましたので、何の意見ですか。

○2番（佐藤 毅君） 撤回理由の意見を求めます。

○議長（平野昭夫君） 撤回理由の意見は、今、委員長が報告されたとおりです。

○2番（佐藤 毅君） 意見を求めます。質問をさせてください。

○議長（平野昭夫君） 委員長報告ですので。

○2番（佐藤 毅君） 委員長に質問です。

○議長（平野昭夫君） そうですね。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 定数削減特別委員会、私、副委員長をさせていただき、委員長とはともに小国町議会、産山村議会を訪問させていただき、この定数削減に関する委員会議論をさせていただきました。この3月に上程されたのは、委員長、常々おっしゃられていたとおり、町民に周知徹底するがために時間的余裕を1年間とりたいとおっしゃられたと思います。そのために前回の委員会も1名欠員の中でも採決をされたと思います。そうであれば、この3月定例会で採決をすべきではないでし

ようか。ほかの議案はこの定数で出席議員の中で採決が行われていますので、ぜひここでやって、町民に削減するのか、そういう結果を示すべきではないかと思えますけれど、いかがですか。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上委員長。

○南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会委員長（井上則臣君） 佐藤議員にお答えします。

委員会においての欠席は、退席でございました。今回の本会議におかれましては、一身上の都合とはいえ、推測するものがあります。微妙なデリケートな問題でございますので、この最終決定については全員出席のもとで行いたいと判断して、このような理由を提出しました。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） その前に、書類が提出されておりますので、それが有効となりますので、この件につきましては以上で終わります。

以上です。委員長の言われたとおりです。

—————○—————

日程第18 陳情第1号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望

○議長（平野昭夫君） 次にいきます。日程第18、陳情第1号、母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望を議題といたしますが、議会運営委員会において配付のみとされておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。よって、配付のみといたします。

書類を配付いたします。

〔書類配付〕

—————○—————

日程第19 議員派遣報告について

○議長（平野昭夫君） 日程第19、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可いたしました議員派遣につきましては、別紙のとおりですので、御報告をいたします。

—————○—————

日程第20 議員派遣の件について

○議長（平野昭夫君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思います。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決定いたします。

—————○—————

日程第２１ 閉会中の継続審査について

○議長（平野昭夫君） 日程第２１、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査、南小国町議会議員定数削減に関する３特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定しました。

お諮りします。会議規則第４５条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、この事件につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定をしました。

これで、令和４年第１回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後０時１９分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 7 番

会議録署名議員 8 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第3号	専決処分の報告について（令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第12号））	3月8日	承認
	町長施政方針	3月8日	
議案第4号	令和4年度南小国町一般会計予算書	3月9日	原案可決
議案第5号	令和4年度南小国町国民健康保険特別会計予算書	3月9日	原案可決
議案第6号	令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計予算書	3月9日	原案可決
議案第7号	令和4年度南小国町介護保険特別会計予算書	3月10日	原案可決
議案第8号	令和4年度南小国町水道事業特別会計予算書	3月10日	原案可決
議案第9号	令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計予算書	3月10日	原案可決
議案第10号	令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計予算書	3月10日	原案可決
議案第11号	令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計予算書	3月10日	原案可決
議案第12号	行政手続における押印原則の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第13号	南小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第14号	南小国町テレビジョン共同受信施設の設置に関する条例等を廃止する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第15号	南小国町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第16号	南小国町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第17号	南小国町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第18号	南小国町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第19号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	3月10日	原案可決
議案第20号	南小国町立学校教職員住宅及びへき地学校教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第21号	南小国町営農林業担い手住宅条例の一部を改正する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第22号	令和3年度南小国町一般会計補正予算書（第13号）	3月10日	原案可決
議案第23号	令和3年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）	3月11日	原案可決
議案第24号	令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）	3月11日	原案可決
議案第25号	令和3年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第4号）	3月11日	原案可決
議案第26号	令和3年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第6号）	3月11日	原案可決
議案第27号	令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第4号）	3月11日	原案可決
議案第28号	令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第3号）	3月11日	原案可決
議案第29号	令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第4号）	3月11日	原案可決
議案第30号	南小国町総合物産館の指定管理者の指定について	3月11日	原案可決
議案第31号	南小国町交流促進センターの指定管理者の指定について	3月11日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	審 議 結 果
議案第32号	南小国町きのこと菌床培養等施設の指定管理者の指定について	3月11日	原案可決
議案第33号	南小国町木材拠点施設の指定管理者の指定について	3月11日	原案可決
議案第34号	南小国町多目的集会施設の指定管理者の指定について	3月11日	原案可決
議案第35号	工事請負変更契約の締結について	3月11日	原案可決
議案第36号	町有林野部分林契約について	3月11日	原案可決
議案第37号	町有林野部分林契約について	3月11日	原案可決
委員長報告	南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会 南小国町議会における議員定数削減に関する事項	3月11日	報告済み
陳情第1号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望	3月11日	配付のみ
	議員派遣報告について	3月11日	承 認
	議員派遣の件について	3月11日	承 認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／南小国町議会議員定数削減に関する特別委員会／議会運営委員会）	3月11日	各委員会 継続審査 決 定

南小国町議会会議録
令和4年第1回定例会

令和4年3月発行

発行人 南小国町議会議長 平野 昭 夫
編集人 南小国町議会事務局長 北 里 能 蔵
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場  
143番地  
電 話 (0967) 42-1125